

史跡埼玉古墳群保存活用計画

平成 31 年 3 月

埼玉県教育委員会

序

県名発祥の地、行田市埼玉に所在する埼玉古墳群は、前方後円墳を中心とした大型古墳の群集する古墳群として昭和 13 年に国の史跡に指定されました。

埼玉県では、昭和 42 年に「さきたま風土記の丘」建設事業に着手して以来、継続的に古墳の整備を実施してきました。

その間、昭和 43 年に稲荷山古墳から出土した鉄剣から、昭和 53 年に 115 文字の銘文が発見され、日本史を語る上で欠かせない資料として歴史の教科書には必ず掲載されるなど、埼玉古墳群の重要性は広く国民に知れ渡っています。

埼玉古墳群は、史跡指定から 80 年、整備を開始して 50 年が経過し、周辺の市街化の進行や、史跡の適切な保存とともに多様な活用が求められるなど史跡をとりまく環境も大きく変わりつつあることから、将来的な古墳群の保存活用の基本的な方針を明確にするため、史跡埼玉古墳群の保存活用計画を策定することといたしました。

この計画をもとに、埼玉県教育委員会では、埼玉古墳群を将来にわたって保存して後世に継承していくとともに、県民をはじめ全国の方々に利用していただけるようその価値を広く発信し、郷土埼玉の誇りとなる史跡にしていきたいと思います。

本計画策定にあたり、御指導・御協力を賜りました、史跡埼玉古墳群保存活用計画策定委員の先生方、並びに文化庁、行田市、地元の方々等、関係の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

埼玉県教育委員会

教育長 小 松 弥 生

例 言

- 1 本書は、埼玉県行田市埼玉・渡柳に所在する、国史跡埼玉古墳群の保存活用計画書である。
- 2 この保存活用計画は、埼玉県教育委員会が主体となり、平成 29、30 年度文化庁文化財保存事業費国庫補助金の交付を受けて実施した。
- 3 計画策定にあたって、有識者による「史跡埼玉古墳群保存活用計画策定委員会」における検討を経て、事務局が策定したものである。
- 4 本事業に係る事務は埼玉県立さきたま史跡の博物館史跡整備担当で行った。
- 5 本書の作成にあたり、計画策定の支援を応用地質株式会社（平成 29、30 年度）に、航空写真撮影を中央航業株式会社（平成 29 年度）に委託した。
- 6 計画策定にあたり、文化庁文化財第二課の指導・助言をいただき、行田市及び地元住民の方々から多大なる協力をいただいた。

史跡埼玉古墳群保存活用計画 目次

序

例言

第1章 計画策定の沿革・目的	1
1 計画策定の沿革	1
2 計画の目的	1
3 委員会の設置・経緯	1
4 他の計画との関係	4
5 都市計画法に基づく都市計画公園区域の決定	4
6 現在整備中の公園範囲について	4
7 計画の対象範囲	4
8 計画の実施	7
第2章 史跡の概要	8
1 指定の経緯	8
2 公有化の経緯	17
3 管理団体	17
4 史跡の概要	19
4-1 位置	19
4-2 自然的環境	20
4-3 埼玉古墳群と関東地方の古墳	21
4-4 埼玉古墳群と周辺の遺跡	23
4-5 埼玉古墳群の整備・発掘調査の経緯	28
4-6 埼玉古墳群の概要	31
5 指定地の状況	36
5-1 各古墳の現況	36
5-2 諸施設の現況	83
5-3 植栽	100
5-4 活用状況	104
5-5 法規制	112
5-6 自治体施策	115
第3章 史跡の本質的価値	119
1 埼玉古墳群の本質的価値	119
2 史跡の構成要素	124

第4章 史跡の現状と課題	126
1 保存	126
2 活用	127
3 整備	129
4 運営体制	131
第5章 大綱・基本方針	132
1 大綱	132
2 基本方針	133
第6章 保存管理	134
1 保存管理の方向性	134
2 保存管理の方法	134
3 追加指定の方針	139
第7章 活用	140
1 活用の方向性	140
2 活用の方法	140
第8章 整備	143
1 整備の方向性	143
2 整備の方法	143
3 整備の事業計画	145
第9章 運営体制の整備	146
1 運営体制の方向性	146
2 運営体制の方法	146
第10章 施策の実施計画の策定・実施	147
1 短期計画	147
2 中・長期計画	147
第11章 経過観察	149
1 方向性	149
2 方法	149
巻末資料	151
航空写真	151

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

埼玉古墳群は昭和13年に国指定史跡となってから、平成30年で80年を迎えた。また埼玉県が昭和42年に「さきたま風土記の丘整備事業」として史跡の整備を始めて、平成29年で50年になった。その後、現在に至るまで史跡指定地の拡張や古墳の整備事業を継続して進めているが、昭和43年に稲荷山古墳の発掘調査で出土した鉄剣が、昭和53年になって115文字の金象嵌があることがわかり、昭和58年に国宝に指定されたことは、埼玉古墳群の名を広く世に知らしめることとなった。

史跡指定範囲については公有化を進めながら史跡整備を実施してきたこともあり、従来、保存管理（活用）計画を策定していなかったという経緯がある。しかし、史跡指定から80年という節目の年を迎え、史跡をとりまく環境も大きく変わりつつあることから、将来的な古墳群の保存・活用の基本方針を明確にする必要があると判断し、今回、新たに保存活用計画を策定することとなった。

2 計画の目的

史跡埼玉古墳群においては、史跡指定地の拡張、指定地外に広がる保護すべき範囲における開発の取扱い、多様なニーズに応じた整備・活用事業の推進など、多くの課題を抱えている。

この保存活用計画では、史跡埼玉古墳群を将来にわたって保存し、積極的な活用を推進していくため、史跡の価値や構成要素を明確にし、保存活用に係る基本方針やそれに基づく整備の方針、管理の方法、現状変更の取扱いの基準を定めるものである。

なお、計画の策定にあたっては管理団体である行田市と協議を行っており、計画の内容については同意を得ているものである。

3 委員会の設置・経緯

保存活用計画を策定するにあたり、有識者等の意見を取り入れるために、以下のとおり「史跡埼玉古墳群保存活用計画策定委員会」を設置した。

(平成29年12月19日 生涯学習文化財課長決裁)

(平成30年4月1日 文化資源課長決裁)

史跡埼玉古墳群保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡埼玉古墳群の保存活用計画を策定するにあたり、史跡埼玉古墳群保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、埼玉県教育委員会が策定する史跡埼玉古墳群保存活用計画（以下「計画」という。）について意見を交換し、これを集約して教育長に報告を行う。

（組織）

第3条 委員会は 大学教授、学識経験者、地元有識者等からなる委員4名をもって組織する。

2 委員は教育長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じて、委員会に属さないものの出席を求めることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

4 委員長が出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は必要に応じて、教育長が招集する。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、埼玉県教育局市町村支援部文化資源課及び埼玉県立さきたま史跡の博物館に置く。

2 事務局長は、さきたま史跡の博物館長とする。

（委任規定）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は教育長が定める。

史跡埼玉古墳群保存活用計画策定委員会 委員名簿

委員

井上 尚明（座長）	立正大学文学部講師（専門：考古学）
若狭 徹	明治大学文学部准教授（専門：考古学）
羽生 冬佳	立教大学観光学部教授（専門：観光・まちづくり）
石島 きく江	行田市文化財保護審議委員（地元有識者）

指導・助言

浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官
-------	---------------------

オブザーバー

中島 洋一	行田市教育委員会文化財保護課長
-------	-----------------

事務局

埼玉県教育局市町村支援部文化資源課

埼玉県立さきたま史跡の博物館

○委員会の開催状況

平成 29 年度

平成 30 年 2 月 16 日（金）さきたま史跡の博物館

- （１）平成 29 年度実施分の史跡埼玉古墳群保存活用計画策定について
- （２）平成 30 年度の史跡埼玉古墳群保存活用計画策定について

平成 30 年度 第 1 回

平成 30 年 7 月 28 日（土）さきたま史跡の博物館

- （１）平成 29 年度に作成した史跡埼玉古墳群保存活用計画について
- （２）平成 30 年度に実施する史跡埼玉古墳群保存活用計画策定事業について

平成 30 年度 第 2 回

平成 30 年 11 月 2 日（金）さきたま史跡の博物館

- （１）史跡埼玉古墳群保存活用計画（案）について

平成 30 年度 第 3 回

平成 31 年 1 月 22 日（火）さきたま史跡の博物館

- （１）史跡埼玉古墳群保存活用計画（案）について



平成 29 年度委員会



平成 30 年度第 1 回委員会



平成 30 年度第 2 回委員会



平成 30 年度第 3 回委員会

写真 1-1 委員会開催状況

4 他の計画との関係

当保存活用計画は、県で作成した以下のような既往計画の基本的な方針に基づいて、史跡埼玉古墳群の保存活用の具体的な方針を定めるものである。

埼玉県は、「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うらおいの埼玉－」（平成29年度～平成33年度）において、“文化財の保護、活用、情報発信”や“文化資源を生かした地域振興”を推進するとともに、史跡埼玉古墳群を利根地域の地域づくりの活性化を進めるための貴重な文化資源の一つに位置付けている。また、「第2期埼玉県教育振興基本計画」（平成26年10月）では、県内の貴重な財産である文化財を保存・活用し、後世に伝える主な取組みの一つとして、“埼玉古墳群（国指定史跡）について、世界遺産への登録や特別史跡への指定を視野に入れた整備の推進”を盛り込んでいる。（第3期については現在策定中）

古墳群の整備にあたっては、平成18年度に『史跡埼玉古墳群保存整備基本計画』を策定し、現状把握や課題の設定を行い、“埼玉古墳群の恒久的保存を図るとともに、安全で快適な歴史空間を創造する”などの方針を定め、まちづくりとも関連させた長期的・段階的な今後の整備事業の方向性を示した。現在もこの方向性のもとに第3期整備事業を進めている。

ただし、整備基本計画については、策定より12年の時間が経過し状況が変化したため、今回策定した保存活用計画の内容と相違が生じている点があるが、このような点については、最新の現況を盛り込んで策定した当計画を優先し、また、今後整備基本計画を見直す際には、当計画を踏まえたものとする。

5 都市計画法に基づく都市計画公園区域の決定

史跡地を含む一帯は、昭和42年3月に行田都市計画において、都市施設の公園として定められ、昭和51年4月に「さきたま古墳公園」として開園した。その後、平成9年5月に都市計画を変更し、公園の計画面積を97.0haに拡張している。

埼玉県は公園区域の用地取得、整備を進め、現在はそのうちの37.6haが公園として供用されている（図1-1参照）。

6 現在整備中の公園範囲について

現在、県の公園部局では、さきたま古墳公園の南西部に隣接する約11.7haについて、公園の拡張事業を進めている（図1-2参照）。この中には、埼玉古墳群の古墳分布の様子を鳥瞰できるような1/10模型等も検討されている。なお、整備工事後は教育局に管理が移管される。

7 計画の対象範囲

現在の史跡指定範囲は、9つの大型古墳とその周辺地域の約26.5haで、そのほとんどが公有地となっている（平成31年3月時点）。しかし、すべての古墳において周堀の一部が未指定で、外堀を含む古墳全域が指定地内に含まれている古墳はない。また、同古墳群中

の終末期とされる浅間塚古墳、戸場口山古墳とその周辺は未指定である。

これまで、埼玉県教育委員会は埼玉古墳群周辺地域の確認調査を継続的に進め、古墳群の範囲確定に努めてきた。その成果をもとに、近年は、大型の前方後円墳・円墳・方墳が分布する範囲を中心として、北は旧忍川、西は丸墓山古墳から奥の山古墳にかけてのライン、南は中の山古墳、東は將軍山古墳から戸場口山古墳にかけてのラインで囲まれた範囲を古墳群のおおよその範囲とし、この範囲内を今後保護を要する範囲に位置付けている。

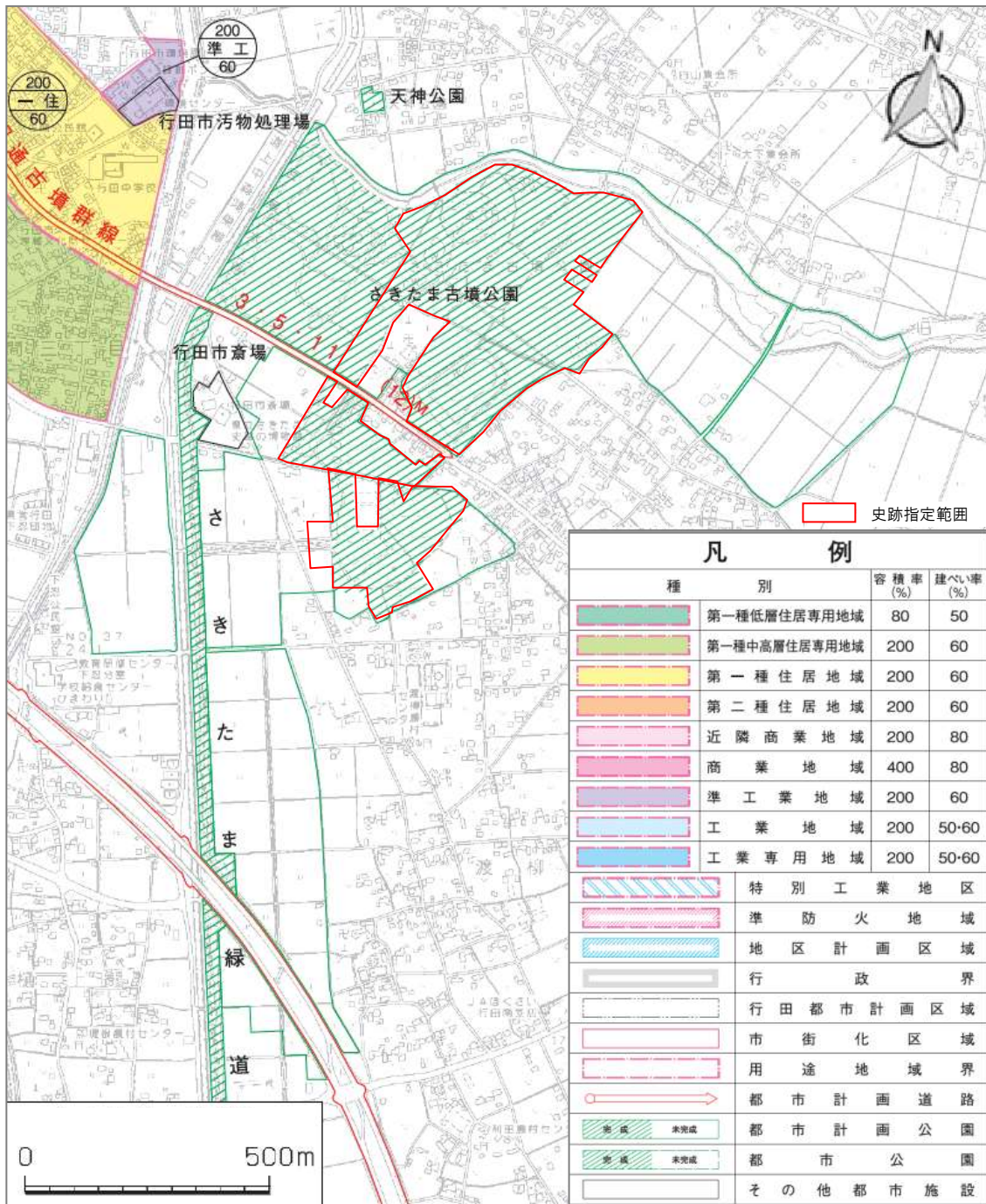


図 1-1 行田都市計画と史跡指定範囲
(行田都市計画図(平成28年3月更新)に加筆)

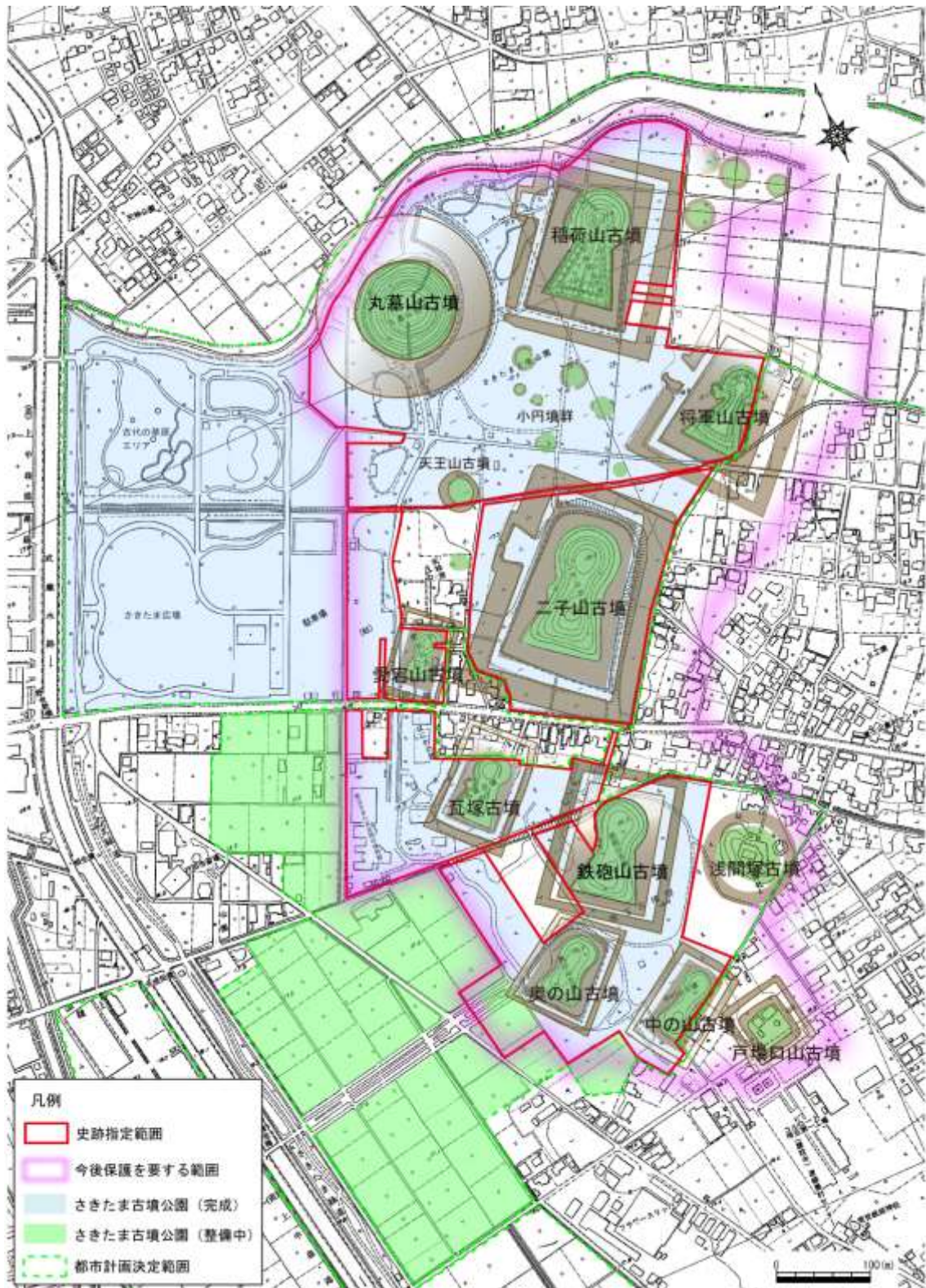
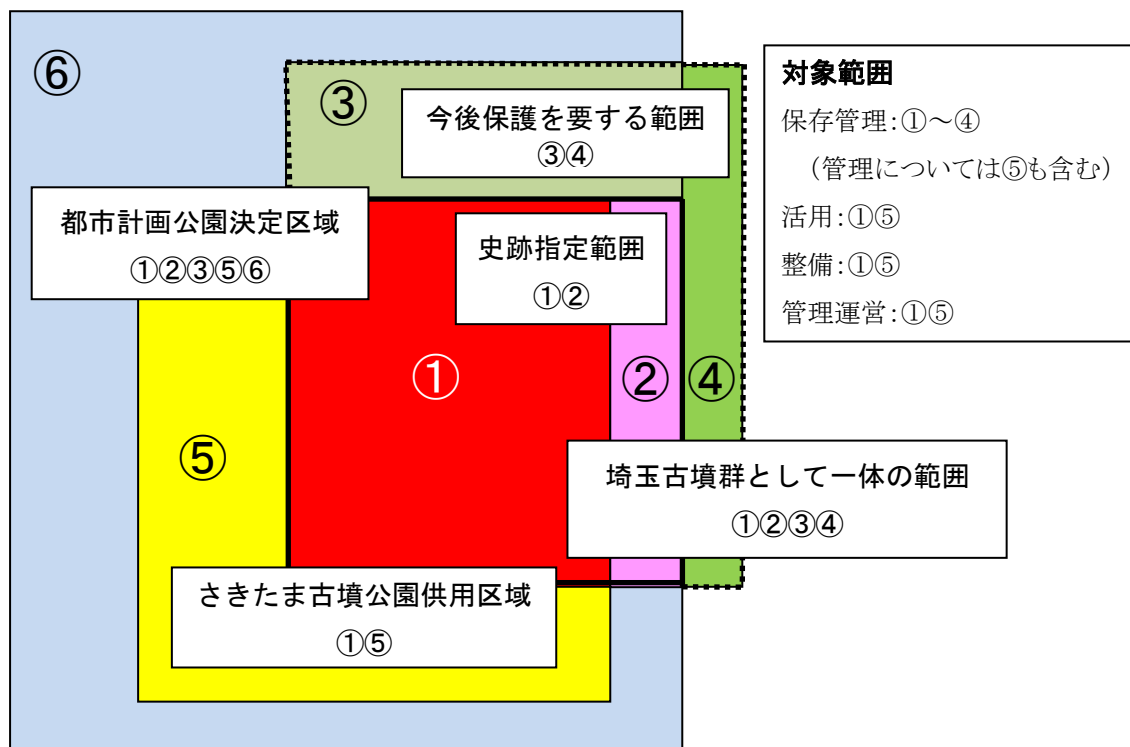


図 1-2 埼玉古墳群の史跡指定範囲とさきたま古墳公園

一方で、さきたま古墳公園として整備されている範囲のうち、史跡指定地外のエリアについては、遺構等はないことが発掘調査で確認されているものの、史跡の活用や整備、管

理を考える際には、史跡と切り離すことはできない。

そこで、本保存活用計画の対象範囲は、基本的には図 1-2 に示した史跡指定範囲及び今後保護を要する範囲とするが、史跡の活用や整備を考える上で史跡指定範囲と一体で検討する必要がある史跡指定範囲以外のさきたま古墳公園用地についても周辺地域として言及する。図 1-2 を模式的に表したものが図 1-3 である。この計画においては、保存管理、活用、整備、運営・体制の方針を定めていくが、それぞれの項目について述べるにあたり、対象範囲を整理するため、図 1-3 の①～⑥の区域を各章冒頭で記載する。



- ①史跡指定範囲でさきたま古墳公園となっている範囲
- ②史跡指定範囲でさきたま古墳公園となっていない範囲（未公有地）
- ③今後保護を要し都市計画公園決定区域にあるが、さきたま古墳公園となっていない範囲
- ④今後保護を要するが、都市計画公園決定区域にない範囲
- ⑤さきたま古墳公園として供用されているが、史跡指定範囲ではない（古墳が分布しない）範囲
- ⑥都市計画公園決定区域のうち、上記①～③⑤以外の範囲

（※⑥は今後公園整備が行われるのに伴い、順次⑤の範囲となる。）

図 1-3 史跡埼玉古墳群とさきたま古墳公園に関する模式図

8 計画の実施

この史跡埼玉古墳群保存活用計画は、平成 31 年 4 月から実施するものとする。なお、本計画の効用は概ね 10 年とし、史跡を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて見直しを図ることとする。

第2章 史跡の概要

1 指定の経緯

史跡埼玉古墳群の指定に関する経緯は以下のとおりである。

表 2-1 埼玉古墳群の指定に関する年表

昭和 13 年 8 月 8 日	史跡指定	官報第 3479 号	文部省告示第 292 号
昭和 32 年 7 月 31 日	名称変更	官報第 9180 号	文化財保護委員会告示第 58 号
昭和 58 年 6 月 6 日	国宝指定	官報第 16900 号	文部省告示第 81 号
平成 元年 9 月 22 日	追加指定	官報第 96 号	文部省告示第 137 号
平成 25 年 10 月 17 日	追加指定	官報号外第 225 号	文部科学省告示第 147 号
平成 30 年 10 月 15 日	追加指定	官報号外第 226 号	文部科学省告示第 195 号

(1) 昭和 13 年の史跡指定の経緯

埼玉古墳群は、近世以来、古絵図などにも記載され、その所在が認められていた。昭和に入ると、多くの考古学研究者が訪れるようになり、学界にも広く知られるようになっていった。

昭和 9 年に埼玉古墳群の東方に位置する若王子古墳が埋め立て用の土採取のために完全に破壊された。ほぼ同時期から稲荷山古墳の前方部の土採取に起因する破壊が始まっていた。これら古墳群の破壊を憂慮した埼玉村では、昭和 10 年 5 月に埼玉県に対して丸墓山、二子山、鉄砲山古墳の保存要望書を提出した。この要望を受け、埼玉県は 3 古墳を仮指定するため、同年 6 月に文部大臣あてに案文を提出する。しかし文部省は 3 古墳だけではなく、付近の古墳も併せて古墳群として一括保存すべきとの見解を示した。埼玉県では、3 古墳については破壊の危機が切迫していることと、他の古墳については調査中であることから、まずは 3 古墳の仮指定を依頼し、文部省は上記 3 古墳の仮指定を了承する。これらのやり取りの中で埼玉村からは稲荷山古墳の一部が土採取されている報告もあることから、いかに切迫した状況であったかが判る。

同年 8 月、『埼玉縣報昭和十年八月二十日第八百六十八号』により丸墓山、二子山、鉄砲山古墳の計 3 古墳の仮指定が告示された。

昭和 10 年 10 月 26 日に文部省の命により柴田常恵博士が埼玉村の現地視察を行った。埼玉県史蹟名勝天然記念物調査委員の金鑽宮守とともに古墳群を実地踏査した。昭和 11 年 2 月 26 日に「第一四回埼玉縣史蹟名勝天然記念物調査會」が開催された。その中で、稲荷山古墳、愛宕山古墳、瓦塚古墳、中の山古墳、奥の山古墳、將軍山古墳、ボッチ山古墳について指定に係る調査を求めることに決定した。すなわち、先に仮指定された 3 古墳を含め、埼玉古墳群のすべての古墳を国指定史跡として保存すべき価値のあるものと認められた。

その後、埼玉村から図面等の提供を受け、同年 9 月 18 日付けで文部大臣あて国指定史

(2) 埼玉古墳群の名称変更

昭和 29 年、埼玉村は行田市と合併して行田市埼玉となったことから、昭和 32 年 7 月 31 日付け『官報 第 9180 号』により、「埼玉村古墳群」の名称を「埼玉古墳群」と改称した。

種別	上		下	
	名称	指定告示	所在地	名称
特別史跡	大浦町環状列石	昭和二十八年文化財保護委員会告示第四十七号及び昭和三十一年文化財保護委員会告示第四十九号	秋田県鹿角郡十和田町	大浦環状列石
特別天然記念物	天童首村鎌蓋及雄蓋簡	昭和八年文部省告示第八十号及び昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十四号	宮城県玉造郡鳴子町	鬼首の鎌蓋雄蓋簡
特別天然記念物	生地	大正九年内務省告示第五十七号、昭和二年内務省告示第三百四十三号及び昭和二十八年文化財保護委員会告示第七十二号	埼玉県鴻巣市	沼島方原サクラソウ自生地
同	野田村のサギ及其の繁殖地	昭和十三年文部省告示第三百六十号及び昭和三十一年文化財保護委員会告示第九号	野田のサギおよびその繁殖地	野田のサギおよびその繁殖地
同	安曇村墳場丘及球状石灰石	大正十一年内務省告示第四十九号及び昭和二十八年文化財保護委員会告示第三十三号	長野県南安曇郡安曇村	白背温泉の噴湯丘と球状石灰石
同	八代村のツル及びその波来地	大正十年内務省告示第三十八号及び昭和三十年文化財保護委員会告示第二十一号	山口県熊毛郡熊毛町	八代のツルおよびその波来地
同	喜入村リユウキユウコウガイ産地	大正十年内務省告示第三十八号及び昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十四号	鹿児島県揖保郡喜入町	喜入のリユウキユウコウガイ産地
史跡	埼玉村古墳群	昭和十三年文部省告示第二百九十二号	埼玉県行田市	埼玉古墳群
同	段文村貝塚	昭和五年文部省告示第四十号	千葉県香取郡小貝川町	段文貝塚
同	西秋沼清水石器時代住居跡群	昭和八年文部省告示第八十号	東京都西多摩郡秋多町	西秋沼清水石器時代住居跡群
同	石貫村穴観音横穴	大正十年内務省告示第三十八号	熊本県玉名市	石貫穴観音横穴
同	石貫村ナギノ横穴群	大正十年内務省告示第三十八号	熊本県玉名市	石貫ナギノ横穴群

◎文化財保護委員会告示第五十八号
左表上欄に掲げる特別史跡、特別天然記念物、史跡、名勝及び天然記念物の名称を同表下欄のよりに改める。
昭和三十三年七月三十一日
文化財保護委員会委員長 河井 彌八

図 2-2 官報告示文 (官報 第 9180 号 昭和 32 年 7 月 31 日)

(3) 平成元年の追加指定について

昭和 13 年の指定では、主に墳丘のみの指定であったが、周堀等墳丘の周辺地域についても、平成元年 9 月 22 日付け『官報 第 196 号』で追加指定された。これにより、従来の指定面積 45,838.65 m²に 176,906.55 m²を加え、計 222,745.20 m²が国史跡の指定範囲となり、従来の範囲を大きく広げることとなった。指定の説明は次のとおり。

「埼玉古墳群は、円墳はじめ前方後円墳がほぼ完全な形で現存しており、昭和 13 年に史跡に指定された。今回、既指定地の周辺部の周濠等の部分を追加して指定し、史跡の一体としての保存を図ろうとするものである。」

財に、昭和 58 年には国宝に指定された。

今回追加指定しようとするのは奥の山古墳の周濠部分である。奥の山古墳は 6 世紀中葉に築造された墳長 66.4 メートルの前方後円墳である。平成 19 から 21 年度に埼玉県教育委員会によって行われた発掘調査により、二重の周濠を持つことが判明するなど、従来想定されていたよりも古墳の範囲が広がることが明らかになった。

このように埼玉古墳群は関東における有数の古墳群として、地域の有力勢力の動向を明瞭に示すなど重要である。今回、奥の山古墳の周濠部分のうち条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。」

(6) 武蔵稲荷山古墳出土品の国宝指定について

史跡埼玉古墳群を語る上で、稲荷山古墳から出土した金錯銘鉄剣をはじめとする、埋葬主体部出土品の国宝指定は重要である。

稲荷山古墳の発掘調査は昭和 43 年に行われ、2 基の埋葬主体部から豊富な副葬品が出土し、昭和 51 年には埼玉県指定文化財に指定された。昭和 53 年に金属器の保存処理を委託したところ、115 文字の金象嵌銘が発見され、一躍脚光を浴びた。

昭和 56 年には「武蔵埼玉稲荷山古墳出土品」として重要文化財に指定され、そのわずか 2 年後の昭和 58 年 6 月 6 日付け『官報 第 16900 号』「文部省告示第八十一号」において、「わが国の古墳文化研究のうゑに欠かせない重要なものであり、その学術的価値はきわめて高いものがある」として、国宝に指定された。

その際に指定された資料は以下のとおりである。

○武蔵埼玉稲荷山古墳出土品

金錯銘鉄剣 辛亥年七月在銘 1 口、神獸鏡 1 面、硬玉勾玉 1 箇

銀環 2 箇、金銅帶金具 1 条分

刀剣類 刀身 残欠共 5 口、劍身 1 口、矛身 (内 1 口石突付) 2 口

鉄鏃 残欠共 一括、挂甲小札 残欠共 一括

馬具類 鞍金具残欠 1 具分、壺鐙残欠 1 対分、轡 1 具、辻金具残欠 61 箇

鈴杏葉 3 箇、銅環鈴 1 箇

工具類 鉄斧 2 箇、鉄鉗 2 箇、鉄鑿子 1 本、鉄錘 1 本 刀子 残欠共 4 口

砥石 1 箇

(以上第 1 主体部出土品)

刀剣類 刀身残欠 2 口、劍身残欠 2 口、鉄鏃 残欠共 一括

挂甲小札 残欠共 一括、馬具類残欠 一括、刀子残欠 3 口、鉄鎌 1 箇

(以上第 2 主体部出土品)

なお、指定の説明文は次のとおり。

「出土品のうち、金錯銘鉄剣は、わが国古墳出土品中の白眉である。115 字からなる銘文は、5 世紀のわが国の古代社会が大きく変容をとげている時期のきわめて数少ない同時代資料で、現存最古の日本の文章といえる。その内容は、古代氏族の在り方を伝え、『古

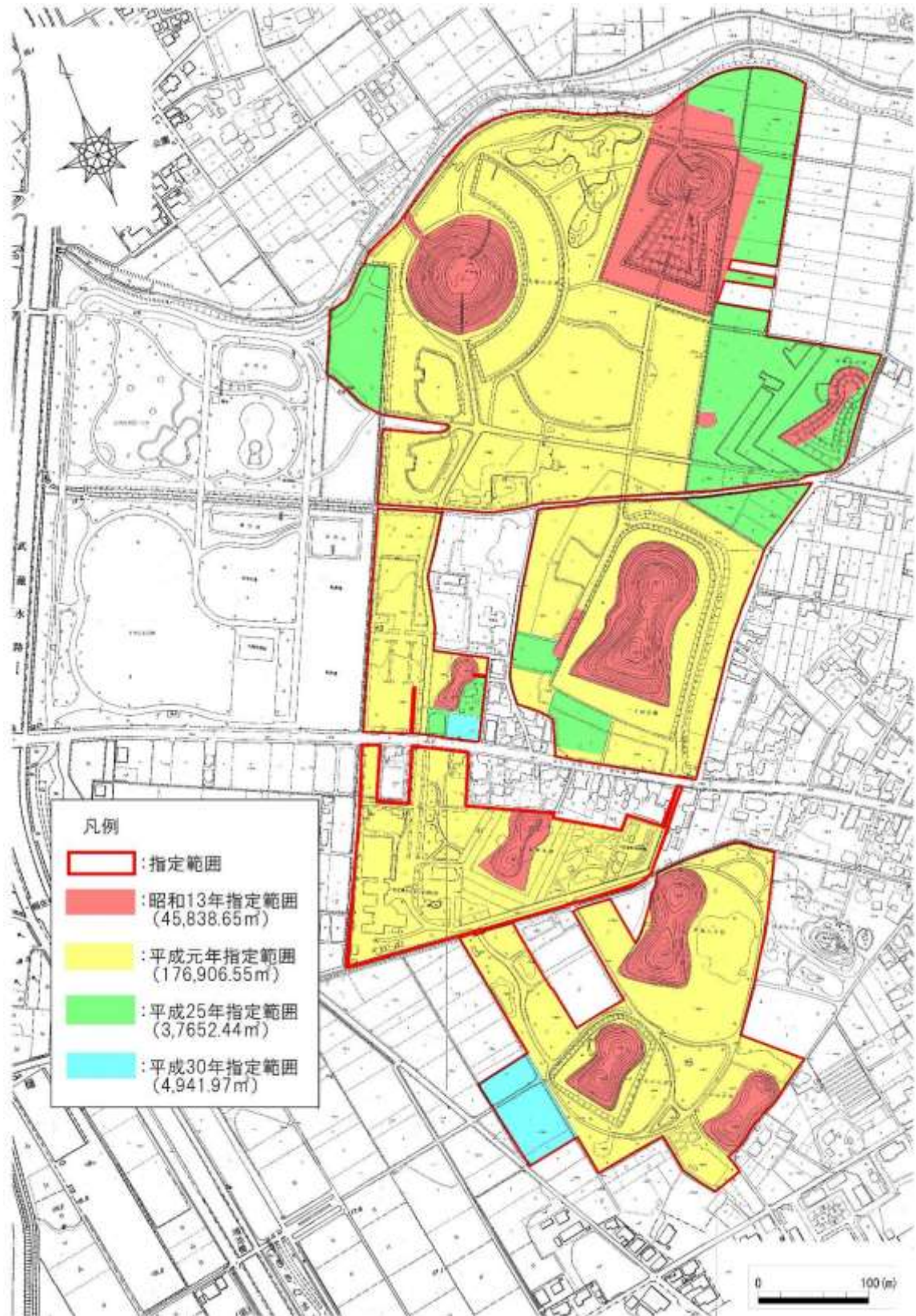


图 2-7 指定範圍

2 公有化の経緯

昭和13年の国指定以降、戦前には丸墓山古墳墳丘等一部分が埼玉村有地となっていた。戦後になって農地への開墾が進んできたことから、地元の保存への要望が高まり、昭和27年には瓦塚、鉄砲山、将軍山古墳以外の古墳の墳丘部分が公有化された。

昭和41年度からは「さきたま風土記の丘」事業に伴って、将軍山古墳を除いて、すべての古墳の墳丘の公有化が進んだ。また「さきたま風土記の丘」事業の目的には面としての史跡整備が掲げられており、当時は史跡指定範囲ではなかったが、周堀部分も含めた面としての公有化も行われ、整備事業が進められた。

その後も、史跡の追加指定や公園拡張の中で公有化は徐々に進んでいるが、いずれの古墳においても、周堀部分に未指定地及び民有地が残されており、今後の大きな課題の一つとなっている。

史跡指定地 265,339.61 m²（平成31年3月現在）のうち、民有地は146 m²であり、それ以外は公有地として、埼玉県教育局が管理を行っている。

3 管理団体

昭和13年の史跡指定時には、当時の北埼玉郡埼玉村が管理者として文部大臣から指定された。昭和29年には行田市と埼玉村が合併して行田市埼玉となり、行田市が引き続き管理団体となっている。

なお、史跡の範囲は県営の「さきたま古墳公園」にほとんどが含まれており、史跡整備事業や公園の管理については、所有者である埼玉県が行っている。

4 史跡の概要

4-1 位置

埼玉古墳群は、東京都心から北へ約 60km、埼玉県東部の行田市に位置する。古墳群は、この行田市の中心市街地からほぼ南東の田園地帯に位置し、JR 吹上駅及び行田駅から直線でそれぞれ約 3.5km、約 4.5km、秩父鉄道行田市駅から約 2.5km の距離にある。



図 2-9 位置図

4-2 自然的環境

埼玉古墳群は埼玉県行田市に所在する。図 2-10 のとおり、関東地方のほぼ中央に位置するが、旧国単位では武蔵国の北端に位置し、利根川を挟んだ群馬県（上野国）領域までは直線距離で僅か約 7 km に所在する。

現在では、北に利根川が東流し、南には荒川が西から南に流れており、行田市街地の東南約 2.5km の所にある。埼玉古墳群の立地する箇所は大宮台地北端の、台地面が低地の地下に埋没していく地域にあたっている（関東造盆地運動）。

行田市から羽生、加須市周辺は加須低地とも呼ばれ、大宮台地が北に延びて鴻巣市周辺までは低地との比高差が明瞭であったものが、これより北方では、徐々に低くなり、利根川、荒川の氾濫による沖積土の堆積作用によって、いわゆる埋没ローム台地を形成している。現在でも埼玉古墳群周辺は、埋没台地に起因する微高地と低湿地、自然堤防、河畔砂丘、後背湿地、古流路など複雑な地形が認められる。

ただし関東造盆地運動の作用を考慮すると、現地形のような微高地ではなく、比高差のあるローム台地基盤の地形であったとも考えられている。

古墳群周辺の標高は 18m 程であり、周囲は水田および宅地となっている。現状では古墳群は周囲より微高地状に高くなった部分にあるが、行田市街地の忍城跡周辺や小針沼等の埋め立て用に土取りされた後に水田になった地域も多く、それによる比高差が生じたものが多いことから、現況から微地形を推定する場合は注意が必要である。

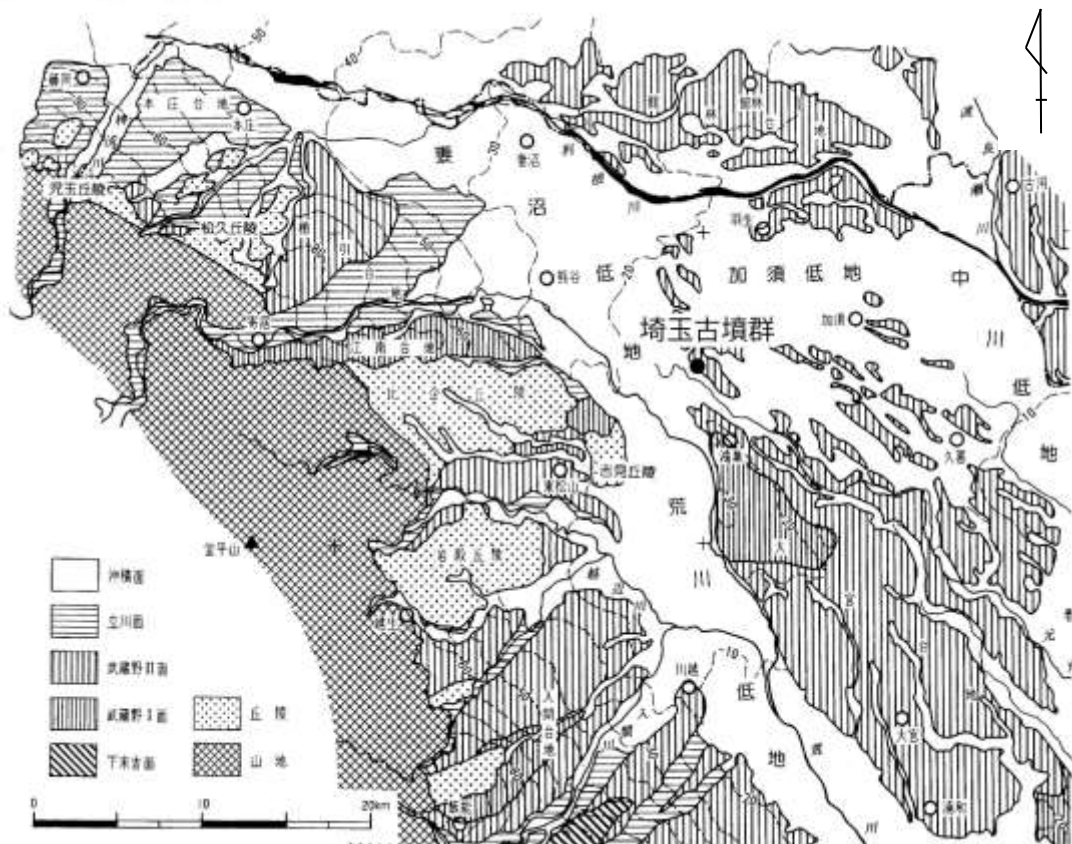


図 2-10 埼玉平野中北部の地形区分（堀口 1980 を一部改変）

行田市周辺地域では弥生時代中期後半から後期の遺跡が極めて希薄である。近年の研究では、かつては大宮台地の西側を流れていた利根川の流路が、この時期に大宮台地を超えて台地東側に流路が変遷したとする見解（清水他 2010）もあり、弥生時代後半は利根川の乱流地帯であった可能性も高い。ところが古墳時代前期になるとS字甕を伴う小規模な集落が出現することから、肥沃な低地を対象とした開発が開始されたと考えられている。

埼玉古墳群がこの地に造営された歴史的背景については、利根川、荒川の2大河川に挟まれた場所、すなわち交通の要衝を選地したとの意見が研究当初から多く見られた。図2-10には現況の河川を示しているが、利根川や荒川の流路変遷について研究が進められている。古墳時代後期に群馬県榛名山の火山活動により利根川に流入した角閃石安山岩の転石の分布状況から当時の利根川流路が推定されている（秋池 2000）。それによれば、星川が行田市左岸で分流し、埼玉古墳群東方を通過して加須市（旧騎西町西方）から蓮田市で元荒川に流入する流路が角閃石安山岩の転石が分布する最西端の流路であるとされる。また、元荒川で検出される転石は星川と古隅田川からの流入の結果であり、荒川、入間川、元荒川には基本的には転石は認められないとされる。したがって角閃石安山岩の転石の分布状況からは、6世紀中ごろの利根川は行田市南河原付近でまっすぐ南下していたことになる。また現荒川周辺のボーリング調査により、利根川水系の砂礫が確認されている（清水他 2010）。

これらのことから当時の荒川は利根川に流れ込む支流で、利根川自体も低地部では複数の流路が錯綜し、その一部が埼玉古墳群周辺を通過していたとの推定もされている。また、埼玉古墳群の造営時期である5世紀後半から7世紀前半の百数十年の期間内においても、利根川の流路が変遷したとの指摘もある（清水他 2010）。

また、稲荷山古墳北方に位置する旧忍川についても、江戸時代の開削の可能性が指摘されていたが、白山愛宕山古墳の調査により、ローム層上に堆積した黒褐色土層を掘り込んで周堀を造っていることが判明した（篠田 2016）。つまり、谷状地形があったものの、古墳時代には埋没していることが判明した。

以上のように埼玉古墳群周辺の地形復原は、現状では研究途上である。現在の地形、あるいは発掘調査で谷状地形が確認されたとしても、その谷の埋没時期を確認する自然科学分野の成果を活用し、総合的に検証することが必要である。

4-3 埼玉古墳群と関東地方の古墳

関東地方の古墳時代中～後期の主要古墳群、前方後円墳との位置関係は図2-11のとおりである。北部では群馬県域や栃木県思川流域、南部では東京湾沿岸に集中して分布する傾向が認められる。地理的にみて、埼玉古墳群は関東地方の北と南を繋ぐ場所に位置する。

群馬県域を概観してみると、埼玉古墳群と概ね同時期のものとしては5世紀後半から6世紀初頭に築造された高崎市保渡田古墳群、6世紀前半から後半に築造された前橋市大室古墳群がある。保渡田古墳群に近接する三ツ寺I遺跡は豪族居館跡と考えられてお

り、古墳群を築造した勢力との関係性も議論されている。さらに6世紀末には高崎市八幡観音塚古墳、綿貫観音山古墳等が築造された。また、利根川をはさんで埼玉古墳群と対峙する位置に東矢島古墳群があり、6世紀代に連綿と前方後円墳が築かれている状況は、埼玉古墳群と類似している。これらの古墳群や古墳は、いずれも埼玉古墳群から直線距離で20～55kmの位置にある。栃木県域には5世紀後半から6世紀前半に小山市摩利支天古墳、琵琶塚古墳という、いずれも100mを超える大型の前方後円墳が築造された。これらの古墳も、埼玉古墳群から直線距離で約40kmの位置にある。

南に転ずると埼玉古墳群と同じ武蔵国領域には荏原台古墳群があり、埼玉古墳群と同時期には浅間神社古墳等が築かれた。そして千葉県域の東京湾東岸地域には養老川流域に姉ヶ崎古墳群、小糸川流域に内裏塚古墳群がある。内裏塚古墳群は埼玉古墳群とほぼ同時期の5世紀半ば～7世紀頃に営まれた古墳群である。100mを超える前方後円墳が複数含まれており、この時期の房総地域における最大規模の古墳群として位置づけられている。

以上のような地理的な関係だけではなく、物質文化の流通という点でも埼玉古墳群は関東地方の北と南を繋ぐ要所といえる。鉄砲山古墳の石室には群馬県榛名山の噴火に伴う噴出物である角閃石安山岩が使用されている。一方で、將軍山古墳の石室には千葉県房総半島で採れる房州石が使われている。また、千葉県木更津市の金鈴塚古墳の石棺には埼玉県秩父で産出される緑泥石片岩が使われている。緑泥石片岩は鉄砲山古墳と將軍山古墳でも使用されており、石材が相互に流通していた様相がうかがえる。さらに東京湾沿岸に位置する法皇塚古墳からは、埼玉県鴻巣市生出塚窯跡産の埴輪が出土している。埼玉古墳群の埴輪の多くは生出塚産であり、埴輪の生産と流通においても両地域が交流関係にあったことが想定される。以上より、埼玉古墳群は地理的にも物質文化の流通という点でも、関東地方の南と北を繋ぐ要所として位置づけることができる。

4-4 埼玉古墳群と周辺の遺跡

図2-12の分布図には、墳丘長90m以上の前方後円墳と直径80m以上の円墳、及び埴輪窯や「埼玉の津」比定地候補となっている遺跡をプロットしている。

埼玉古墳群が築造される5世紀後半以前の周辺の遺跡を概観すると、旧石器、縄文、弥生の各時代の遺跡は比較的少ない。弥生時代の池上遺跡や小敷田遺跡など大規模な集落も見られるが限定的である。古墳時代の前・中期についても遺跡は少なく、小規模な集落や数基からなる方形周溝墓があるのみで、小規模な中期の円墳が一部で検出されている程度である。このように、埼玉古墳群が登場するまでの周辺地域には、大規模な遺跡が少なく、稲荷山古墳が突如として現れたような印象を与えている。

前方後円墳をみると、墳丘規模としては県下最大の埼玉古墳群二子山古墳(132m)から県内では9位の若王子古墳(92m)までが埼玉古墳群を中心に半径14kmの範囲内に集中して分布する。まず、埼玉古墳群から4km圏内を概観してみると、埼玉古墳群を構成する8基とともに、その他に9基の前方後円墳が所在する。埼玉県下に所在する70m超の前方後円墳のうち、およそ50%にあたる12基がこの圏内に収まる(荒神山古墳等、若小

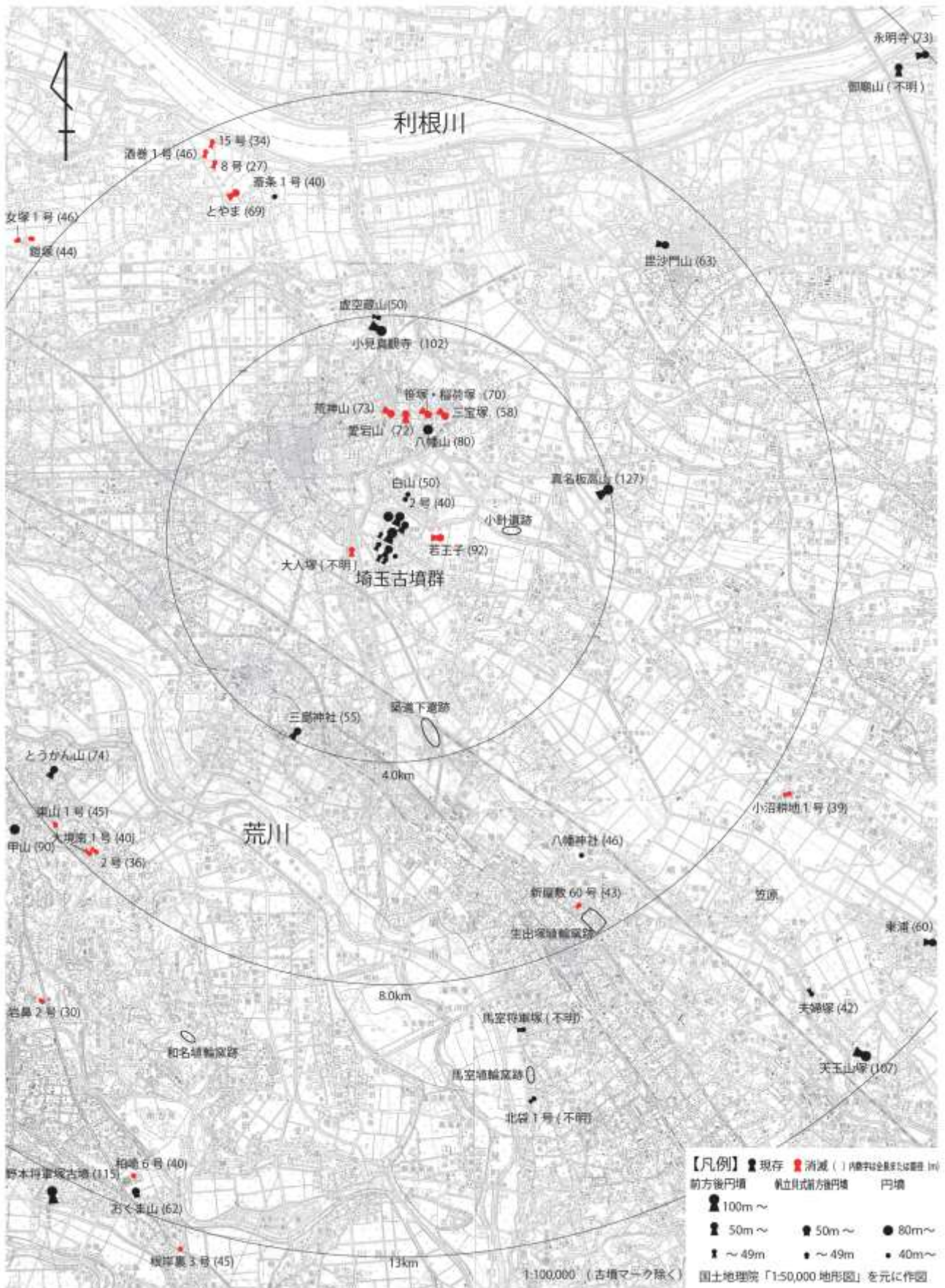


図 2-12 埼玉古墳群と周辺の古墳

玉古墳群は推定規模)。

埼玉古墳群の東 700mには若王子古墳跡が所在する。昭和 9 年頃に墳丘は削平されたが、昭和 23 年撮影の航空写真に前方後円形のクロープマークが写し出されていた。2012・13 (平成 23・24) 年度に確認調査を実施したところ、墳丘プランが検出され、墳丘長は 92 m であることが判明した (岩田 2015)。

北 2 km に位置する若小玉古墳群は、100 基以上の古墳が存在したともいわれる。その中の八幡山古墳は長大な横穴式石室と夾紵棺の出土で知られる。封土は土取りにより失われたが、直径約 80m、高さ約 9.5m と推定されており、終末期においては栃木県壬生町車塚古墳 (墳丘径 82m) と並ぶ国内最大級の円墳である。石室は奥室・中室・前室・羨道からなる複式構造の横穴式石室で、推定全長約 16.7m である。夾紵棺は小片で全体像は不明であるが、関東地方では本例を含め 3 古墳でのみ発見されている。

八幡山古墳周辺には、三宝 (方) 塚、愛宕山、荒神山、笹塚・稲荷塚古墳など 4 基以上の前方後円墳の存在が推定されており、時期的には埼玉古墳群と並行すると考えられている。若小玉古墳群の北 1 km には墳丘長 102m を誇る小見真観寺古墳と 50m の虚空蔵山古墳が所在する。小見真観寺古墳は特殊な形態の 2 基の横穴式石室をもち、1880 (明治 13) 年に発掘された金銅装太刀や銅鏡等が東京国立博物館に所蔵されている。出土遺物の内容や埴輪がないこと等から、6 世紀末から 7 世紀初ごろに築造された最終末期の前方後円墳と推定される。隣接する虚空蔵山古墳はすでに後円部が削平されているが、埴輪が出土しており、小見真観寺古墳に先立つ 6 世紀後半の古墳と推測されている。

埼玉古墳群の東 4 km に位置する真名板高山古墳は、行田市による調査の結果、関東造盆地運動によって当時よりも 3m 埋没していることが判明し、墳丘長が 127m に及ぶ前方後円墳で、周堀の形態は盾形の二重周堀と推定された (塚田・中島 1997)。この墳丘規模は稲荷山古墳より大きく、県下最大の二子山古墳に次ぐ大きさである。

これら埼玉古墳群の 4 km 圏内の若王子、小見真観寺、真名板高山古墳という大型前方後円墳は、6 世紀前半まで目立った大型古墳が存在しない地点に、新たに造営を開始した古墳であり、埼玉古墳群の築造集団との関係が注目される (関 2013)。

次に、埼玉古墳群から 8 km 圏内に目を転じると、北北西方向には稲荷山古墳に先行する可能性があることやま古墳が所在する。さらには現荒川の対岸には、とうかん山古墳、あるいは丸墓山古墳に匹敵する規模の円墳である甲山古墳も圏内に入る。

さらに 13km 圏内を見てみると、南東には墳丘長 107m の久喜市天王山塚古墳を主墳とした栢間古墳群が位置し、北東には墳丘長 73m の羽生市永明寺古墳が所在する。また南南西には東松山市野本將軍塚古墳が所在する。野本將軍塚古墳周辺には前期古墳を含む高坂古墳群、多くの外来系土器や玉造工房が発見された反町遺跡、あるいは学史上有名な五領遺跡などが点在している。野本將軍塚古墳の時期は未確定だが、付近には前方後方墳も含め古墳時代前期の主要遺跡が集中していることから、この比企地域が埼玉古墳群に先立って、現在の埼玉県域に該当する地域の中心的な位置を占めていたことが想定される。

次に埴輪窯跡を概観してみると、南東 8 km に鴻巣市生出塚埴輪窯跡が所在する。本窯

は関東地方最大級の埴輪窯跡であり、5世紀末葉から6世紀末葉の期間に操業していたと考えられている。窯跡40基、工房跡2基、粘土採掘坑1基など埴輪生産関連遺構が多数検出されている。本窯は埼玉古墳群への供給のために操業が開始されたと考えられているが、千葉県市原市山倉1号墳、神奈川県横浜市北門1号墳等、遠隔地へも供給していたことが判明している。

鴻巣市馬室埴輪窯は南南東10kmの位置にあるが、生出塚埴輪窯跡から約3kmの至近距離である。10～13基の窯が検出されており、小型の円筒埴輪や形象埴輪が生産されている。生出塚窯産と製作技術や表現技法が近似しているとされ、同時期に操業していた両窯には、何らかの集団的・技術的な関係性があったと考えられている。

埼玉古墳群の南南西10kmには吉見町和名埴輪窯跡が所在する。現在までに6基の窯跡が確認され、灰原からは大型の円筒埴輪、家形埴輪、人物埴輪等が多数出土している。行田市酒巻14号墳出土の力士埴輪は本窯産のものと酷似していることから、生産された埴輪は吉見丘陵や松山台地等の至近距離以外にも供給されていたことが判明している。

図2-12の範囲外となるが、東松山市桜山窯は野本將軍塚の南西4km、埼玉古墳群から約17km地点に位置する。6世紀前半から後半の操業時期が想定されている。17基の埴輪窯跡の他、2基の須恵器窯や工房も検出されている。調査で出土したものは小型の円筒埴輪が多く、馬形埴輪、人物埴輪も出土している。近年の研究で、桜山窯産の供給先については埼玉古墳群二子山古墳、吉見町三ノ耕地遺跡、行田市大人塚古墳等が指摘されている。また、窯跡は未検出であるが、桜山窯周辺で製作された埴輪の埼玉古墳群への搬入が指摘されており（城倉2011）、今後の発見が期待される。

埼玉古墳群最後の前方後円墳である中の山古墳に須恵質埴輪壺を供給した末野窯は、古墳群西30kmとやや遠距離にあるが、窯は荒川左岸に存在し、舟運による搬入は比較的容易であったと推定できる。

万葉集でも詠われた「埼玉の津」の候補地の一つとして名前が挙がる行田市築道下遺跡は、埼玉古墳群南方3kmに位置し、元荒川左岸に面した遺跡である。湾入する低地を囲むように広がり、数100軒の竪穴住居跡と200棟を超える建物跡が検出されている。同じく候補地である行田市小針遺跡は旧小針沼沿岸の遺跡で、建物跡10棟や大型竪穴住居跡等が検出されている。両者のいずれか、あるいは未検出の「埼玉の津」遺跡を決定するためには今後、当時の河川流路の研究の進展とともに人工の運河等の発見が期待される。

『日本書紀』卷一八の安閑天皇の条に記された、所謂「武蔵国造の乱」の記述に見える武蔵国造「笠原」との関連が指摘される鴻巣市笠原は、埼玉古墳群の南東9kmの位置にある。周辺の遺跡との距離は久喜市天王山塚古墳、鴻巣市生出塚窯跡いずれからも3kmの位置にある。ただし残念ながら、鴻巣市笠原周辺を含め、豪族居館に比定される遺跡は未だ発見されていないのが現状である。

その後、武蔵国の中心としての国府や国分寺は、東山道に面した現在の府中市や国分寺市に移ってしまう。埼玉周辺では築道下遺跡で依然として大規模な集落は機能しつづ

けるものの、武蔵一の古墳群を築き続けた地域としての面影は薄くなる。なお、埼玉古墳群の南東約1kmには、旧盛徳寺跡があり、奈良時代特有の柱座造出をもつ礎石が現存するが、伽藍の規模は不明である。寺伝によれば大同年間（806～810）に創建されたとあるが、出土した瓦は8世紀第4四半期までさかのぼるものである。埼玉古墳群のうちの1基と考えられる浅間塚古墳には式内社の前玉（さきたま）神社が鎮座している。

埼玉古墳群は古代では埼玉郡に位置するが、郡名については神亀3（726）年の山背国計帳や『続日本紀』天平5（733）年の条ですでに記述がある。なお、長屋王邸宅跡から出土した霊亀3（717）年の菱子貢進木簡には「武蔵国策覃郡宅子駅」（さくたんぐんやかごえき）とあり、策覃郡は埼玉郡に通じるとされている。埼玉郡の中樞施設は、旧盛徳寺跡の周辺が想定されるが、現在のところ郡家は確認されていない。

中世には地元の武士団が地頭などとして各地域を治めていたが、室町時代に入ると熊谷に本拠地をもつ成田氏が台頭し、15世紀の後半には忍城を築いたとされている。埼玉古墳群周辺では顕著な中世の遺跡はないが、二子山古墳の前方部中段付近から中世につくられたと思われる墓地が検出されている。

天正18（1590）年には、豊臣秀吉が石田三成、大谷吉継、長束正家らに忍城攻めを命じ、その際、水攻めを行うために築かれたとされるのが石田堤である。軍記物では丸墓山古墳の墳頂部に石田三成が陣を張った旨の記述もあるが、古墳群南側に地名が残る「陣場」が本陣の位置を示唆している可能性もある。本来、堤は忍城を取り囲むように築かれたと思われるが、現在では丸墓山古墳の周囲及び古墳群から南南西約2kmのところになぜか残っているのみである。

近世忍藩と埼玉古墳群周辺地域とは直接的な関係が深い。鉄砲山古墳の墳丘造出しでは、忍藩の砲術訓練所（角場）に伴う的の背後に設けた緩衝壁（安土）や、的を観察する観的手が隠れるための塚（矢見塚）等が検出され、銃砲弾も出土している。また、古墳群に接して忍藩主の菩提寺である天祥寺があり、幕末の3人の藩主の墓が所在しており、市の指定文化財となっている。

現存の絵図として最も古いものは、文化3（1806）年に作成された『五街道分間延絵図』の中の館林道である。絵図上には丸墓山・二子山・鉄砲山または瓦塚に相当する各古墳が描かれており、当時から「塚」としての認識があったことがわかる。また文政13（1830）年に完成した『新編武蔵風土記稿』には、丸墓山と將軍山、浅間社（＝前玉神社）の絵図とともに、丸墓山・將軍山・御風呂山（鉄砲山）古墳、浅間社等の概要が記載されている。また、地元で伝わる時期不詳の『湯本家文書』には、丸墓山古墳と手前にあった西行寺の絵図が記載され、丸墓山古墳には現在同様に階段が設置されており、墳頂部には十王堂が描かれている。

近代になって、埼玉郡の名前がそのまま県名となった。明治10（1877）年の『埼玉縣地理抄』には埼玉古墳群周辺が「百塚」と呼ばれるほど古墳が多数あったことが記されている。古墳群は埼玉村と渡柳村に分かれていたが、明治22年には合併して埼玉村に、昭和29年には行田市に合併されて現在に至っており、字名として「埼玉」が残る。

4-5 埼玉古墳群の整備・発掘調査の経緯

史跡の本格的な整備や発掘調査は、昭和42年度以降の「さきたま風土記の丘」事業により開始された。経緯については表2-2のとおりである。また、発掘調査及び整備工事の報告書は表2-3のとおり刊行されている。

表2-2 埼玉古墳群の整備・発掘調査の経緯

年度	指定等	調査	整備
昭和13年	「埼玉村古墳群」として史跡指定		
昭和32年	「埼玉古墳群」に名称変更		
昭和41年	用地取得開始		
昭和42年	さきたま風土記の丘として整備開始	二子山古墳、鉄砲山古墳、奥の山古墳周堀確認調査	
昭和43年		稲荷山古墳主体部確認調査	二子山古墳周堀復原整備
昭和44年	さきたま資料館開館	奥の山古墳周堀確認調査	奥の山古墳周堀復原整備
昭和48年		丸墓山古墳・稲荷山古墳周堀確認調査	丸墓山古墳周堀復原整備
昭和49年		天王山古墳ほかの小円墳周堀調査 二子山古墳外堀確認調査	
昭和50年	さきたま古墳公園第1期共用開始		
昭和51年			稲荷山古墳内堀復原整備
昭和53年	さきたま古墳公園第2期共用開始 稲荷山古墳出土品保存処理・金象嵌銘発見		
昭和54年		瓦塚古墳前方部南側周堀確認調査 鉄砲山古墳前方部西側周堀確認調査	
昭和55年	埼玉古墳群・同出土品対策協議会設置	二子山古墳後円部北側外堀確認調査	
昭和56年	稲荷山古墳出土品重要文化財指定	愛宕山古墳周堀確認調査	
昭和57年		瓦塚古墳墳丘西側周堀確認調査	稲荷山古墳復原整備事業（～59年度まで）
昭和58年	稲荷山古墳出土品国宝指定	鉄砲山古墳後円部東側周堀確認調査	
昭和59年		将軍山古墳前方部西側確認調査 二子山古墳前方部南側外堀確認調査	稲荷山古墳礫柵復原整備
昭和60年		瓦塚古墳墳丘北側周堀確認調査 丸墓山古墳東側周堀確認調査	丸墓山古墳復原整備事業（～62年度まで）
昭和62年		中の山古墳周堀確認調査	
昭和63年		丸墓山古墳墳丘南側崩れ部確認調査	瓦塚古墳復原整備事業（～3年度まで）
平成元年	史跡追加指定	二子山古墳周堀確認調査	
平成3年		将軍山古墳確認調査（～9年度まで）	将軍山古墳復原整備事業（～9年度まで）
平成9年	将軍山古墳展示館開館	稲荷山古墳確認調査（～11年度まで）	
平成12年			稲荷山古墳復原整備事業（～18年度まで）
平成18年	保存整備基本計画策定		
平成19年		奥の山古墳確認調査（～21年度まで）	奥の山古墳復原整備事業（～25年度まで）
平成22年		鉄砲山古墳確認調査（～28年度まで）	
平成24年			二子山古墳周堀復原整備（～26年度まで）
平成25年		二子山古墳確認調査（～31年度まで予定）	
平成26年			稲荷山古墳礫柵整備（～28年度まで）
平成28年			丸墓山古墳見学施設再整備（～30年度まで予定）

表 2-3 発掘調査及び整備工事報告書

○本一覧は、埼玉県教育委員会または埼玉県立さきたま資料館、埼玉県立さきたま史跡の博物館で刊行した、埼玉古墳群関係の発掘調査及び整備工事に関する報告書の一覧である。
○太字は発掘調査に係る本報告書。

全体に関するもの

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
2018	平成30		『史跡埼玉古墳群総括報告書Ⅰ』		埼玉県教育委員会	

稲荷山古墳

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1969	昭和44		『さきたま風土記の丘 稲荷山古墳発掘概報』		埼玉県教育委員会	
1974	49		「稲荷山古墳・丸墓山古墳周堀発掘調査概要」	『資料館報』No.5	埼玉県立さきたま資料館	昭和48年度の調査概要
1980	55		『埼玉稲荷山古墳』	埼玉古墳群発掘調査報告書第1集	埼玉県教育委員会	昭和43・48年度報告書(報告書Ⅰ)
1981	56		「稲荷山古墳墳丘等の整備について」	『資料館報』No.12	埼玉県立さきたま資料館	レプリカ設置等の協議会報告
1982	57		『辛亥銘鉄剣修理報告書』		埼玉県教育委員会	
1983	58		「<事業報告>埼玉古墳群保存修理事業について―稲荷山古墳の保存修理―」	『資料館報』No.14	埼玉県立さきたま資料館	昭和57年度の工事報告(法面造成工)
1984	59		「<事業報告>埼玉古墳群保存修理事業について―稲荷山古墳の保存修理―」	『資料館報』No.15	埼玉県立さきたま資料館	昭和58年度の工事報告(レプリカ設置)
1985	60		「<事業報告>埼玉古墳群保存修理事業について―稲荷山古墳の保存修理―」	『資料館報』No.16	埼玉県立さきたま資料館	昭和59年度の工事報告(階段等設置)
2000	平成12	西口正純	「稲荷山古墳確認調査の概要―平成9・10年度―」	『調査研究報告』第13号	埼玉県立さきたま資料館	平成9・10年度調査の概要
2001	13	西口正純	「稲荷山古墳保存整備事業―平成11年度 確認調査の概要と復原設計―」	『調査研究報告』第14号	埼玉県立さきたま資料館	
2003	15	中山浩彦	「稲荷山古墳外堀の陸橋部について」	『調査研究報告』第16号	埼玉県立さきたま資料館	
2007	19		『武蔵埼玉 稲荷山古墳』		埼玉県教育委員会	平成9・10・11・13年度調査報告

丸墓山古墳

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1986	昭和61		「<事業報告>丸墓山古墳周堀範囲確認調査及び整理概要報告」	『資料館報』No.17	埼玉県立さきたま資料館	昭和60年度調査・整理の概要
1987	62		「<事業報告>史跡埼玉古墳群保存修理事業―丸墓山古墳の保存修理―」	『資料館報』No.18	埼玉県立さきたま資料館	昭和61年度調査の概要を含む
1988	63		「2 史跡埼玉古墳群保存修理事業―丸墓山古墳の保存修理―」	『資料館報』No.19	埼玉県立さきたま資料館	昭和62年度調査の概要を含む
1988	63		『丸墓山古墳・埼玉1～7号墳・将軍山古墳』	埼玉古墳群発掘調査報告書第6集	埼玉県教育委員会	昭和48・80年度調査報告
1989	平成元	田中正夫	「史跡埼玉古墳群保存修理報告 丸墓山古墳保存修理事業の報告」	『調査研究報告』第2号	埼玉県立さきたま資料館	昭和61・62年度調査成果・遺物実測図
2005	17		「2 丸墓山古墳西方隣接地区試掘調査報告」	『調査研究報告』第18号	埼玉県立さきたま資料館	平成10・15年計3回の古墳西側の確認調査報告 円筒埴輪実測図所収
2010	22	西口正純・佐藤康二	「埼玉古墳群周辺の範囲確認調査」	『埼玉立史跡の博物館紀要』第4号	埼玉県立さきたま史跡の博物館	平成20年度丸墓西側のトレンチ調査(周堀検出されず)

二子山古墳

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1981	昭和56		「二子山古墳外堀範囲確認調査概要」	『資料館報』No.12	埼玉県立さきたま資料館	昭和55年度調査の概要
1986	61		「<事業報告>将軍山古墳及び二子山古墳周堀範囲確認調査及び整理概要報告」	『資料館報』No.16	埼玉県立さきたま資料館	昭和59年度調査・整理の概要
1987	62		『二子山古墳』	埼玉古墳群発掘調査報告書第5集	埼玉県教育委員会	昭和42、49、55、59年度調査報告
1991	平成3		「(3)二子山古墳の整備に伴う確認調査事業」	『資料館報』No.22	埼玉県立さきたま資料館	平成2年度調査の概要
1992	4		『二子山古墳・瓦塚古墳』	埼玉古墳群発掘調査報告書第8集	埼玉県教育委員会	平成2年度調査報告

将軍山古墳

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1978	昭和53	栗原文蔵	「将軍山古墳」	『日本考古学年報29』	日本考古学協会	昭和51年道路舗装工事にかかる市教委調査
1986	61		「<事業報告>将軍山古墳及び二子山古墳周堀範囲確認調査及び整理概要報告」	『資料館報』No.16	埼玉県立さきたま資料館	昭和59年度調査・整理の概要
1988	63		『丸墓山古墳・埼玉1～7号墳・将軍山古墳』	埼玉古墳群発掘調査報告書第6集	埼玉県教育委員会	昭和59年度調査報告
1992	平成4		「(3)史跡埼玉古墳群保存整備事業―将軍山古墳―」	『資料館報』No.23	埼玉県立さきたま資料館	平成3年度調査の概要
1993	5		「(2)史跡埼玉古墳群保存修理事業―将軍山古墳―」	『資料館報』No.24	埼玉県立さきたま資料館	平成4年度調査の概要
1994	6		「イ史跡埼玉古墳群保存修理事業―将軍山古墳―」	『資料館報』No.25	埼玉県立さきたま資料館	平成5年度調査の概要

将軍山古墳のつぎ

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1995	平成7		「イ史跡埼玉古墳群保存修理事業－将軍山古墳－」	『資料館報』No.26	埼玉県立さきたま資料館	平成6年度調査の概要
1996	8		「イ史跡埼玉古墳群保存修理事業－将軍山古墳－」	『資料館報』No.27	埼玉県立さきたま資料館	平成7年度調査の概要
1997	9		『 将軍山古墳(史跡埼玉古墳群整備事業報告書) 』		埼玉県教育委員会	平成3～7年度の調査報告
2011	22	西口正純・佐藤康二	「埼玉古墳群周辺の範囲確認調査」	『埼玉県立史跡の博物館紀要』第4号	埼玉県立さきたま資料館	平成20年度調査報告。将軍山東側トレンチで内堀・外堀検出(遺物なし)

愛宕山古墳

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1982	昭和57		「愛宕山古墳周堀範囲確認調査概要」	『資料館報』No.13	埼玉県立さきたま資料館	昭和56年度調査の概要
1985	60		『 愛宕山古墳 』	埼玉古墳群発掘調査報告書第3集	埼玉県教育委員会	昭和56年度調査報告

瓦塚古墳

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1981	昭和56		「瓦塚古墳・鉄砲山古墳周堀発掘調査概要」	『資料館報』No.11	埼玉県立さきたま資料館	昭和54年度調査の概要
1983	58		「瓦塚古墳周堀範囲確認調査及び出土遺物整理概要報告」	『資料館報』No.14	埼玉県立さきたま資料館	昭和57年度の調査・整理の概要
1986	61		「〈事業報告〉瓦塚古墳航空測量図作成事業」	『資料館報』No.17	埼玉県立さきたま資料館	1/200測量図作成
1986	61		『 瓦塚古墳 』	埼玉古墳群発掘調査報告書第4集	埼玉県教育委員会	昭和54・57年度調査報告
1989	平成元		『 奥の山古墳・瓦塚古墳・中の山古墳 』	埼玉古墳群発掘調査報告書第7集	埼玉県教育委員会	昭和61年度調査報告
1990	2		「(3)史跡埼玉古墳群保存修理事業－瓦塚古墳－」	『資料館報』No.20・21	埼玉県立さきたま資料館	昭和63年度確認調査の概要
1991	3		「(2)史跡埼玉古墳群保存修理事業－瓦塚古墳－」	『資料館報』No.22	埼玉県立さきたま資料館	平成2年度確認調査の概要あり
1992	4		「(2)史跡埼玉古墳群保存修理事業－瓦塚古墳－」	『資料館報』No.23	埼玉県立さきたま資料館	平成3年度確認調査の概要あり
1992	4		『 二子山古墳・瓦塚古墳 』	埼玉古墳群発掘調査報告書第8集	埼玉県教育委員会	昭和63・平成元～3年度調査報告
1999	11		『 瓦塚古墳〈史跡埼玉古墳群保存整備事業報告書〉－史跡等活用特別事業－保存・整備工事編 』		埼玉県教育委員会	

鉄砲山古墳

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1981	昭和56		「瓦塚古墳・鉄砲山古墳周堀発掘調査概要」	『資料館報』No.11	埼玉県立さきたま資料館	昭和54年度調査の概要
1984	59		「鉄砲山古墳周堀範囲確認調査及び整理概要報告」	『資料館報』No.15	埼玉県立さきたま資料館	昭和58年度調査・整理の概要
1985	60		『 鉄砲山古墳 』	埼玉古墳群発掘調査報告書第2集	埼玉県教育委員会	昭和54・58年度調査報告
2011	平成23		「鉄砲山古墳の地中レーダ探査実験について」	『埼玉県立史跡の博物館紀要』第5号	埼玉県立さきたま史跡の博物館	

奥の山古墳

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1989	平成元		『 奥の山古墳・瓦塚古墳・中の山古墳 』	埼玉古墳群発掘調査報告書第7集	埼玉県教育委員会	昭和42年度調査報告・表探資料報告
2014	26		『 奥の山古墳発掘調査・保存整備事業報告書 』		埼玉県教育委員会	平成19～21年度調査報告

中の山古墳

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1988	昭和63		「2 中の山古墳範囲確認調査」	『資料館報』No.19	埼玉県立さきたま資料館	昭和62年度の調査概報
1989	平成元		『 奥の山古墳・瓦塚古墳・中の山古墳 』	埼玉古墳群発掘調査報告書第7集	埼玉県教育委員会	昭和62年度の調査報告

小円墳跡

西暦	和暦	著者名	報告名	書籍名	発行	備考
1988	昭和63		『 丸墓山古墳・埼玉1～7号墳・将軍山古墳 』	埼玉古墳群発掘調査報告書第6集	埼玉県教育委員会	昭和49年度調査報告
2012	平成24	佐藤康二	「平成22年度 埼玉古墳群周辺確認調査の報告－埼玉8・9・10号墳の確認調査－」	『埼玉県立史跡の博物館紀要』第6号	埼玉県立さきたま史跡の博物館	稲荷山古墳東側の小円墳跡の確認調査。ソイルマークどおり周堀検出

刊行暦は年度ではない(例:平成26年3月刊行は平成25年度事業だが、「平成26」とする)

[4-2～5の参考文献]

堀口萬吉 1980 「埼玉県の地形と地質」『埼玉県市町村誌 総説編』埼玉県教育委員会

塚田良道・中島洋一 1997 「真名板高山古墳の再検討」『行田市郷土博物館研究報告』第4集 行田市郷土

博物館

秋池武 2000 「利根川流域における角閃石安山岩転石の分布と歴史的意義」『群馬県立歴史博物館紀要』第 21 号

清水康守・駒井潔・小林健助・小川政之・堀口萬吉・金子直行・加藤智江 2010 「荒川低地北部の地形発達—利根川の流路変遷を中心として—」『埼玉県立自然の博物館研究報告』第 4 号

城倉正祥 2011 「埼玉古墳群の埴輪編年」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第 5 号 埼玉県立史跡の博物館

関 義則 2013 「埼玉古墳群の構造変遷」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第 7 号 埼玉県立史跡の博物館

岩田明広 2015 「平成 24 年度埼玉古墳群周辺確認調査の報告-若王子古墳の確認調査(2)-」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第 8 号 埼玉県立史跡の博物館

篠田泰輔 2016 「8. 行田市白山愛宕山古墳(3・4次)の調査」『第 49 回 遺跡発掘調査報告会 発表要旨』埼玉考古学会

4-6 埼玉古墳群の概要(図 2-13 参照)

史跡埼玉古墳群は埼玉県行田市に位置する。古墳群中の前方後円墳の中軸は概ね北東—南西方向となっており、東西約 500m、南北約 800m の範囲内に細長く立地する。古墳群はローム台地(現状では微高地状になっている)肩部に築造され、その西側には低地帯が広がっている。反対に東側については、限られたトレンチ調査の結果からは、さらにローム台地が広がっており、古墳群を画すような低地は検出されていない。

現在、史跡範囲内で墳丘が残存している古墳は、前方後円墳が 8 基、円墳が 1 基であり、墳丘は表 2-4 のとおり規模が大きい。発掘調査により史跡範囲内で約 10 基の小型円墳が検出されており、史跡範囲外にはさらに円墳の分布が広がっている。また、史跡範囲外には方墳の戸場口山古墳がほぼ削平された状態で所在が確認されている。

なお、埼玉古墳群については以下のような特徴がみられる。

(1) 古墳の築造に係る特徴

埼玉古墳群の各古墳に共通する特徴及び特色は下記のとおりである。

①前方後円墳の主軸方位が概ね一致する

前方後円墳の主軸方位は N-36~58° -E の範囲で収まる。なお主軸方位を細分し、3 分類が可能であることから、これにより被葬者の系統が異なるとする論考もある。

②古墳間が極めて近接する

奥の山、鉄砲山古墳の両外堀は部分的に重なりあっていた可能性が高い。中の山古墳と戸場口山古墳の両外堀も重複している。稻荷山古墳外堀と丸墓山古墳周堀間の最も狭い場所は 3m である。二子山と愛宕山古墳外堀の最も狭い場所は 15m であるなど、極めて近接する。

③前方後円墳は二重周堀を有する

かつては奥の山古墳だけが一重周堀とされてきたが、平成 19 年度の発掘調査により外堀が検出されたことにより、8 基の前方後円墳すべてが二重周堀を有することが判明した。

中でも墳丘長 55mと古墳群で最も小規模な愛宕山古墳も外堀を有しており、埼玉古墳群の特徴の一つといえる。

なお鉄砲山古墳からは従来判明していた西側外堀の外側から、新たな堀状の遺構が検出された。調査範囲が狭小なため全体像は不明であるが、部分的には外堀と平行あるいは相似形に屈曲する箇所も検出されている。しかし東、南方向は外堀外側には鉄砲山古墳に伴う遺構は検出されていないことから、古墳を取り巻くほどの規模ではないようである。

④墳丘造出しは、すべて西側に付く

造出しが後円部に取り付く古墳は稲荷山古墳、將軍山古墳、奥の山古墳の3古墳、くびれ部周辺に取り付く古墳は二子山古墳、瓦塚古墳、鉄砲山古墳の3古墳である。愛宕山古墳、中の山古墳は現在のところ不明である。鉄砲山古墳の造出しは、近世に大きく改変を受けたため、出土遺物は少なかったが、稲荷山、將軍山、奥の山、二子山、瓦塚古墳では、須恵器の出土量が突出している。

⑤中堤造出しは、すべて西側に付く

各前方後円墳では内堀と外堀の間に中堤を有しているが、墳丘西側の中堤に造出しをもつ古墳として、稲荷山古墳、二子山古墳、將軍山古墳、鉄砲山古墳の4古墳が挙げられる。調査を行って初めて確認できるものなので、今後の調査によっては他の古墳でも検出される例が増える可能性はある。

⑥原則として葺石はない

これまで、8基の前方後円墳の墳丘上並びに内堀から、まとまった河原石の出土がないことから、築造当初から葺石はなかったと考えられる。ただし丸墓山古墳の中段テラス端部から配石が、また墳裾から多量の河原石が検出されたことから、丸墓山古墳には部分的に葺石が存在すると思われる。

⑦丸墓山古墳は国内最大級の円墳である

墳丘直径 105m、墳丘高 17mであり、国内最大級の円墳である。また、埼玉古墳群中最大の前方後円墳である二子山古墳よりも墳丘土量が多い試算もある。なぜ、これだけの規模の古墳でありながら前方後円墳ではなく円墳なのか、従来から注目されている。

⑧継続して古墳が造営される

古墳群の築造時期は5世紀後半から7世紀前半ないしは中葉である。最終末の戸場口山古墳については、出土遺物が少ないことからやや未確定であるが、約一世紀半の間、概ね連続して古墳が築造されたと推定される。

なお、5世紀後半に古墳群が形成される以前の古墳や大規模な集落が周辺地域には見当たらないため、突如として稲荷山古墳が築造された観がある。また、古墳群造営後に続く古墳としては八幡山古墳や地藏塚古墳があるが、国府や国分寺などは南武蔵へ移動しているため、その後には地域として発展することはなかったことは、注目に値する。

⑨小円墳跡は時期が集中する

調査により検出された小円墳跡の大半は、古墳群で最初に築造された稲荷山古墳に隣接して築かれている。また、築造時期も稲荷山古墳直後のものが主体を占め、それ以降の時

期に該当する小円墳は現在のところ調査例がない。

(2) 埋葬施設について

埼玉古墳群の中で、埋葬主体部を学術的に発掘調査したものは、稲荷山古墳、将軍山古墳、鉄砲山古墳の3基のみであり、さらに、将軍山古墳はすでに明治27年の発掘で石室のおおよそは削平されており、鉄砲山古墳の石室も羨道の一部を調査したのみで、主体部の全容はわかっていない。

稲荷山古墳後円部では、昭和43年の発掘調査により、礫槨1基、粘土槨1基が検出されている。金錯銘鉄剣が出土した礫槨には、舟形の木棺が安置されていたと考えられている。将軍山古墳後円部の横穴式石室は明治27年にすでに発掘されて多くの遺物が出土したが、平成5年の調査の際には前方部で木棺直葬の土壙1基が検出されている。将軍山古墳の石室石材は、遠く房総から運び込んだ房州石を壁石として積み上げ、天井石には緑泥石片岩を利用しているのが特徴的である。鉄砲山古墳後円部では横穴式石室1基が検出されており、羨道部分には榛名山の噴火により噴出した角閃石安山岩の切石を壁石とし、天井には将軍山古墳同様に緑泥石片岩を利用していることがわかった(未報告)。

奥の山古墳では地中レーダー探査により、箱式石棺の可能性が高い2基の反応が認められた。中の山、戸場口山古墳では石棺出土の伝承があり、本来は横穴式石室を有していたと考えられる。それ以外の古墳の埋葬主体部については、現在のところ不明である。

以上のように、古墳群の築造当初は竪穴系の埋葬施設であったが、将軍山古墳の時期(6世紀後半)に新たに横穴式石室が導入され、石材や形態を変えながら終末に至っている。

(3) 出土遺物について

前述のように、埋葬主体部を発掘調査し、副葬品について明らかになっているのは、稲荷山古墳と将軍山古墳である。なお、将軍山古墳は明治27年の発掘後に出土遺物が散逸しており、全容がつかみにくい状況である。稲荷山古墳の礫槨については、未盗掘であったこともあり、金錯銘鉄剣をはじめ多くの副葬品が埋葬時の場所から出土しており、現在は一括で国宝に指定されているものである。

金錯銘鉄剣は国内で製作された文字資料としては最古に属するもので、その115文字という文字数からも日本史研究において重要な位置を占めている。銘文は「辛亥年七月中記」で始まり、他の内容からみて西暦471年であることが現在では通説となっている。ヲワケ臣という人物の8代の系譜が記され、ヲワケがワカタケル大王に杖刀人の首として仕え、天下を治めるのを助けたことを記念して刀を作ったと記している。このように地方豪族が大王に仕えた「人制」を示唆し、同じワカタケルの名を刻んだ鉄刀が熊本県の江田船山古墳から出土していることから、5世紀後半代に大王の権力が日本の東西に拡張していたことを物語っている。

将軍山古墳の出土遺物については、銅鏡や環頭大刀、馬冑、蛇行状鉄器など、朝鮮半島とつながりの深いものが多く含まれていて、当時の文化的な交流や技術の高さを知ること

ができる貴重な資料となっている。偶然明らかとなった、これらの2基の古墳ともに優れた副葬品を有していることから、すでに盗掘をされている可能性が高い古墳が多いとはいえず、他の古墳の副葬品も同様の状況が推測される。

須恵器については、ほとんどの古墳の墳丘上や周堀から出土しており、埼玉古墳群の各古墳の編年基準となっている。ただし丸墓山古墳と愛宕山古墳からの出土は僅少であり、また同じ器種がまんべんなく出土しているわけではないので、編年作業は慎重さが求められる。

埴輪は、すでに作られなくなった時期の古墳である中の山古墳、戸場口山古墳、浅間塚古墳以外の古墳からは、普遍的に多くの量が出土している。いずれも発掘調査の報告書や各種論文などで、詳細な検討が行われており、埴輪の編年のみならず、流通や製作集団の分析に至るまで、さまざまな論考が公表されている。

表 2-4 埼玉古墳群 各古墳の規模

前方後円墳(墳丘規模順)

古墳名	墳丘主軸長	後円部径	後円部高/基盤層標高	前方部幅	前方部高/基盤層標高	くびれ部幅	主軸方向角	墳丘範囲面積
二子山	132.2	67	11.7/18.1	83.2	13.7/18.1	46	N-40° -E	7,863
稲荷山	120	62.6	10.4/18.0	82.4	(9.4/18.0)	34.2	N-42° -E	6,723
鉄砲山	107.6	49.7	8.5/18.5	68.1	9.5/18.5	28	N-36° -E	4,814
将軍山	90	38.8	不明/18.0	63.6	8以上/18.0	(23)	N-53° -E	(3,261)
中の山	(79)	(38)	4.9/18.6	(44)	5.2/18.6	(23)	(N-58.5° -E)	(2,463)
瓦塚	73.4	36.2	4.8/18.4	45.0	4.6/18.4	20	N-47.5° -E	2,338
奥の山	66.4	38.4	5.6/18.8	43.2	6.0/18.8	18.8	N-53° -E	2,301
愛宕山	54.7	(26.4)	3.6/(18.2)	31.4	3.7/(18.2)	15.2	N-50.5° -E	1,276

円墳(墳丘規模順)

古墳名	墳丘最大径	高さ/基盤層標高	墳丘範囲面積	周堀最大径
丸墓山	105	17.2/18.3	8,603	206
浅間塚	(50)	8.5/現況	(1,963)	(76)
天王山 (埼玉1号墳)	27	—	654	42
天祥寺裏古墳	—	—	—	(40)
埼玉8号墳	(26)	—	497	(32)
埼玉5号墳	26	—	516	32.5
埼玉9号墳	(24)	—	402	(30)
埼玉10号墳	(24)	—	351	(32)
梅塚 (埼玉2号墳)	23.5	—	413	29.5
埼玉6号墳	22.5	—	390	27
埼玉7号墳	22	—	360	27
市No.75古墳	(20)	—	351	(25)
埼玉4号墳	17.5	—	234	21.5
埼玉3号墳	12.5	—	124	14.5

方墳

古墳名	墳丘辺長	高さ/基盤層標高	墳丘範囲面積	内堀辺長	外堀辺長
戸場口山	(42)	不明	1,764	(54)	(80)

【単位:m(面積は㎡)】

※数値は「史跡埼玉古墳群総括報告書I」から引用した。
 ※()内の数値は推定による参考値である。
 ※—は数値が不明なものである。※円墳の各径は最大値である。
 ※高さは最高点標高一墳丘下基盤層標高/墳下基盤層標高である。
 ※墳丘・兆域総面積はクリノメーターを使用して計測した。



図 2-13 埼玉古墳群全体図

5 指定地の状況

平成 17 年度に実施された「埼玉古墳群保存整備基本計画（基礎調査及び現状分析）」を踏まえ、史跡埼玉古墳群の現況を各古墳の現況、諸施設の現況、植栽、活用状況、法規制及び自治体施策に分けて整理する。

5-1 各古墳の現況

(1) 稲荷山古墳【前方後円墳】

墳長：120m 後円部径：62.6m 前方部幅：82.4m 後円部高：10.4m

主軸方位：N-42° -E 埋葬主体部：第 1 主体部＝礫槨 第 2 主体部＝粘土槨

周堀：方形二重周堀 造出し：墳丘西側（後円部くびれ部寄り）、中堤西側

出土遺物：礫槨…金錯銘鉄剣、画文帯環状乳神獣鏡、勾玉、銀環、帯金具、

武器・武具類（剣、直刀、鉾、鉄鏃、挂甲）、馬具類（轡、壺鐙、鞍金具、鈴杏葉、三環鈴、雲珠、辻金具、飾帯金具）、
工具類（鉄鉗、鉋、鉄斧、鑿子、砥石、刀子）

粘土槨…武器・武具類（剣、直刀片、鉄鏃片、挂甲片）、馬具類（轡、辻金具、鉸具）、工具類（鎌）

堀等…須恵器・土師器・形象埴輪・円筒埴輪

国
宝

築造推定時期：5 世紀後半

<発掘調査の経緯>

昭和 43 年度 「さきたま風土記の丘」整備事業に伴う主体部調査

昭和 48 年度 周堀を中心とした調査

平成 9～11、13 年度 前方部及び外堀の確認

平成 27 年度 火山灰確認のための調査

【特記事項】埼玉古墳群の中では、最初に築かれた古墳と推定される。

昭和 43 年度の調査で出土した鉄剣から、昭和 53 年に辛亥年（471 年）の記年銘を含む 115 文字の金象嵌が発見された。鉄剣を作らせた「ワケ臣」と代々の系譜、倭王武と想定される「ワカタケル大王」の名が刻まれるなど、日本史研究には欠かせない資料として、主体部出土遺物が昭和 58 年に一括して国宝に指定された。

また、出土した他の副葬品も、当時の最先端技術をもって作られているものが多く、鏡や帯金具、馬具などは、朝鮮半島から輸入されたものと考えられている。また、鉄製品加工に使用される工具類がまとまって出土している。

<整備の経緯>

昭和 51 年度 内堀の復原

昭和 57～59 年度 後円部崖面・主体部保護、保存レプリカ据付、階段設置、修景工事

平成 3 年度 礫槨彩色等改修工事

平成 12～18 年度
平成 27～28 年度

前方部復原工事、内堀修景工事
礫槨陶板模型製作設置工事



昭和 12 年ころの稲荷山古墳



昭和 43 年発掘調査時の稲荷山古墳



稲荷山古墳 礫槨



稲荷山古墳 粘土槨

写真 2-1 稲荷山古墳検出遺構



金錯銘鉄剣



画文帯環状乳神獸鏡



銀環・勾玉



帯金具



轡（馬具）



鈴杏葉（馬具）



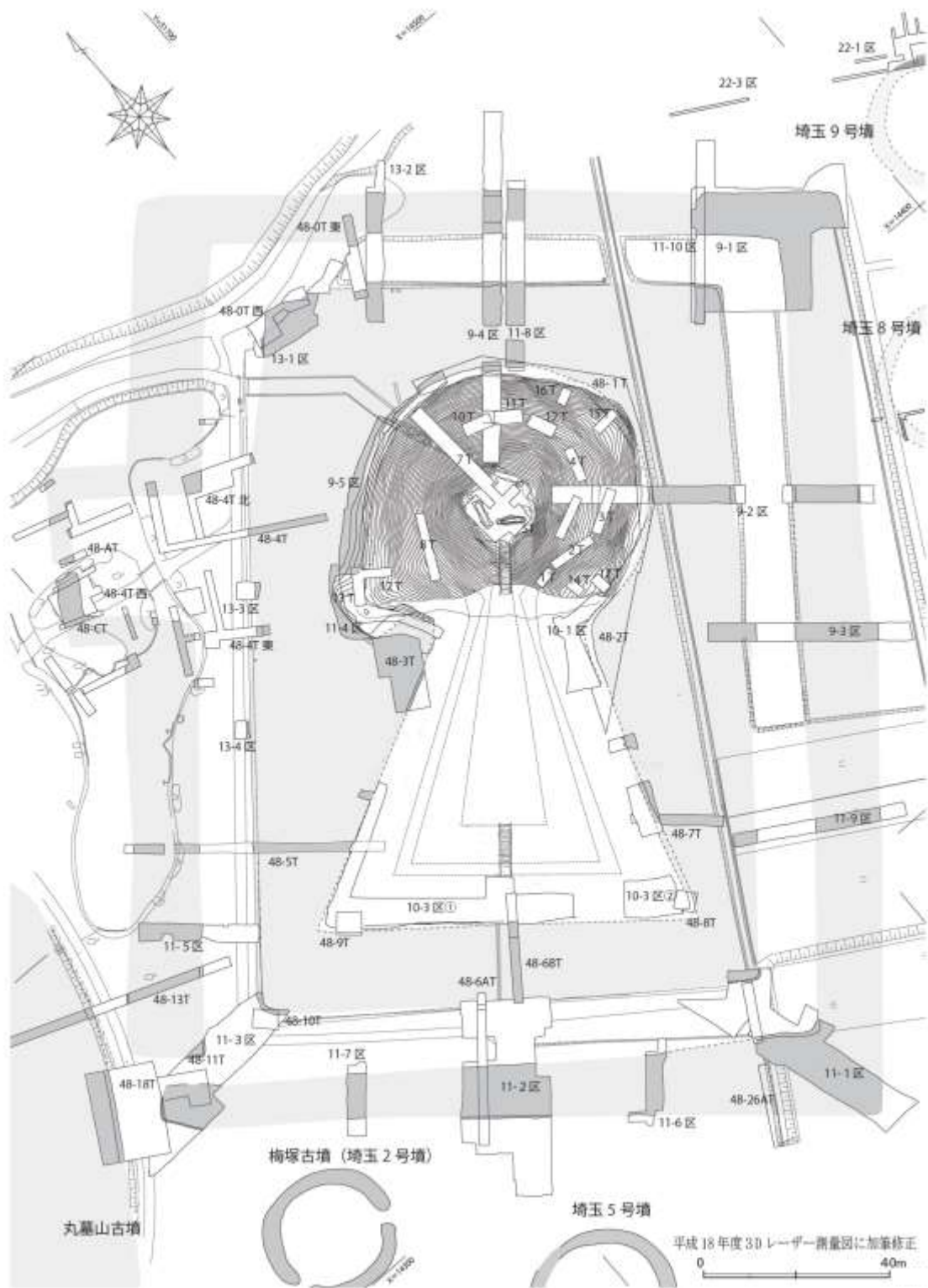
鉄製工具類



人物埴輪



写真 2-2 稻荷山古墳出土遺物



※ 図中の ○-OTまたは区
 =調査年度-トレンチ番号に該当
 なお 43~64は昭和、1~30は平成

図 2-14 稲荷山古墳全測図

<現況>

本来は二重の堀が巡っていることが発掘調査で明らかになっているが、現在、整備を行っているのは内堀の一部のみである。

周堀は砂利敷きによる規模範囲の表示とし、土取りにより削平された前方部は後円部と一体となるように盛土復原した。周堀の外側にはロープ柵を設置しているが、支柱が倒れかかっていたり、ロープが切れているところも見られる。古墳南北軸方向に園路・階段（木製）・ロープ柵を設け、見学者は墳頂部に上がれるようになっている。

後円部は平坦地となっており、周囲はロープ柵と低木で安全を確保している。発掘調査で確認された礫槨と粘土槨は埋め戻され、原位置には陶板表示を行い、解説板も設けている。なお、礫槨表示の周囲には柵を設置して立ち入れないようになっている。

後円部は張芝、前方部は種子吹付による整備を行ったが、現在は自然植生の草本類も混ざってきている。

古墳周堀の東側は、一部指定地外となっており、整備事業は行っていない。



・古墳全景（南西から）

古墳南側には前方部へ上る階段を設置している。



・古墳北側の階段と周堀

古墳北側には後円部へ上る階段を設置している。

また、内堀は小砂利で整備し、堀の周囲にはロープ柵を設置している。



・墳頂部の埋葬施設

墳頂部は、礫槨の原寸大陶板模型展示と粘土槨の範囲表示の整備を行った。

墳頂部の周囲には低木（ドウダンツツジ）を植栽し、ロープ柵を設置している。

写真 2-3 稲荷山古墳現況写真

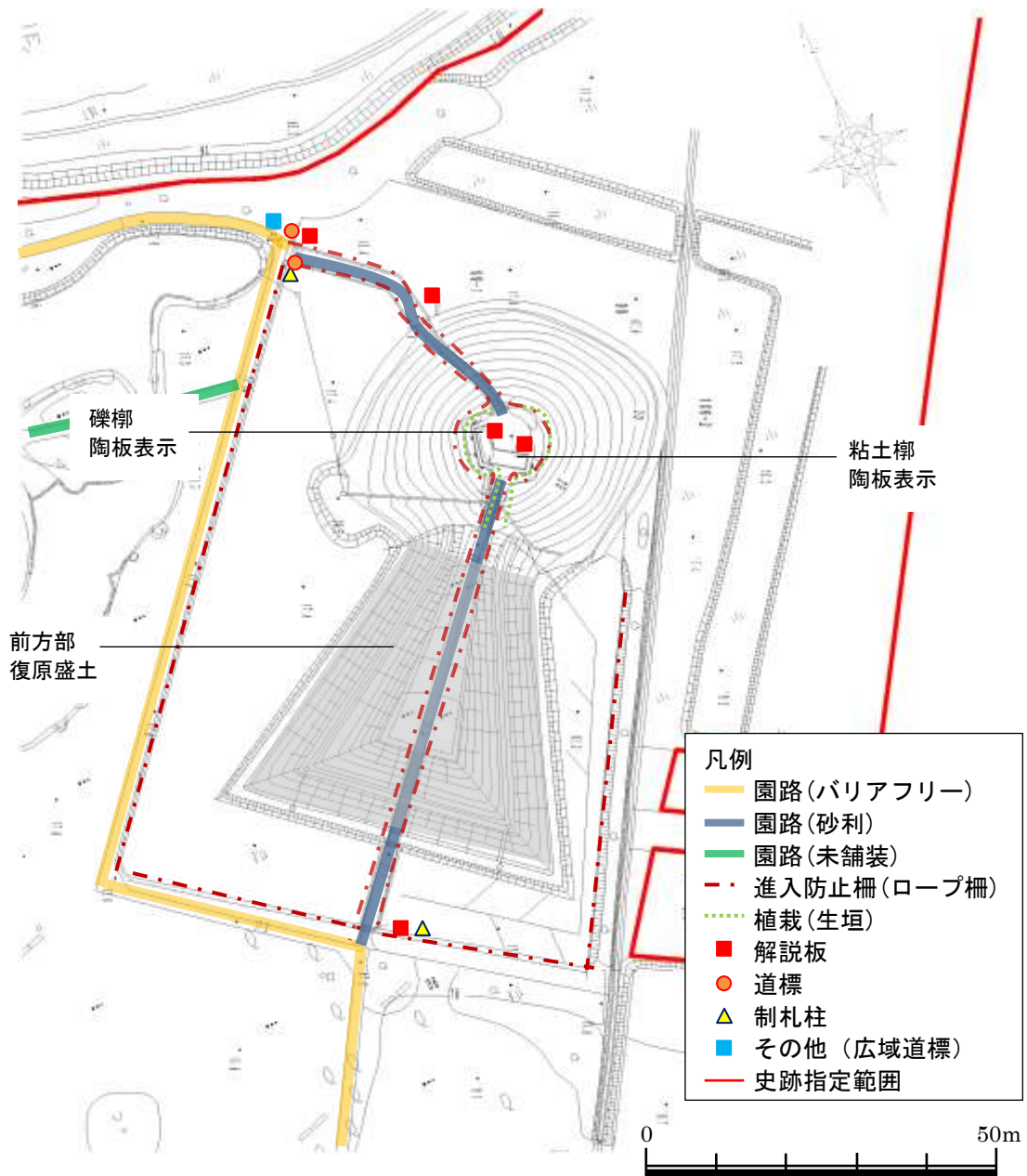


図 2-15 稲荷山古墳現況平面図

(2) 丸墓山古墳【円墳】

直径：105m 高さ：17.2m 周堀：一重円形

出土遺物：須恵器、土師器、形象埴輪、円筒埴輪（いずれも小片）

築造推定時期：6世紀前半

<発掘調査の経緯>

昭和48年度	古墳の規模等について実態の把握
昭和60年度	周堀内側立ち上がり部の確認
昭和61～62年度	墳丘構築土の断面観察及びテラス部の遺構状況確認
平成10、15、20年度	周堀南西部の確認調査
平成26～27年度	周堀北側の確認調査（昭和60年度調査区の再調査）

【特記事項】昭和60、61年度の調査で、墳丘の裾部及び墳丘中段テラス部から「配石遺構」が検出され、埼玉古墳群では唯一、墳丘に葺石をもつ古墳である可能性がある。なお、直径105mは、国内でも最大級の円墳である。



配石遺構（昭和60年度調査）



人物埴輪

写真 2-4 丸墓山古墳検出遺構及び出土遺物

<整備の経緯>

昭和48年度	周堀復元整備
昭和60～63年度	墳頂部保護、南斜面崩落防止盛土、階段整備工事
平成28～30年度	階段等見学施設再整備

<現況>

墳丘裾部には周回できる園路（砂利敷き）とロープ柵を設置し、南北方向には墳頂部に上る階段（石段＋木段）とロープ柵を設けており、墳頂部に上られるようになっている。

墳頂部は平坦地となっており、周囲はロープ柵と低木で安全を確保している。ロープ柵の外側には排水溝を設置している。墳丘法面は張芝による整備を行ったが、現在は自然植生の草本類が優先している。墳頂部及び周辺部には、サクラが植えられ春には多くの花が咲き、季節には多くの見学者が訪れる。

周堀はヨシ等が優先する水堀状に整備しており、両側は護岸整備を行っているが、

現状の復原周堀は、調査で一部復原形態が異なることが判明している。周堀の周りには低木を植えている。

墳丘の北側には旧忍川が隣接しており、周堀が切断されている状況である。

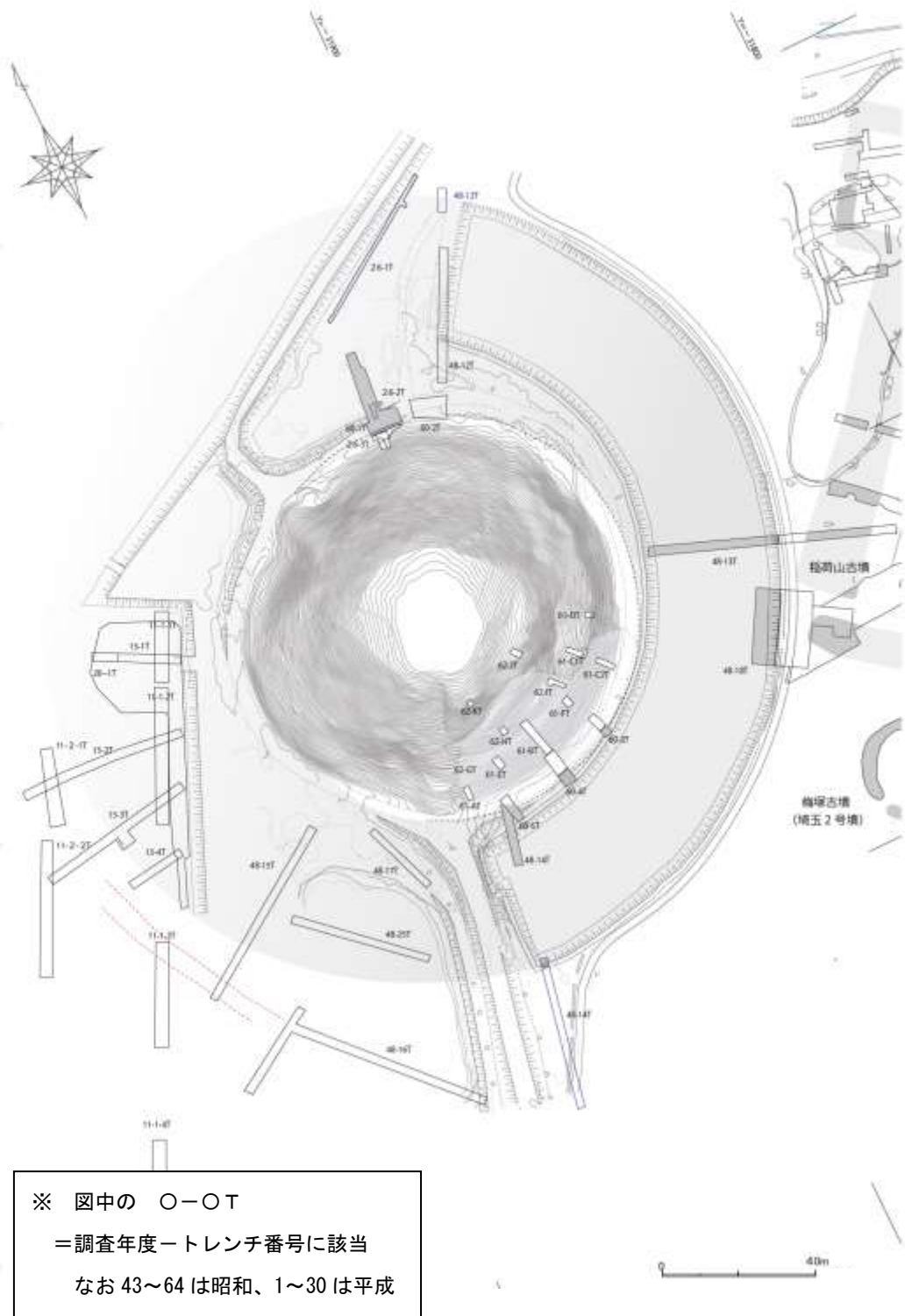


図 2-16 丸墓山古墳全測図



・古墳全景（南側より）

手前から延びる園路（砂利敷き）は石田堤である。墳頂部にはサクラが植えられている。



・古墳南面

墳丘南面に墳頂部に至る階段がある。階段沿い及び墳丘裾部周囲にはロープ柵を設置している。墳丘裾部には、周囲を巡る園路（砂利敷き）を整備している。



・周堀復原部（古墳東側）

周堀の東半分は水堀に整備し、ヨシが繁茂している。周堀の周囲には低木（ヒイラギモチ）を植栽し、植生がなくなってしまった箇所は竹垣の侵入防止柵を設置している。

写真 2-5 丸墓山古墳現況写真

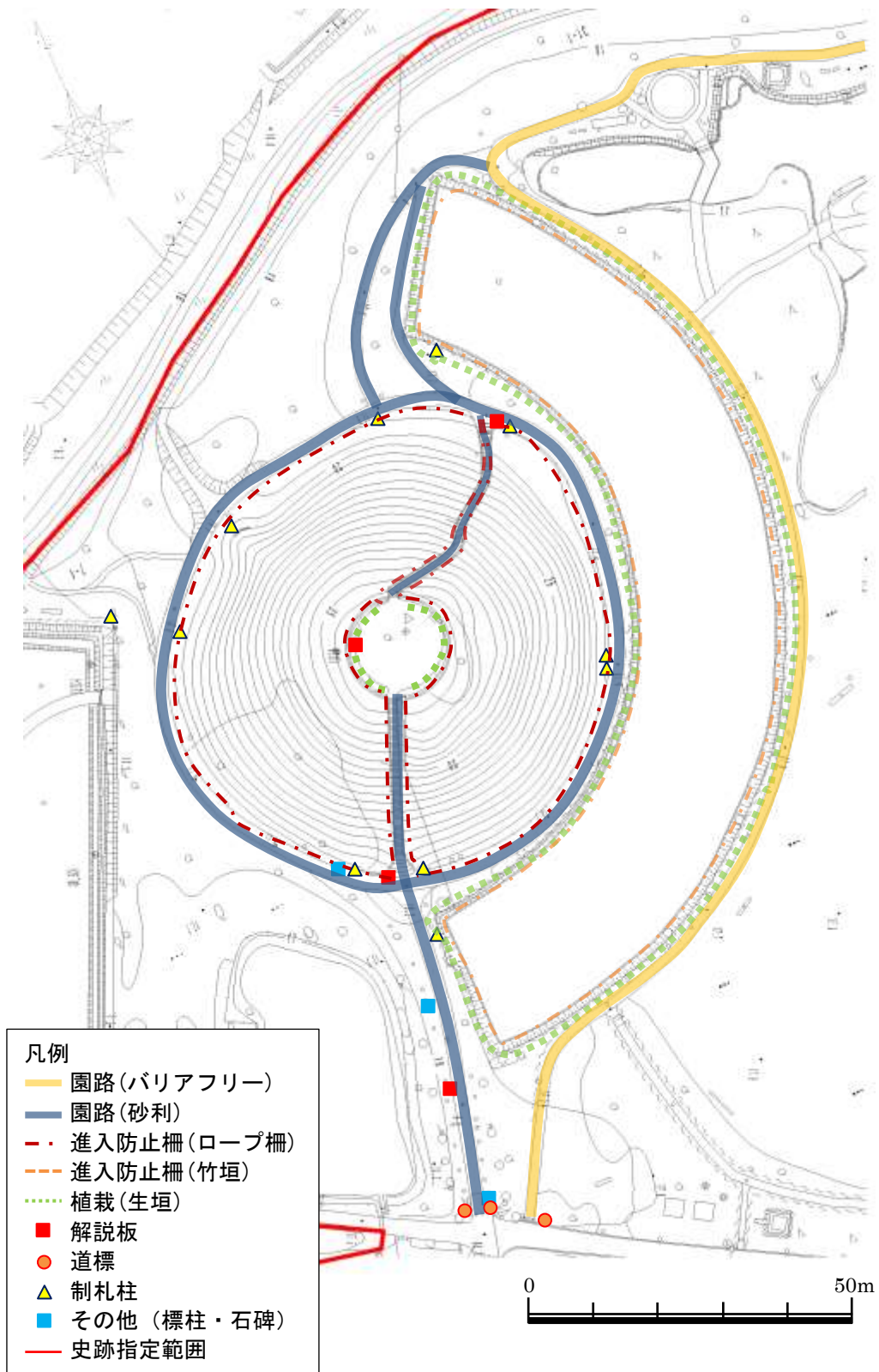


図 2-17 丸墓山古墳現況平面図

(3) 二子山古墳【前方後円墳】

墳長：132.2m 後円部径：67m 前方部幅：83.2m

後円部高：11.7m 前方部高：13.7m 主軸方位：N-40° -E

周堀：二重方形 造出し：墳丘西側（くびれ部前方部寄り）、中堤西側

出土遺物：須恵器・土師器・形象埴輪・円筒埴輪

築造推定時期：6世紀前半

<発掘調査の経緯>

昭和 42、49、55、59 年度 周堀の形態確認

昭和 56 年度 下水道工事に伴う調査（行田市）

平成 2 年度 前方部南側周堀部分の公園用地化を受けて、これまでやむを得ず屈曲させて復原していた中堤部分の発掘

平成 25、27 年度～ 墳丘の崩落状況、古墳の規模・形態の把握

【特記事項】旧武蔵国の中では、最も大きい前方後円墳。平成 29 年度に行った墳丘造出し部の調査により、須恵器蓋坏、土師器高坏を主体とする土器群を検出し、造出し祭祀の一端を知ることができた。



造出し（平成 29 年度調査）



円筒埴輪出土状況



須恵器蓋坏



造出し上の土器出土状況

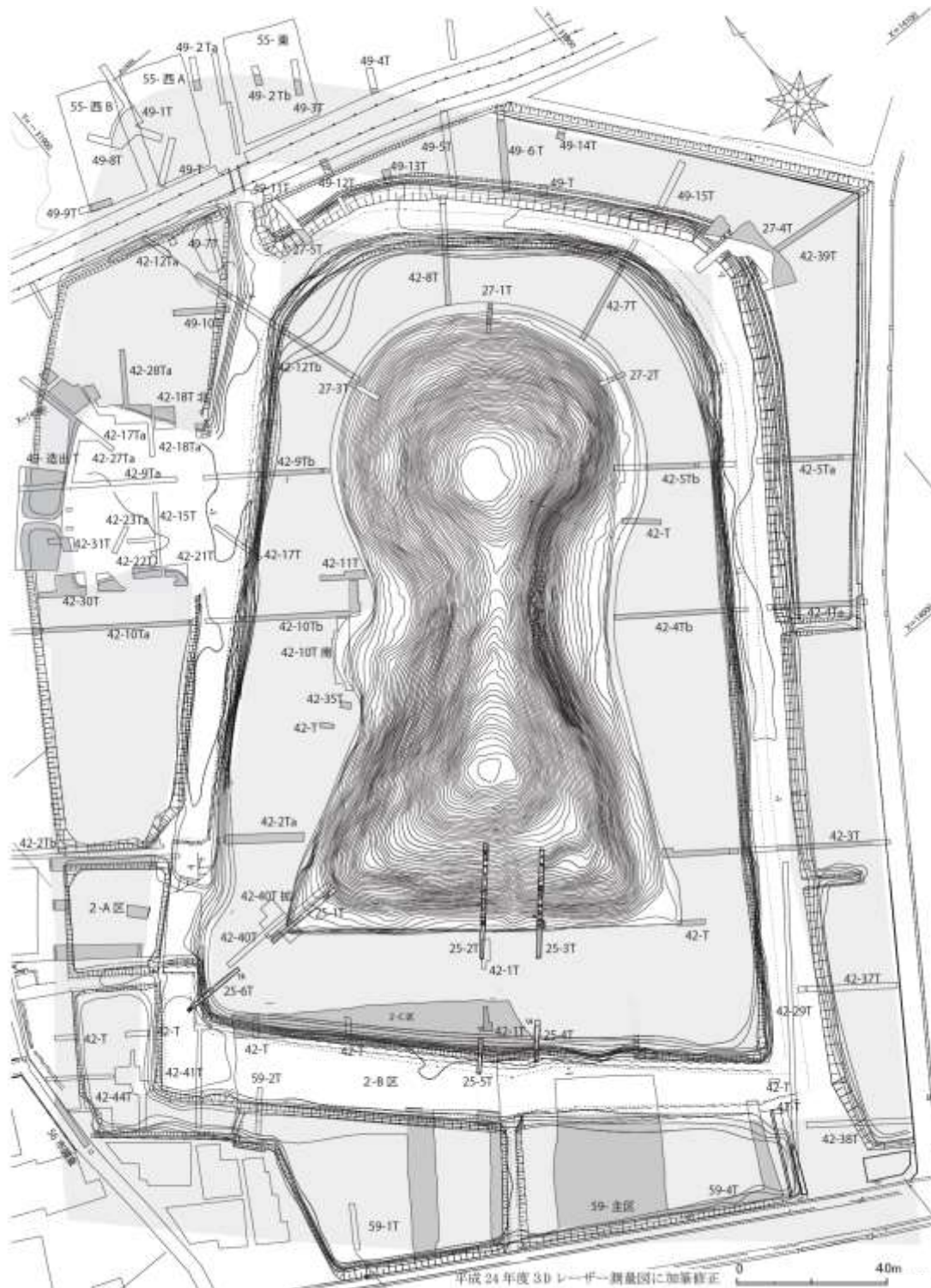
写真 2-6 二子山古墳検出遺構及び出土遺物

<整備の経緯>

昭和 43 年度 内堀復原工事（水堀として整備）

平成 2 年度 前方部正面の内堀整備、中堤遊歩道化、

中堤造出し部分復原
 平成 19 年度 墳丘崩落による、東側くびれ部の内堀護岸工事
 平成 24~26 年度 内堀埋立工事



※ 図中の ○-○T = 調査年度-トレンチ番号に該当
 なお 43~64 は昭和、1~30 は平成

図 2-18 二子山古墳全測図

<現況>

中堤及び中堤造出し部は盛土によって整備を行い、中堤は園路となっており、県道行田・蓮田線と接する南側が出入り口となっている。安全対策として、内堀側にはロープ柵と生垣を整備しているが、老朽化のため生垣がなくなっている箇所、ロープ柵が破損している箇所等も見られる。

墳丘は現況保存で、定期的な草刈りにより維持管理している。内堀は昭和 43 年の整備で水堀に復原を行ったが、40 年以上が経過し、護岸部分及び墳裾部の浸食、流失が進んだため、崩落を防ぐために内堀を埋め立てて新たに整備することとなっている（現在進行中）。前方部の南西側の一部は、平成 25 年に公有地化した。

外堀はハナショウブ等を植栽していたが、現在は特に手入れ等はせずにそのままの状態である。

なお、中堤盛土が残存している箇所があり、現在は史跡整備を行わず、公園整備前の状況で保存している。



・古墳全景（西から）

現在、再整備のための確認調査等を進行中である。

中堤上には園路（砂利敷き及び張芝）を設定し、周堀側に安全のための生垣、竹垣を設置している。



・内堀

内堀は昭和 43 年の整備で水堀に復原したが、その後護岸部分及び墳裾部の浸食、流失が進んだため、埋め立てた。

写真 2-7 二子山古墳現況写真

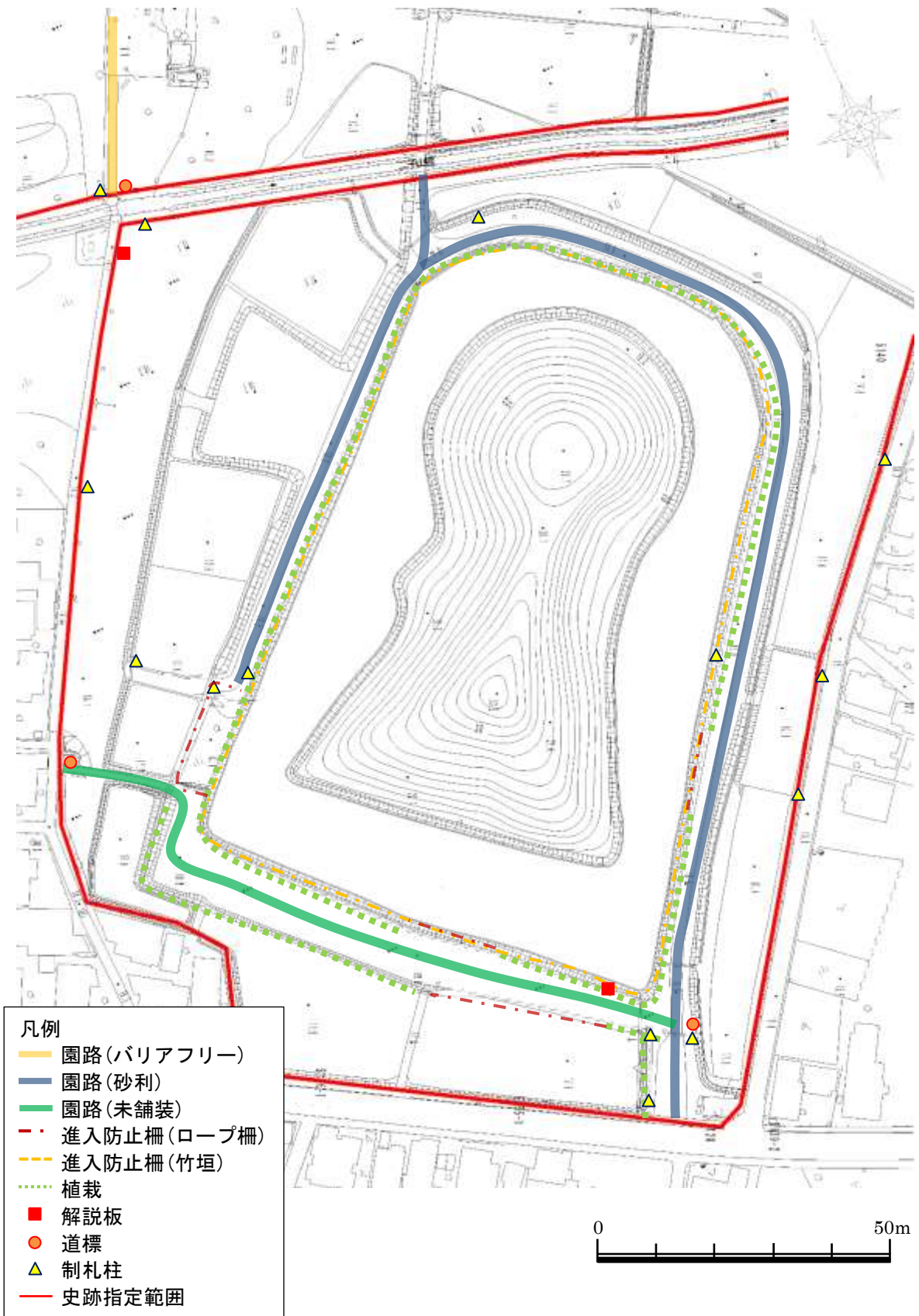


図 2-19 二子山古墳現況平面図

(4) 将軍山古墳【前方後円墳】

墳長：90m 後円部径：38.8m 前方部幅：63.6m 主軸方位：N-53° -E

埋葬主体部：横穴式石室、木棺直葬

周堀：二重方形（？） 造出し：墳丘西側（後円部くびれ部寄り）、中堤西側

出土遺物：

【明治27年出土品】

乳文鏡、ガラス玉、武器・武具類（環頭大刀、銀装大刀、直刀、三輪玉、鉄矛、鉄鏃、衝角付冑、挂甲小札）、馬具類（轡、杏葉、八角稜鈴、鈴、雲珠、辻金具、帯金具、輪鐙、鞍金具、鉸具、蛇行状鉄器、馬冑）、工具類（鉄斧）、用途不明飾金具、容器類（銅甕、石製盤、須恵器）

【平成3年度出土品】

装身具類（耳環、ガラス玉、空玉）、馬具類（飾金具、鞍金具、辻金具、帯金具、鈴）、武具類（鉄鏃、挂甲小札、大刀、環頭金具、刀装具、銀装大刀柄）
（木棺直葬施設からの出土品…ガラス玉）

【その他堀などからの出土品】

須恵器、土師器、形象埴輪、円筒埴輪

築造推定時期：6世紀後半

<発掘調査の経緯>

明治27年 石材抜き取りによる横穴式石室の発掘

昭和50年度 前方部南東部の水路改修に伴う発掘（行田市）

昭和59年度 調査区域中の畑地を水田化する際に現れた堀状遺構の周辺調査

平成3～7年度 保存整備事業に伴う発掘調査

平成6年度 前方部南側の水路改修工事に伴う発掘調査（行田市）

平成20年度 東側周堀の範囲確認調査

【特記事項】明治27年に発掘された副葬品は、現在、当館の他、東京国立博物館、東京大学総合研究博物館、本庄市教育委員会、個人が所有している。平成3～7年度に実施した発掘調査で、ほとんど石材が抜き取られた横穴式石室と、これまで知られていなかった前方部上の木棺直葬施設を確認した。

出土した副葬品は、とくに朝鮮半島と密接に関連するものが多く、馬冑や蛇行状鉄器、銅甕など、直接輸入されたと考えられるものも含まれている。

また、周堀の面的調査により、中堤造出しの形態や通路状の掘り残し部などが明らかとなった。また周堀からは多くの埴輪や土器が出土している。

<整備の経緯>

平成4～8年度 将軍山古墳展示館建設、墳丘の復原、埴輪レプリカ配置



横穴式石室残存状況



木棺直葬施設



馬冑



蛇行状鉄器



鈴（馬具）



銅鏡



人物埴輪



円筒埴輪

写真 2-8 将軍山古墳検出遺構及び出土遺物

※ 図中の ○-○T
 =調査年度-トレンチ番号に該当
 また、行は行田市教育委員会調査

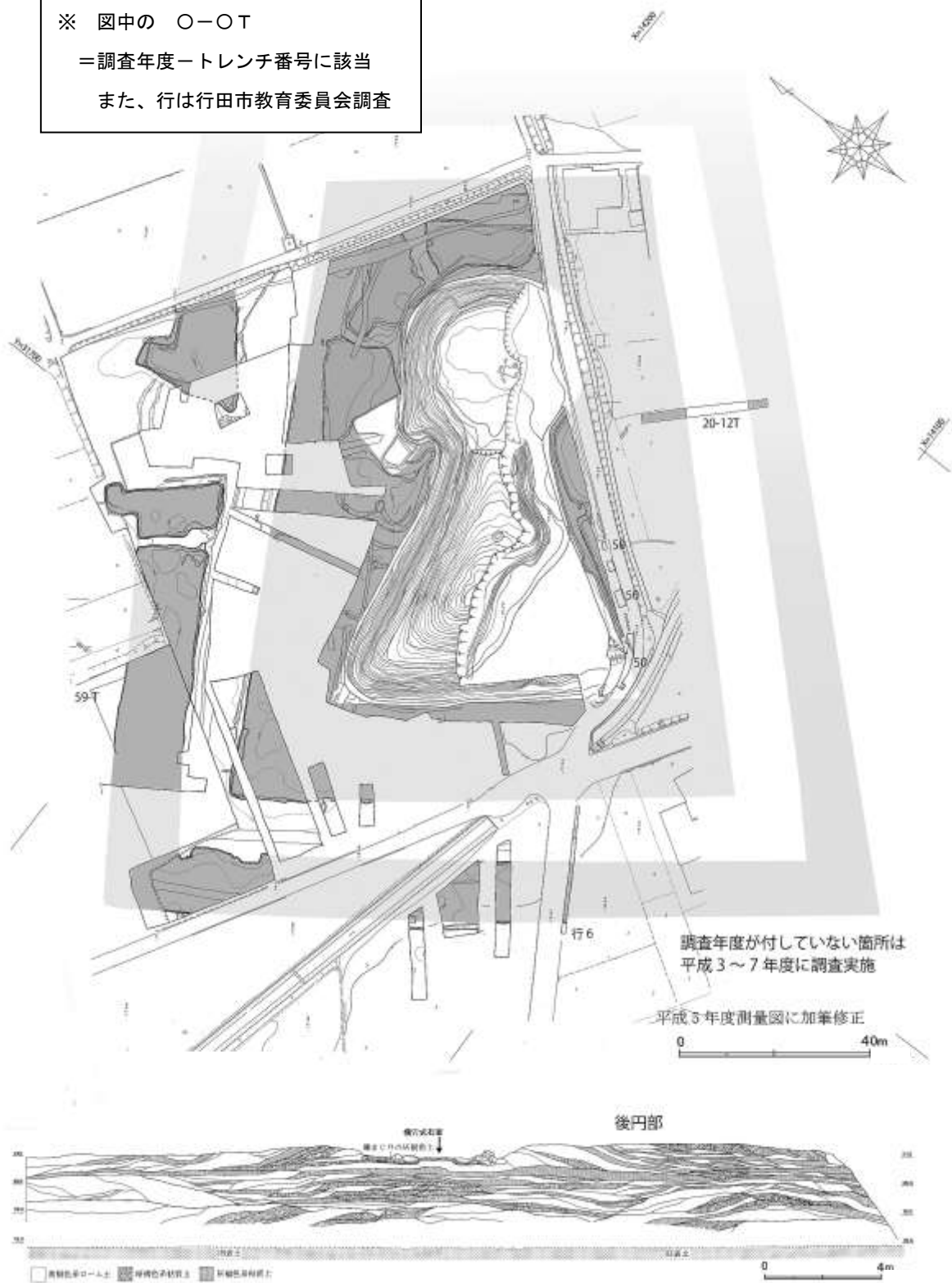


図 2-20 將軍山古墳全測図

<現況>

墳丘の復原整備を行い、後円部には横穴式石室を保護するように將軍山古墳展示館を付設している。將軍山古墳展示館は、1階部分に墳丘断面土層剥ぎ取りパネルや馬具複製品の展示、2階部分には横穴式石室及び副葬品埋葬時の想定再現展示を行っている。

周堀は立体表示とし、内堀と外堀は張芝による整備を行っている。墳丘上は張芝による整備と埴輪（レプリカ）の復原配置をしており、墳丘外側にロープ柵を設置して、立ち入ることはできないようにしている。

古墳の北側及び東側、南側の一部は指定地外となっており未整備である。

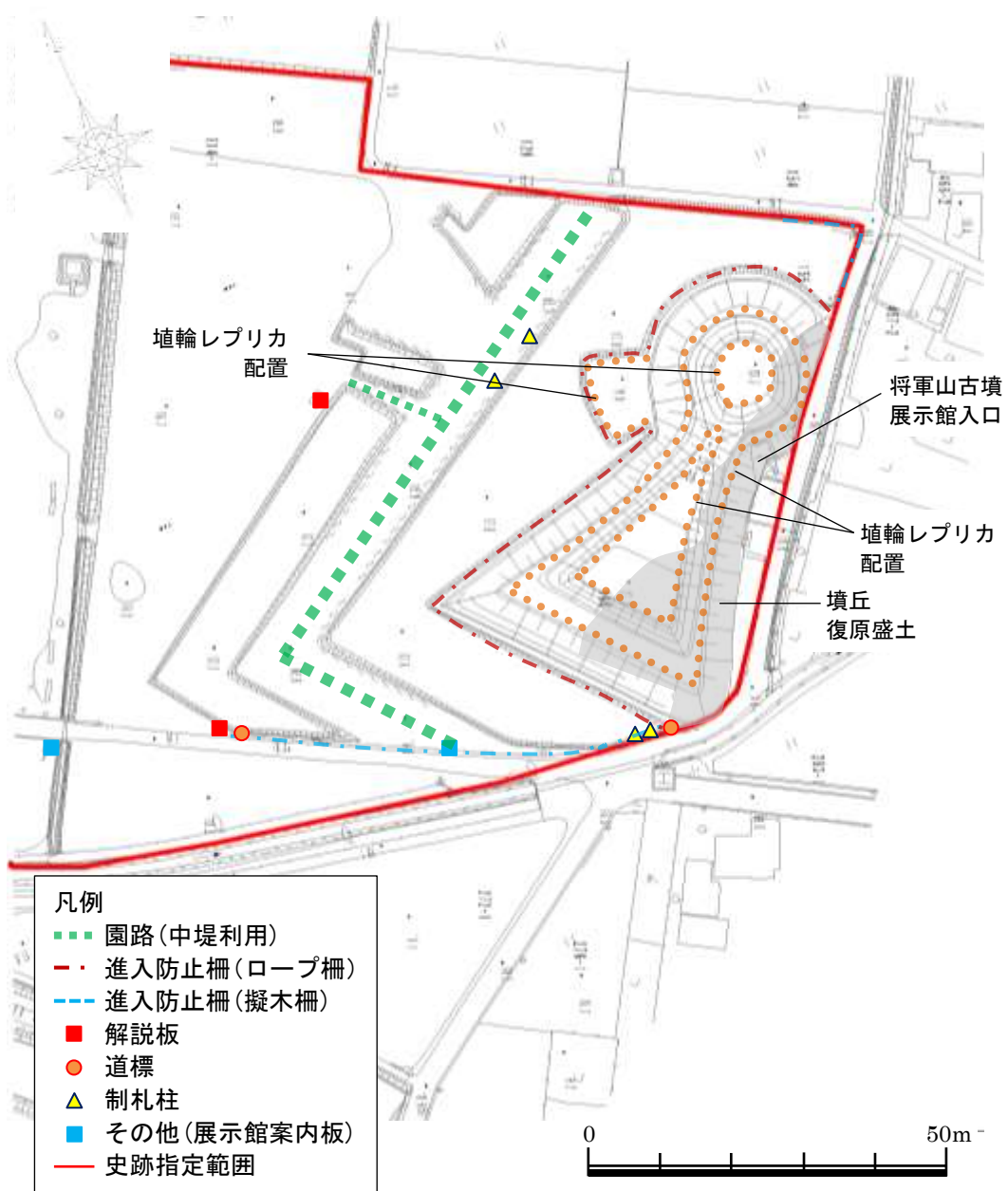


図 2-21 將軍山古墳現況平面図



- ・古墳全景（南西から）
墳丘と二重周堀を整備している。
古墳墳丘には埴輪のレプリカを復原配置している。
展示館へは古墳南側の市道を通っていく。



- ・墳丘造出しと外堀
墳丘及び造出しには埴輪のレプリカを展示している。
中堤は張芝で整備し、園路として利用できるようになっている。



- ・将軍山古墳展示館入口
展示館の出入口は市道から入る形になっている。市道よりも東側は指定地外である。

写真 2-9 将軍山古墳現況写真

(5) 愛宕山古墳【前方後円墳】

墳長：54.7m 後円部径：26.4m（推定） 前方部幅：31.4m

後円部高：3.6m 前方部高：3.7m 主軸方位：N-50.5° -E

周堀：二重方形 造出し：不明

出土遺物：須恵器片、形象埴輪、円筒埴輪

築造推定時期：6世紀中ごろ～後半

<発掘調査の経緯>

昭和56年度 史跡整備に伴う堀、墳丘の範囲確認（後円部東側と前方部南側）、
愛宕山東側市道改良に伴う発掘調査（行田市）

【特記事項】埼玉古墳群中、最も小さい前方後円墳であるが、調査の結果、他の前方後円墳同様に方形の二重周堀をもつことが明らかとなった。墳丘については全く調査がされていないので、埴輪列の状況や埋葬施設などについては不明である。



人物埴輪



円筒埴輪

写真 2-10 愛宕山古墳出土遺物

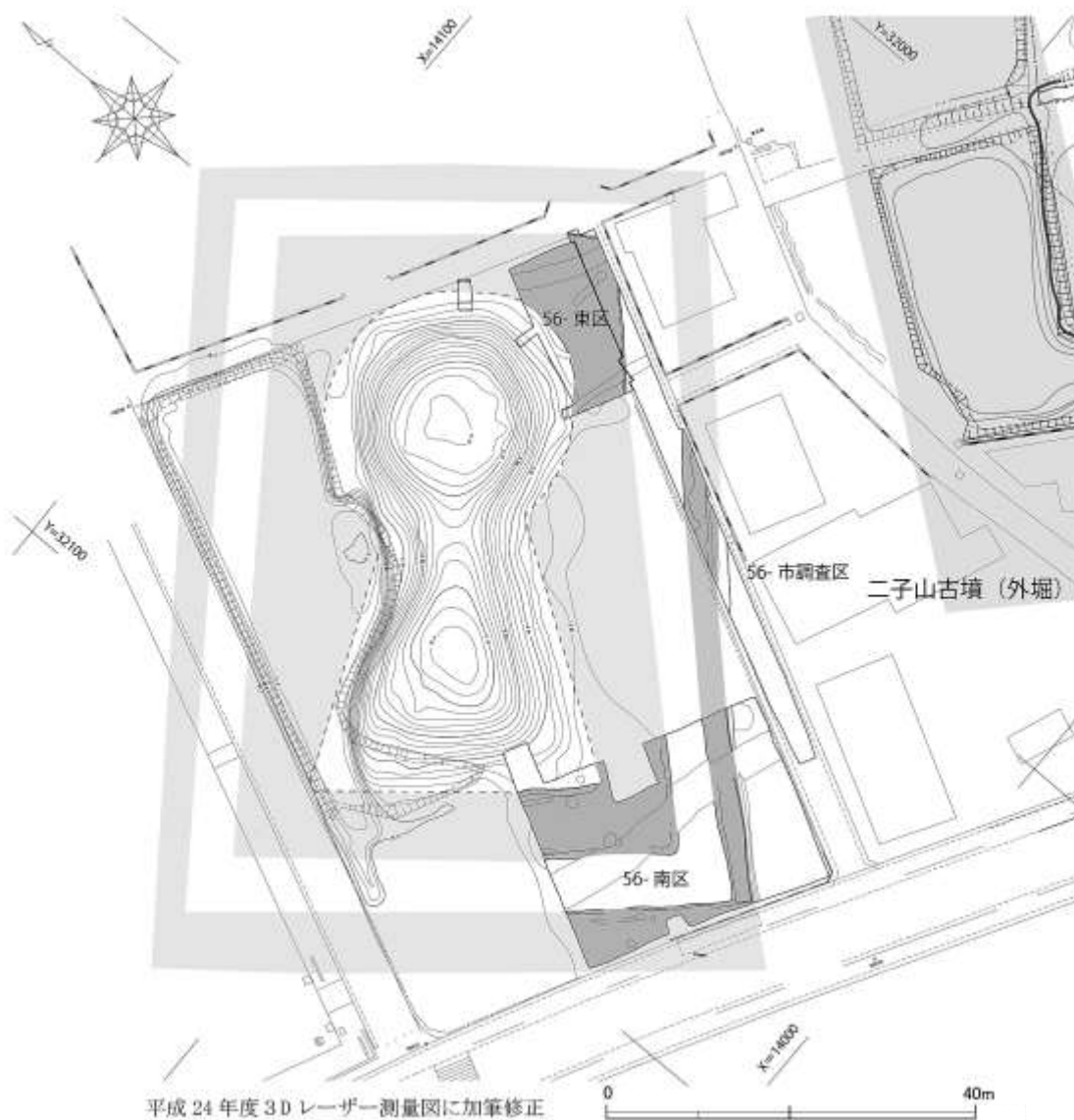
<整備の経緯>

特になし

<現況>

史跡駐車場と天祥寺、民有地、県道に挟まれた位置にあり、後円部の東側の一部には指定地外の民有地がある。かつてここには愛宕山神社が祀られていたため、前方部には今でも石仏が残されている。

墳丘の樹木は間伐しており、まばらに樹木が残っている。西側の堀跡にはハナシヨウブを植栽していたが、現在は特に手入れ等はせずにそのままの状態である。前方部の南西側、東側の周堀部分は、平成25年に公有地化されたが、現在のところ未整備である。



※ 図中の 56- は昭和56年度調査

図2-22 愛宕山古墳全測図

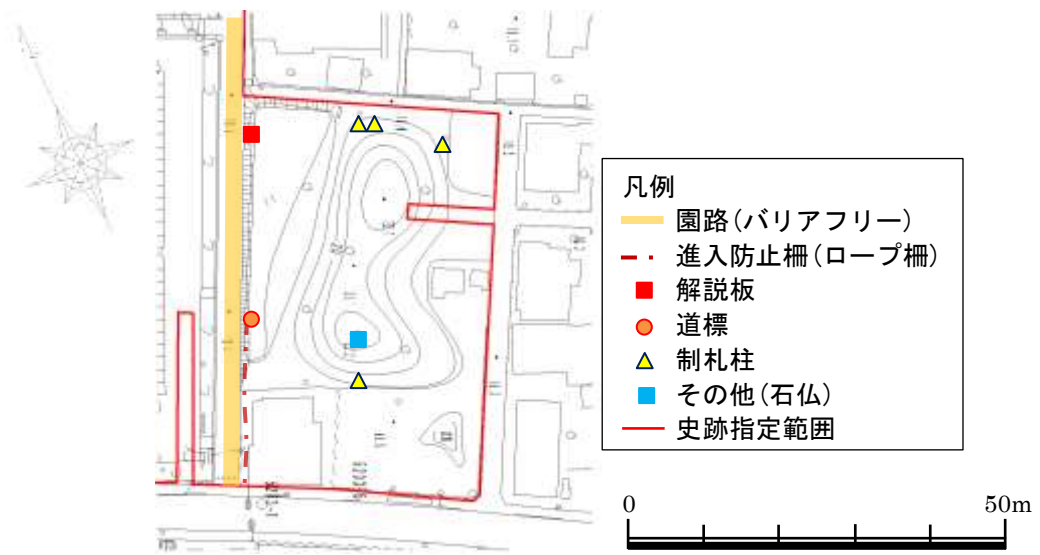


図 2-23 愛宕山古墳現況平面図



・古墳全景（北西から）

墳丘上の樹木は間伐し、現在はサクラの木だけが残っている。

内堀にはハナショウブを植栽していたが、現在はそのままの状態である。

古墳のすぐ西側は公園北側のメイン動線となる園路となっている。



・前方部の石仏

前方部上には石仏が祀られている。

写真 2-11 愛宕山古墳現況写真

(6) 瓦塚古墳【前方後円墳】

墳長：73.4m 後円部径：36.2m 前方部幅：45.0m

後円部高：4.8m 前方部高：4.6m 主軸方位：N-47.5° -E

周堀：二重方形 造出し：墳丘西側（くびれ部前方部寄り）

出土遺物：須恵器、土師器、形象埴輪、円筒埴輪

築造推定時期：6世紀中ごろ

<発掘調査の経緯>

昭和 54、57 年度	周堀平面形態の確認
昭和 61 年度	墳丘南東部の周堀範囲確認調査（昭和 25 年開墾箇所）
昭和 61 年度	古墳北側住宅建設に伴う北側周堀の発掘調査（行田市）
昭和 63～平成 3 年度	墳丘、周堀の保存修理事業に伴う確認調査、 移築民家山崎家の移動、調査

【特記事項】周堀の面的な調査により、墳丘西側の中堤付近から、多くの形象埴輪がまとまって出土した。埼玉古墳群中では唯一、埴輪の配列について推定がされている古墳である。また墳丘造出しからは土器が多く出土しており、古墳祭祀を考える上で重要である。



人物埴輪

家形埴輪

写真 2-12 瓦塚古墳出土遺物

<整備の経緯>

昭和 63～平成 3 年度	墳丘東側・西側復原及び修景、東側内堀立体表示、 山崎家曳家、囲柵・案内板設置
---------------	---

<現況>

一部盛土により墳丘の復原を行い、張芝で整備している。墳丘の周囲にはロープ柵を設置しており、中に立ち入ることはできない。

周堀は立体表示とし、内堀と外堀は砂利を敷き、内部に透水管を敷設して排水に

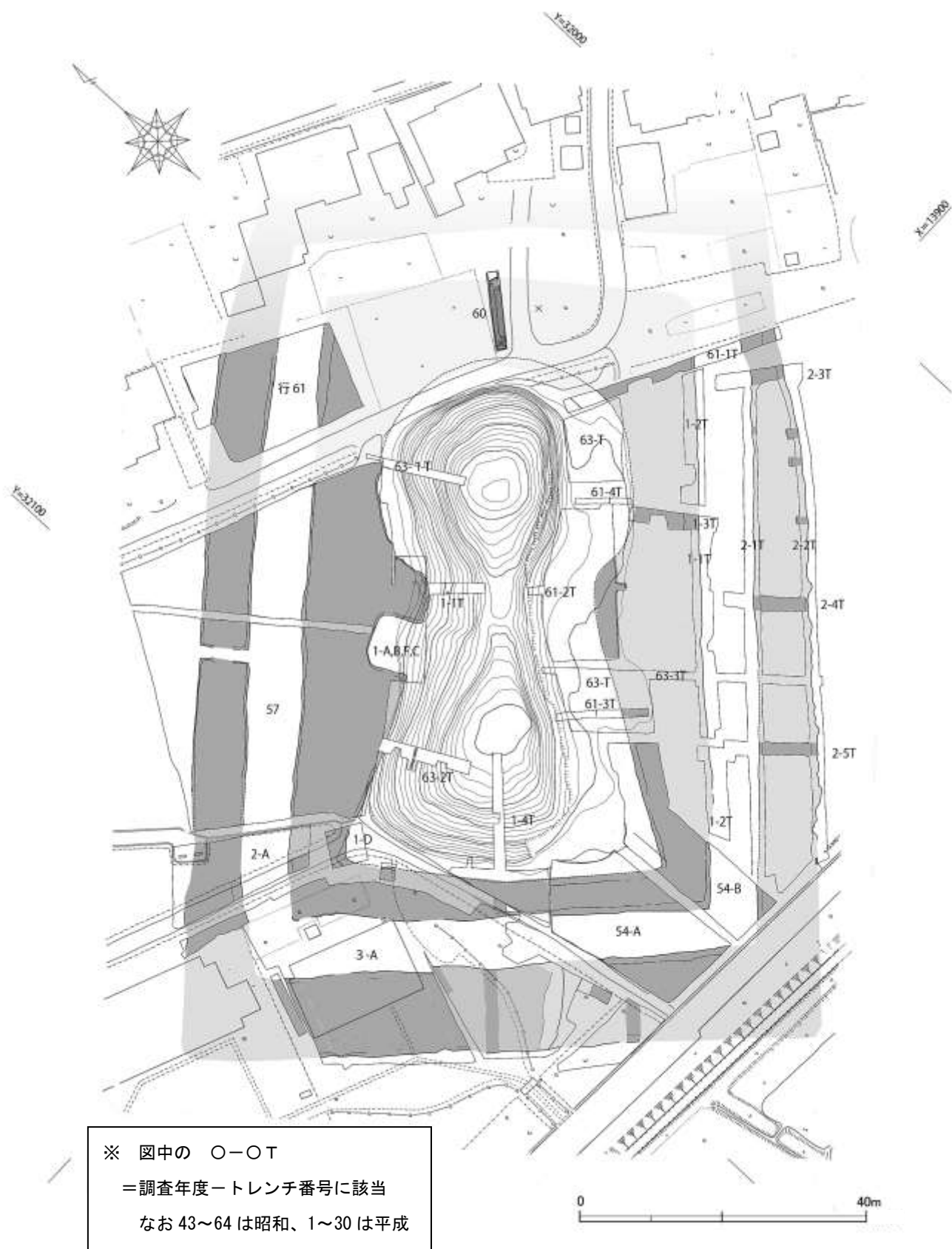


図 2-24 瓦塚古墳全測図

考慮している。中堤部分は盛土保護したのち、張芝による整備を行っている。また、造出しや堀などの各遺構には、名称を記した自然石製の表示板を設置している。

墳丘北側は指定地外のため未整備。また、外堀南西隅部には移築民家があるため未整備となっている。

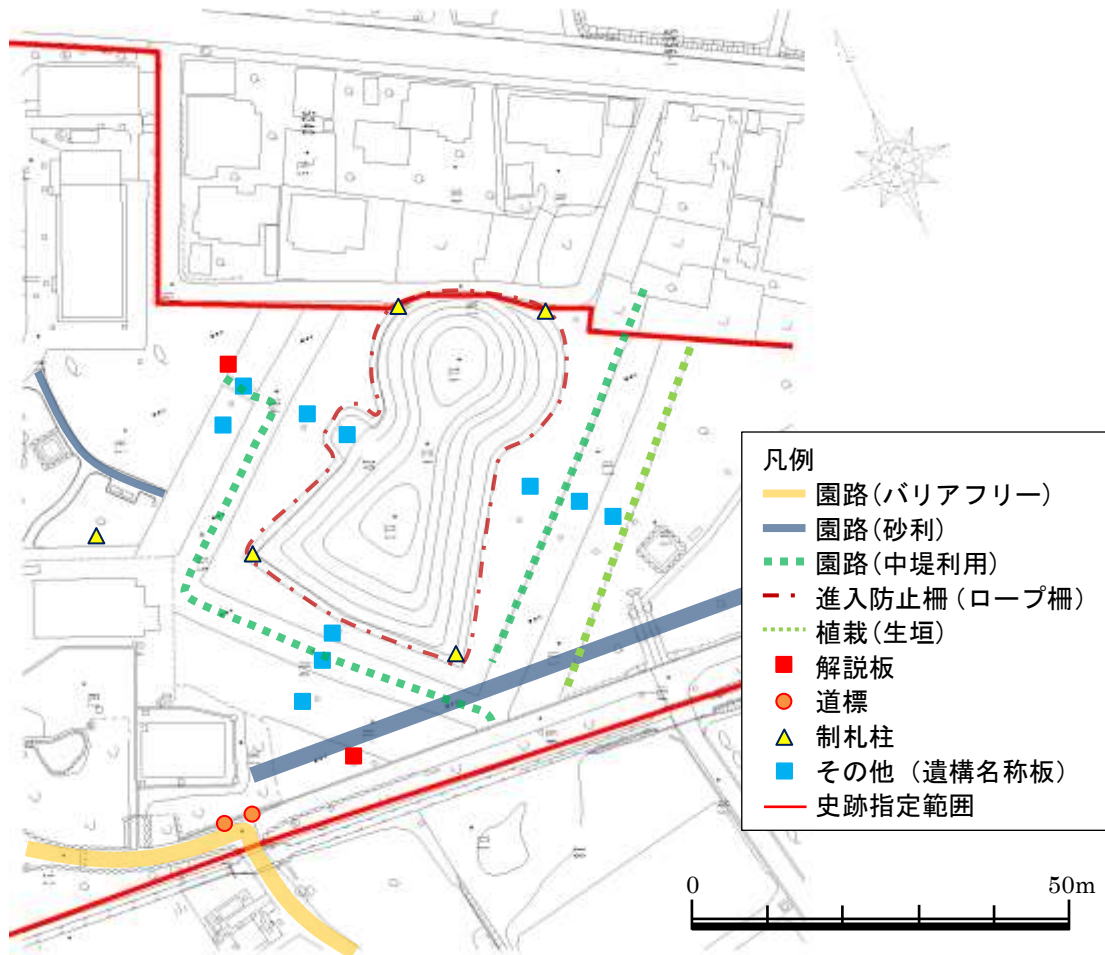


図 2-25 瓦塚古墳現況平面図



・古墳全景(西から)

墳丘及び造出しは盛土したうえで、芝生で保護している。



- ・ 西側から見た周堀・中堤
二重の周堀は砂利によって表現している。中堤は歩くことができるようになっている。



- ・ 造出しと内堀
墳丘と造出しの周囲にはロープ柵を設置している。自然石製の遺構名称板を配置している。



- ・ 遺構名称板
内堀、外堀、中堤、造出しに自然石製の遺構名称板を配置している。

写真 2-13 瓦塚古墳現況写真

(7) 鉄砲山古墳【前方後円墳】

墳長：107.6m 後円部径：49.7m 前方部幅：68.1m

後円部高：8.5m 前方部高：9.5m 主軸方位：N-36° -E

埋葬主体部：横穴式石室 周堀：二重方形（一部三重になる箇所あり）

造出し：墳丘西側（くびれ部前方部寄り）、中堤西側

出土遺物：須恵器、土師器、形象埴輪、円筒埴輪

築造推定時期：6世紀後半

<発掘調査の経緯>

昭和 43 年度	隣接する奥の山古墳との新旧関係把握のための調査
昭和 54 年度	史跡整備に伴う前方部西側埴裾部と周堀の確認
昭和 58 年度	史跡整備に伴う後円部東側埴裾部と周堀の確認
平成 22 年度	墳丘東側周堀の確認調査
平成 23 年度	墳丘のトレンチ調査
平成 23、25～26 年度	墳丘西側周堀の確認調査
平成 24～28 年度	石室入口周辺、前庭部の調査

【特記事項】平成 24～27 年度の墳丘部調査によって、従来知られていなかった横穴式石室の存在が明らかとなった。石材は利根川から運ばれてきた角閃石安山岩を加工して使用し、天井石には長瀬周辺で産出したと考えられる緑泥石片岩を使用していた。石室入口直下の内堀からは、大型の土師器高坏がまとまって出土した。



横穴式石室羨道入口部分



土師器出土状況



円筒埴輪



須恵器甕

写真 2-14 鉄砲山古墳検出遺構及び出土遺物



※ 図中の ○-○T
 =調査年度-トレンチ番号に該当
 なお 43~64 は昭和、1~30 は平成

図 2-26 鉄砲山古墳全測図

<整備の経緯>

特になし

<現況>

墳丘上はすでに樹木を伐採し、定期的な草刈りにより維持管理している。墳丘の周囲にはロープ柵を設置しているが、一部に老朽化している箇所がみられる。

周堀や中堤は整備を行っていない。指定地内での確認調査は行われているが、指定地外にかかる部分も多いため、堀の形状および造出しの有無など、不明な部分も多い。オオタカの生息が確認されているため、現在のところ整備事業は未着手である。

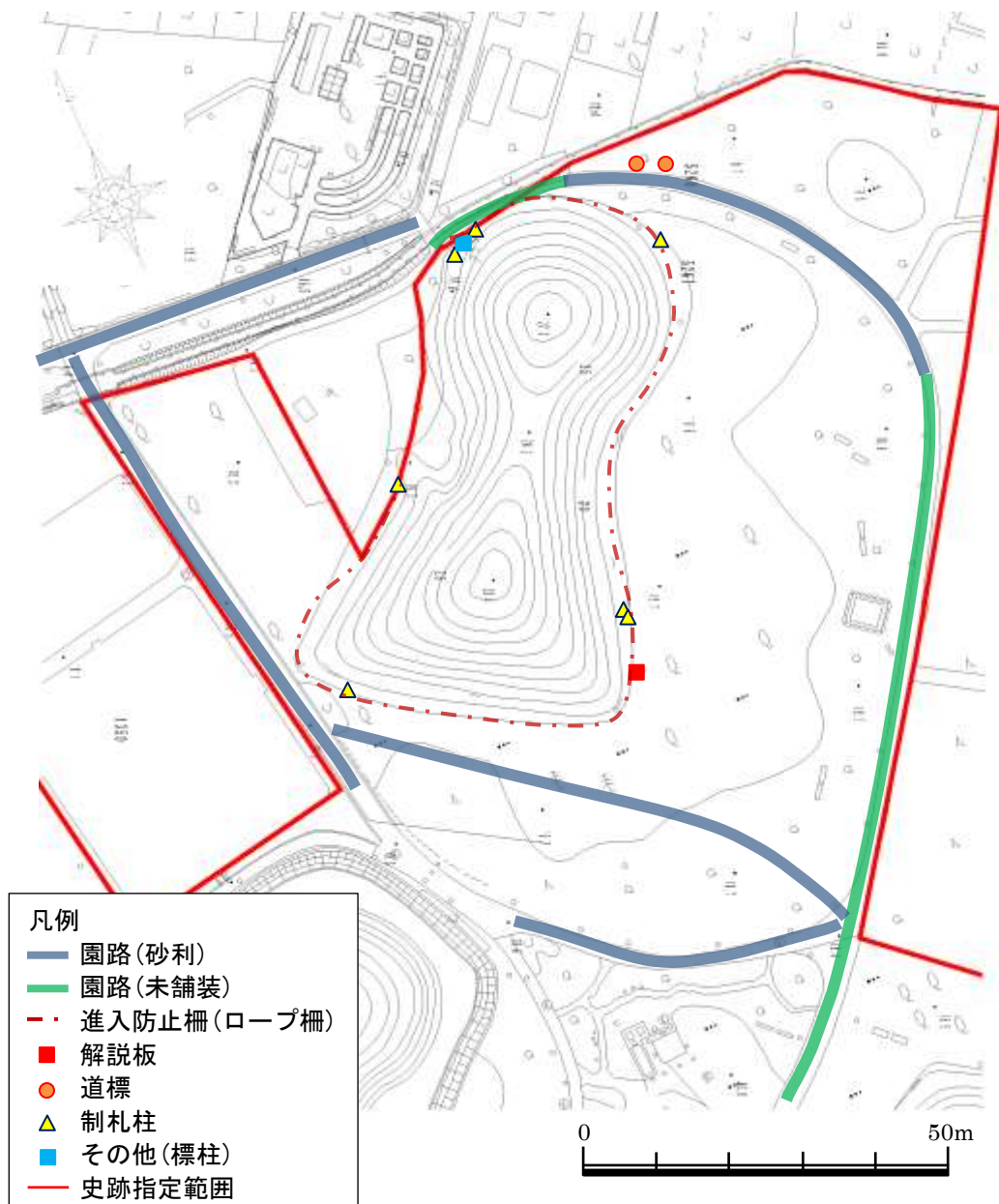


図 2-27 鉄砲山古墳現況平面図



- ・古墳全景（北東から）
周堀は確認されているが、
整備を行っていない。



- ・古墳南西側
墳丘の西側は指定地外の民
有地がある。



- ・古墳東側
墳丘の周囲にはロープ柵を
設置している。

写真 2-15 鉄砲山古墳現況写真

(8) 奥の山古墳【前方後円墳】

墳長：66.4m 後円部径：38.4m 前方部幅：43.2m

後円部高：5.6m 前方部高：6.0m 主軸方位：N-53° -E

周堀：二重方形 造出し：墳丘西側（後円部くびれ部寄り）、中堤は不明

出土遺物：須恵器、土師器、形象埴輪、円筒埴輪

築造推定時期：6世紀中ごろ

<発掘調査の経緯>

昭和42年度

周堀の確認

平成19～21年度

再整備のための発掘調査

【特記事項】周堀の調査により、隣接する鉄砲山古墳の外堀と奥の山古墳の外堀が一部重複している状況が見られた。造出し周辺からは多くの土器が出土し、その中でも、小型の壺を装着させた大型の壺は、全国的にも珍しい形態のものである。



造出し（平成21年度調査）



馬にまたがる人物埴輪



装飾付須恵器と器台



須恵器高杯

写真 2-16 奥の山古墳検出遺構及び出土遺物

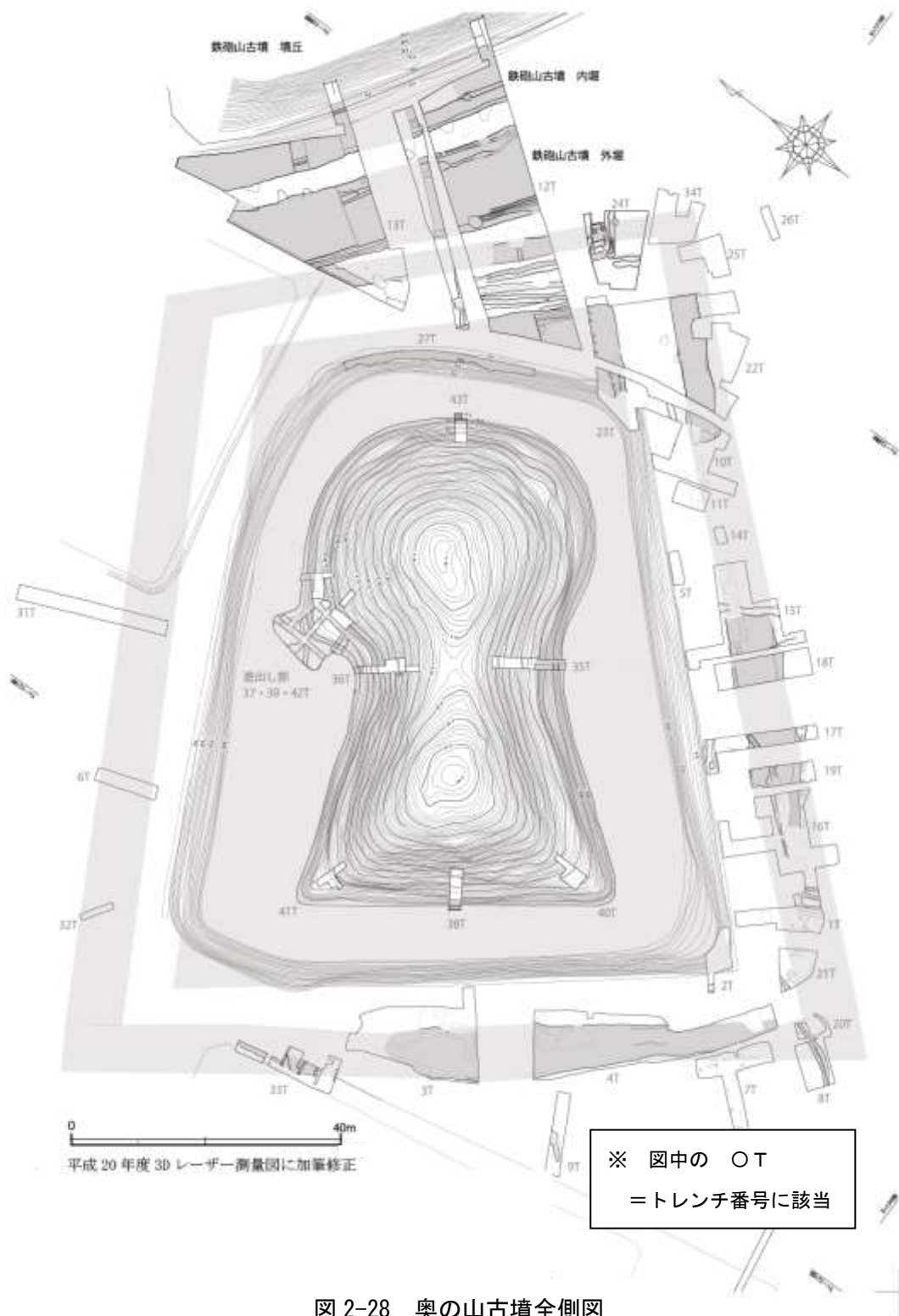


図 2-28 奥の山古墳全側図

<整備の経緯>

昭和 43 年 周堀復原整備（一重周堀）

平成 21～24 年度 周堀の再整備（二重周堀）

<現況>

墳丘は現況保存で、定期的な草刈りにより維持管理している。墳丘の周囲にはロープ柵を設置しているため、立ち入ることができないようになっている。

内堀は昭和 42 年度の確認調査結果に基づき、昭和 44 年の整備で一重の水堀に復原されたが、二子山古墳と同様に浸食が進み、護岸部・墳裾部ともに流失が発生したため、崩落を防ぐため平成 21～23 年度に再整備を行った。整備に先立って実施した発掘調査により、他の古墳と同様、外堀が巡る方形の二重周堀であることが判明したため、再整備では、内堀を埋め立て、外堀とともに二重の周堀を立体表示した。内堀と外堀は張芝、中堤は改良土舗装とした。

なお、平成 30 年に周堀南西隅部を中心に追加指定されたため、近々、整備事業を実施する予定である。

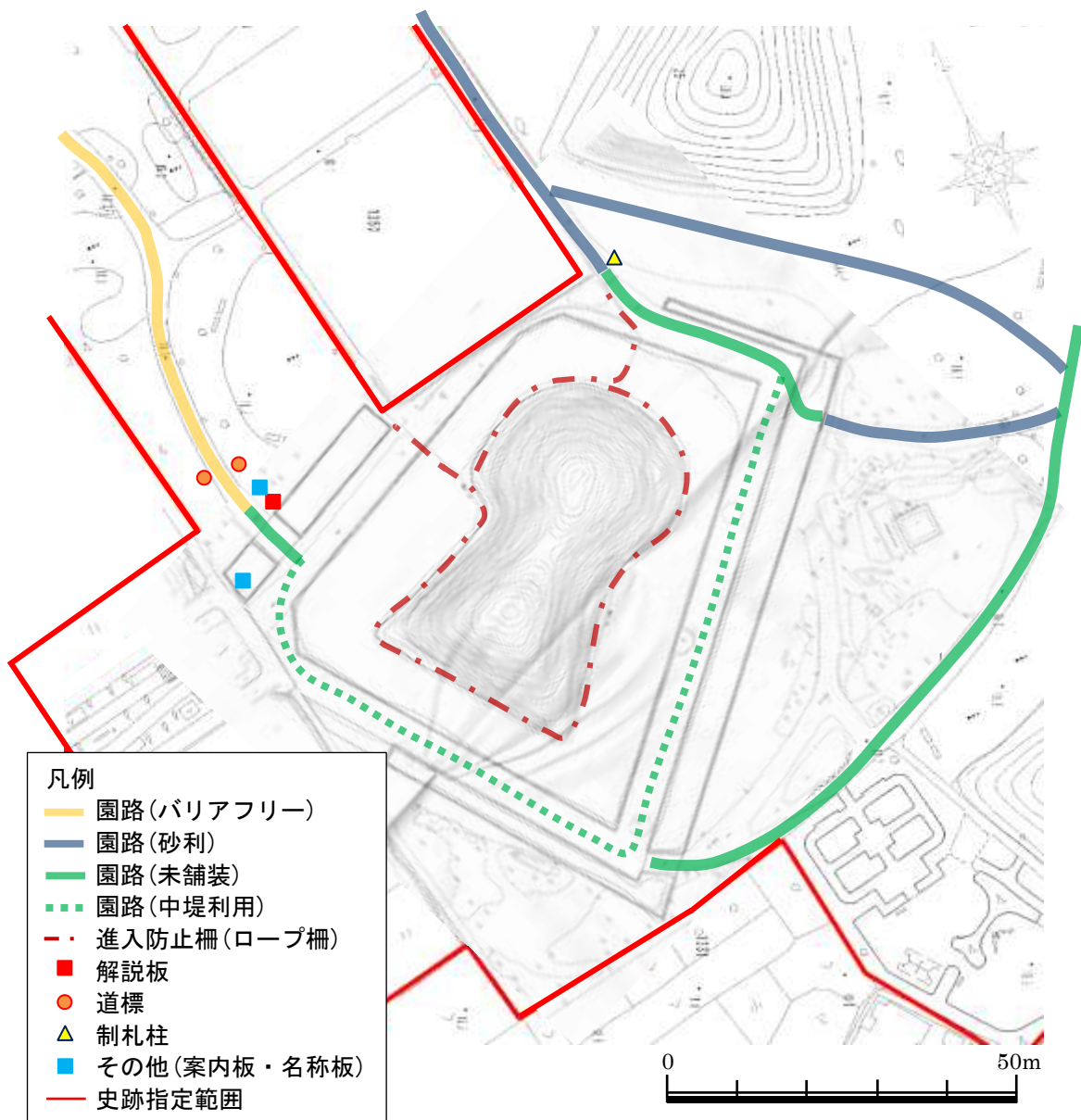


図 2-29 奥の山古墳現況平面図



- ・古墳全景（北西から）
中堤と二重周堀を整備している。墳丘の周囲にはロープ柵を設置している。



- ・古墳西側の周堀・中堤
外堀及び中堤は平成 21～23 年度の整備で張芝で立体表示を行った。



- ・古墳東側の周堀・中堤
中堤上は園路として利用している。外堀の一部は横断できるように階段を設け、園路として利用している。
右端に見えるのは鉄砲山古墳である。

写真 2-17 奥の山古墳現況写真

(9) 中の山古墳【前方後円墳】

墳長：79m 後円部径：38m 前方部幅：44m

後円部高：4.9m 前方部高：5.2m 主軸方向：N-58.5° -E

周堀：二重方形 造出し：不明

出土遺物：須恵器、土師器、須恵質埴輪壺

築造推定時期：6世紀末～7世紀初

<発掘調査の経緯>

昭和 56 年 古墳南東側道路の水道管工事に伴う工事立会い（行田市）

昭和 62 年度 周堀と墳丘形状を確認するための調査

平成 2 年度 戸場口山古墳との重複関係確認のための調査

平成 22 年度 個人住宅建設に伴う外堀北東部の発掘調査（行田市）

【特記事項】中の山古墳には、従来のような素焼きの埴輪類は樹立せず、須恵器の技法で作った底のない壺を並べていた。なお、寄居町の末野窯跡群からは、同様の壺が出土しており、生産地が明らかとなっている。



周堀調査（昭和 62 年度調査）



須恵質埴輪壺

写真 2-18 中の山古墳検出遺構及び出土遺物

<整備の経緯>

特になし

<現況>

東側及び北側は未指定で民有地となっている。墳丘は現況保存で、定期的な草刈りにより維持管理している。墳丘の周囲にはロープ柵を設置しているため、立ち入ることはできない。ただし、ロープ柵の一部に老朽化がみられる。

周堀や中堤は整備を行っていない。

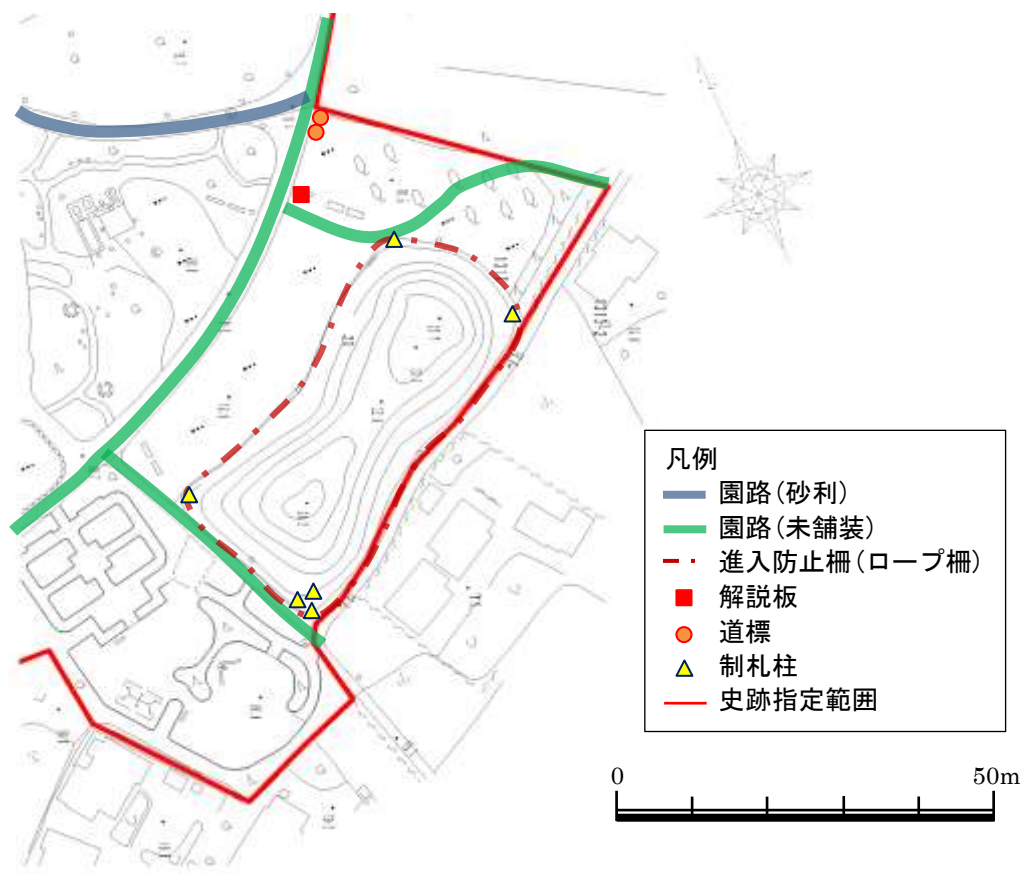


図 2-31 中の山古墳現況平面図



・古墳全景（西から）
周堀や中堤は確認されているが、整備は行っていない。



- ・古墳西側
墳丘の周囲にはロープ柵を設置している。



- ・古墳東側の市道
墳丘のすぐ横は市道（指定地外）となっている。



- ・古墳東側
墳丘と市道の境界には番線柵を設置している。

写真 2-19 中の山古墳現況写真

(10) 天王山古墳（埼玉1号墳）【円墳】

直径：約 27m（推定） 高さ：削平のため不明 周堀：一重

出土遺物：形象埴輪、円筒埴輪

推定築造時期：6世紀前半

<発掘調査の経緯>

昭和 49 年 古墳の規模等の実態把握

<整備の経緯>

特になし

<現況>

本来は円墳であるが、墳丘上にはかつて建物が建てられており、その頃に方形に変形されている。現在はシラカシが生育しており、土壇状に保存されている。

土壇の北側と西側には木製階段が残っている。南側には古墳の名称柱が立っているが、老朽化して表示は見えない状態となっている。

(11) その他の小円墳（埼玉2～7号墳）

埼玉2号墳（梅塚） 最大直径：23.5m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

埼玉3号墳 最大直径：12.5m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

埼玉4号墳 最大直径：17.5m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

埼玉5号墳 最大直径：26m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

埼玉6号墳 最大直径：22.5m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

埼玉7号墳 最大直径：22m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

埼玉8号墳（未指定） 最大直径：推定 26m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

埼玉9号墳（未指定） 最大直径：推定 24m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

埼玉10号墳（未指定） 最大直径：推定 24m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

天祥寺裏古墳（未指定） 最大直径：不明 高さ：削平のため不明 周堀：一重

市 No. 75 古墳（未指定） 最大直径：推定 20m 高さ：削平のため不明 周堀：一重

出土遺物：須恵器、土師器、形象埴輪、人物埴輪

推定築造時期：5世紀後半～6世紀前半

<発掘調査の経緯>

昭和 49 年 古墳の規模等の実態把握

【特記事項】航空写真にはクロップマークとして小円墳の存在は推測されていた。墳丘はすでに削平されていたが、周堀は調査によって明らかとなった。いずれの円墳も1～2か所のブリッジ（掘り残し部）があり、築造時期は稲荷山古墳と同時期の5世紀後半～6世紀前半に限られる。

<整備の経緯>

昭和 53 年以前 埼玉2号墳、3号墳、4号墳 植栽による古墳の位置表示
埼玉6号墳、7号墳 表示板設置

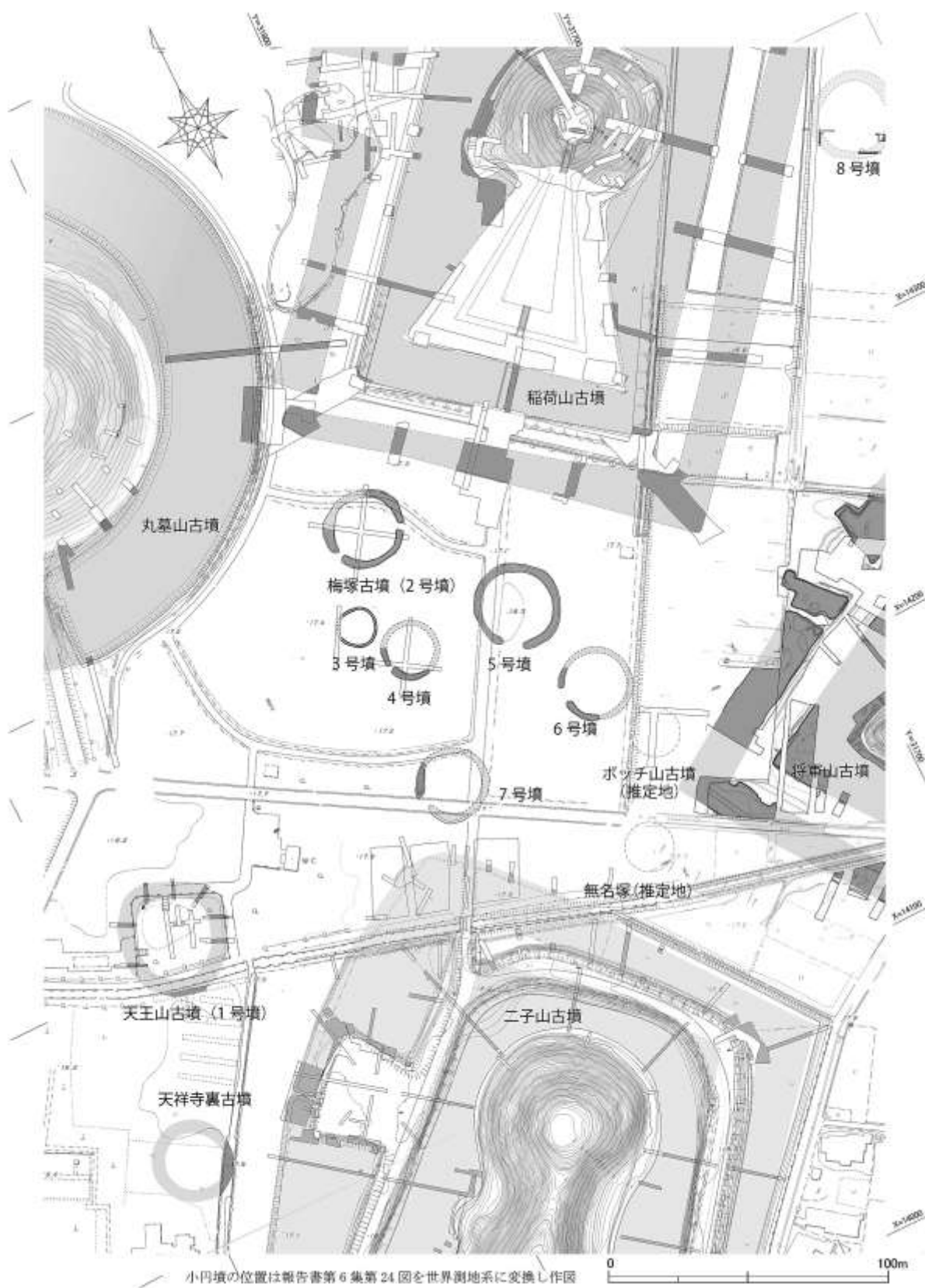


図 2-32 小円墳群全側図



航空写真に写し出された小円墳のクロープマーク
 (左：2～7号墳、右：8～10号墳)



小円墳の調査 (昭和49年度調査)



埼玉2号墳土器出土状況



人物埴輪



円筒埴輪

写真 2-20 小円墳検出遺構及び出土遺物

<現況>

小円墳は、丸墓山古墳の南東部に広がる芝生広場内に位置する。

埼玉2号墳（梅塚古墳）、3号墳、4号墳は、周辺の景観と調和させるために低木を円形に植栽して、古墳跡の位置を表示している。埼玉2号墳には名称板を設置しているが、埼玉3号墳、4号墳については古墳跡であることの表示を行っていない。

埼玉5号墳、6号墳は、わずかな高まりが認められる程度の復原にとどめている。6号墳には「水鳥埴輪出土地」の表示板を設置していたが、現在は破損している。

埼玉7号墳は、園路に接してわずかな高まりで表現している。墳丘上に丸太状「円墳址」の表示板を設置しているが、老朽化して文字が読めなくなっている。

埼玉1号墳（天王山古墳）



・古墳全景（東から）

わずかに高まりが認められる程度である。墳丘が改変された状態での保存対策を行っている。

埼玉2号墳（梅塚古墳）



・古墳全景（南から）

低木により墳丘の規模を表示している。

写真 2-21 埼玉1、2号墳現況写真

埼玉3号墳、4号墳



- ・古墳全景（北東から）
低木により墳丘の規模を表示している。

埼玉5号墳



- ・古墳全景（東から）
わずかな高まりが認められる程度の復原にとどめる。
園路を迂回させて保存している。

埼玉6号墳



- ・古墳全景（西から）
わずかな高まりが認められる程度の復原でとどめる。
名称表示板は破損している。

埼玉7号墳



- ・古墳全景（南から）
わずかな高まりで表現。名称表示板があるが、老朽化して文字が不明瞭となっている。

写真 2-22 埼玉3～7号墳現況写真



図 2-33 埼玉 1～7号墳現況平面図

(12) 浅間塚古墳【円墳】(未指定)

直径：約 50m 高さ：約 8.5m 周堀：一重円形 周堀外周径：約 73m

出土遺物：須恵器、土師器（いずれも小片）

築造推定時期：7世紀前半

<発掘調査の経緯>

平成8、9年度 行田市教育委員会による確認調査

【特記事項】古墳時代終末期の円墳としては大型である。確認調査では角閃石安山岩や緑泥石片岩の破片が出土しており、石室の石材である可能性がある。

<現況>

現在、墳頂部に前玉神社、中腹に浅間社が鎮座しているが、前玉神社は延喜式内社として、埼玉郡の地名を残す古社である。古社にふさわしく浅間塚古墳の周囲は豊かな森に包まれている。墳丘は境内の整備でやや改変されているが、堀等は比較的よく保存されていると思われる。

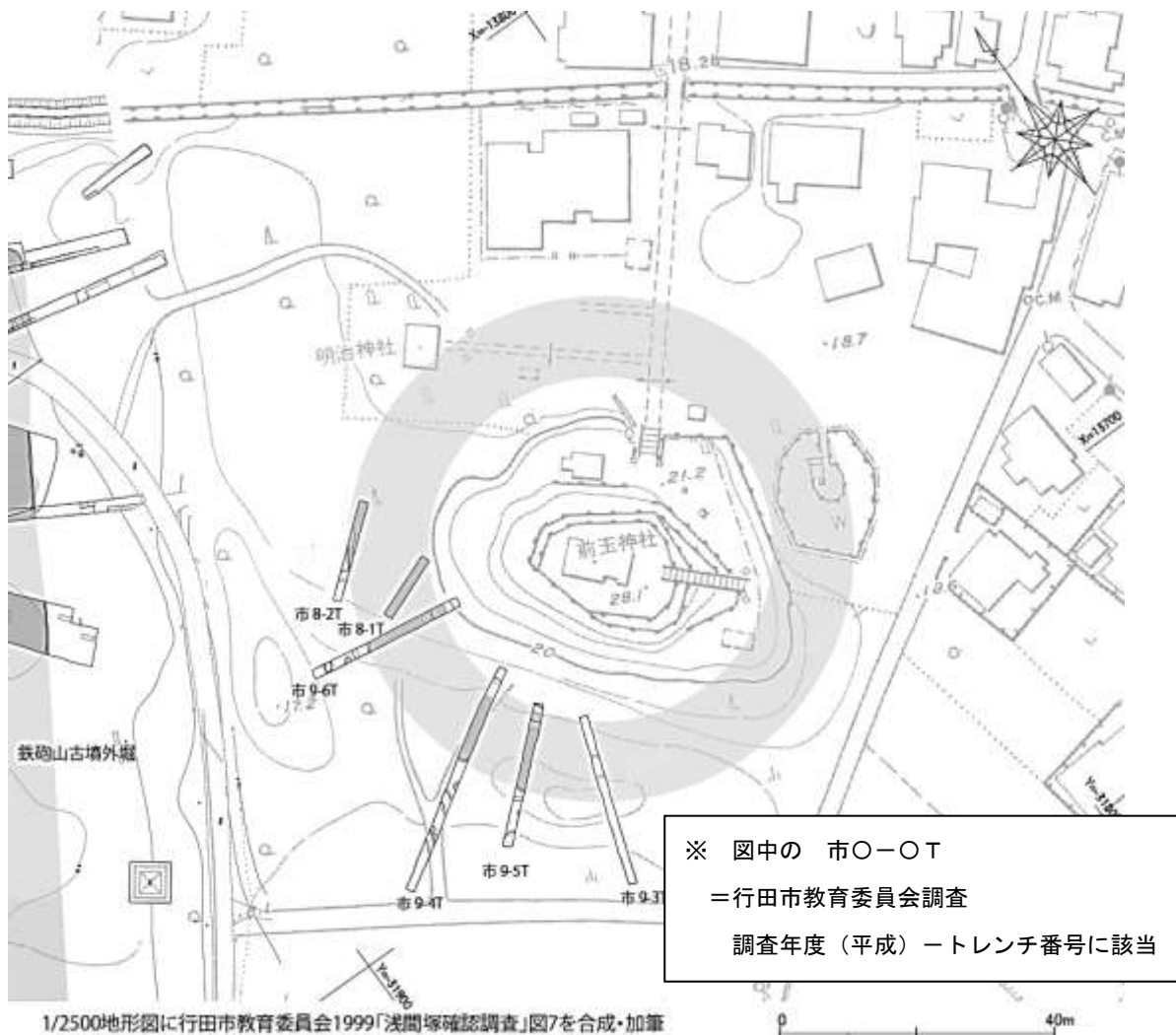


図 2-34 浅間塚古墳全測図



・古墳全景（東から）

写真 2-23 浅間塚古墳現況写真

(13) 戸場口山古墳【方墳】（未指定）

一辺長：約 42m 高さ：不明 周堀：二重方形 外堀一辺長：約 80m

出土遺物：須恵器甕

築造推定時期：7 世紀前半～中葉

<発掘調査の経緯>

昭和 63～平成 2 年 さきたま資料館による確認調査

【特記事項】埼玉古墳群の中で、現在確認されている唯一の方墳である。二重の堀が巡っており、前方後円墳のうち最後に築かれたと考えられる中の山古墳の外堀と一部重複している。かつて石棺と大刀が出土したとの古記録があり、土取りの際に加工痕の残る凝灰質砂岩があったとの伝聞もある。

<現況>

大正 7 年に土取りが行われたとの記録があり、現在は民家が建てられている。周囲は畑や工場となっているが、確認調査を行った畑地の部分では、周堀がよく保存されていた。



・古墳全景（北から）

写真 2-24 戸場口山古墳現況写真

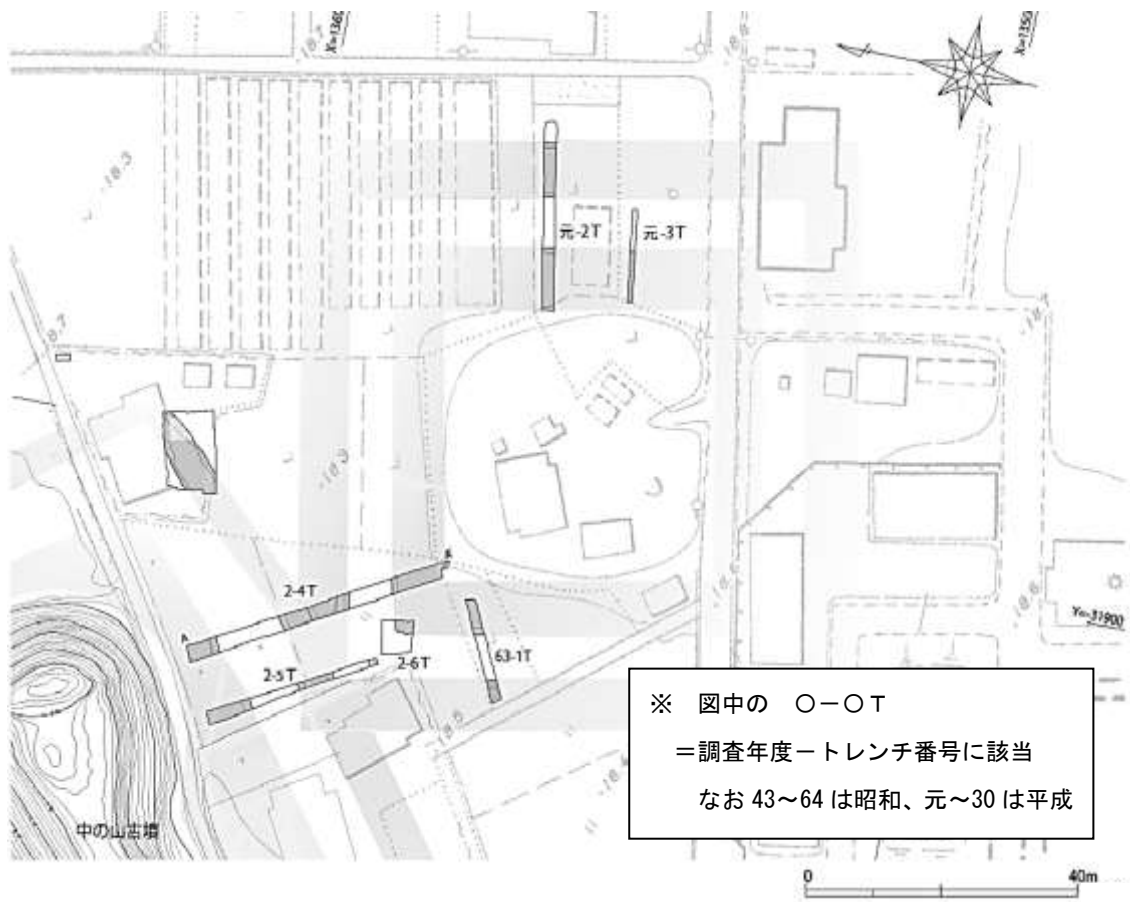


図 2-35 戸場口山古墳全測図

5-2 諸施設の現況 (図 2-39 参照)

史跡範囲とほぼ重複するさきたま古墳公園内は、昭和 50 年の第 1 期供用開始以来、埼玉県
の公園担当部局が公園施設、便益施設の整備を進めてきた。管理については、平成 18 年
度以降、埼玉県教育局で行っている。

(1) 公園施設

1) 駐車場

県道行田蓮田線沿いの指定地北側(指定地内)に来訪者の拠点となる大規模な駐車
場(第 1 駐車場)が整備されており、その駐車場の西側(指定地外)にも第 2 駐車場
が整備されている(いずれも無料)。駐車スペースは、乗用車 295 台、観光バス 33 台、
障がい者用 8 台である。

また、二子山古墳の北側(指定地内)には、將軍山古墳(展示館)への来訪者のた
めの駐車スペースを確保している。

県道行田蓮田線の南側には、さきたま史跡の博物館への来訪者用も含めて、駐車場
は整備されていない。



①第 1 駐車場



②第 2 駐車場 (指定地外)



③二子山古墳北側駐車場



写真 2-25 駐車場

2) 園路

指定地北側は、駐車場から幅員 5～6 mの舗装された園路が北に延び、行田市道(7.3-303)と交差している。この市道より北側で、丸墓山古墳及び稲荷山古墳の周堀を巡る園路は、石やアスファルトで舗装されたバリアフリー園路となっている。

一方、指定地南側は、博物館と県道行田蓮田線との間、博物館と奥の山古墳との間の園路は石やアスファルトで舗装しているが、その他の古墳を巡る園路の多くは、幅員 3～4 mの砂利敷きや土舗装の園路としている。

バリアフリー園路



駐車場から北に延びる園路

砂利敷き園路



丸墓山古墳裾部園路

未舗装園路



中の山古墳南側園路



県道から博物館へ続く園路



芝生広場内



中の山古墳北側園路

写真 2-26 園路

3) 広場

指定地北側の丸墓山古墳、稲荷山古墳、将軍山古墳に挟まれた範囲は、大規模な芝生広場となっている。視界を遮る高木はほとんどないため、これらの古墳を遠望することができる重要な場所となっている。また、来訪者が運動をしたり、遠足に来た児童が弁当を食べるなど、様々な用途に利用されている。

また、指定地外ではあるが、第2駐車場西側も古墳公園として整備されており、南側が「さきたま広場」、北側が「古代の草原エリア」という名前の広場になっている。



指定地北側広場



さきたま広場（指定地外）

写真 2-27 広場

4) 外灯

外灯は、主要なバリアフリー園路沿い、行田市道（7.3-303）の車両進入禁止区間、トイレや東屋の周辺に設置している。バリアフリー園路沿いは背丈の低いタイプ、トイレ等の周辺は背丈の高いタイプである。



指定地北側 園路沿い



指定地南側 園路沿い



指定地北側 芝生広場南側

写真 2-28 外灯

5) 休憩施設（東屋、ベンチ、野外卓、レストハウス）

東屋は、指定地北側に4箇所、南側に3箇所設けられている。ベンチは、古墳を眺望できるポイントや広場を中心に設置している。デザインは背もたれのあるタイプ、背もたれのないタイプ、丸太風などのタイプがあるが、老朽化しているものもある。野外卓は、指定地北側の芝生広場南側のパーゴラ脇、指定地南側の奥の山古墳と中の山古墳の間の広場に設置されているが、デザインは異なる。また、行田市が設置する「はにわの館」の南側と指定地外の第2駐車場西側広場には、多人数が利用できる大型のレストハウスを設けている。

東屋



指定地北側 池の脇

ベンチ



指定地北側 芝生広場

レストハウス



「はにわの館」南側



指定地南側 鉄砲山古墳東側

野外卓



指定地南側 中の山古墳西側



指定地外

写真 2-29 休憩施設

6) トイレ・水飲み場

屋外トイレは、指定地北側に3箇所、指定地南側に2箇所、さきたま史跡の博物館北側の広場内に1箇所、の計6箇所に設置している。屋外トイレは3タイプで、設置時期によって異なっている。いずれも水洗式で、そのうち5箇所はバリアフリー対応となっている。また、屋内ではさきたま史跡の博物館内に1箇所(見学者用)ある(入館料が必要)。なお、指定地外の第2駐車場西側の古墳公園内にも2箇所の屋外トイレが設置されている。このうち1箇所はバリアフリー対応となっている。

水飲み場は多くの場合、トイレに隣接して設置している。



指定地北側 北トイレ



指定地南側 博物館北側トイレ



指定地外(古墳公園内)北トイレ



指定地外(古墳公園内)南トイレ



指定地北側 芝生広場北 水飲み場



指定地南側 北トイレ脇 水飲み場

写真 2-30 トイレ・水飲み場

表 2-5 トイレ一覧

場所		男性	女性	多目的	備考	
指定地内	北側	北	大 1、小 3 水道 2	和 4、洋 1 水道 2	男女各 1	
		南	大 1、小 3 水道	和 2 水道	1	水飲み場併設
		駐車場	大 1、小 4 水道 2	和 5 水道 2	1	
	南側	博物館北側	大 1、小 4 水道 2	和 3 水道 2	—	
		北	大 1、小 3 水道	和 2 水道	—	水飲み場併設
		南	大 1、小 3 水道	和 2 水道	—	
指定地外 (公園内)	北	大 1、小 3 水道 2	和 1、洋 2 水道 2	1	女性用におむつ交換台あり	
	南(大型休憩施設内)	大 2、小 2 水道 2	和 1、洋 2 水道 2	—		

7) 万葉植物園跡／薬用植物園跡／遊戯広場跡地／移築民家

さきたま風土記の丘の中に整備された万葉植物園、薬用植物園、遊戯広場は、ともに現在は利用されていない状況である。

移築民家（旧遠藤家住宅）は幸手市にあった江戸時代の稲作農家で、博物館開館中は一般に公開している。



万葉植物園跡



薬用植物園跡



移築民家（旧遠藤家住宅）

写真 2-31 指定地内の施設

8) サイン（案内板、道標、制札柱、解説板）

指定地全体を示す案内板は史跡への出入口部分を中心に設置している。デザインは2種類ある。パネルの内容も、全体案内図と見学コース案内図の2種類がある。また、行田市道（7.3-303）沿いには、将軍山古墳展示館への案内図を3箇所設置している。案内板は日本語表記（タイトルのみ英語表記あり）である。

道標は、園路の分岐点や交差点などに設置している。デザインは設置時期によって多岐にわたり、統一されていない。表記は日本語のみで、老朽化して文字が読めないものもある。

制札柱は、史跡指定地内のいたるところに設置しているが、古墳の景観を阻害しているところもある。デザインは設置時期によって異なり、表記内容も多岐にわたり統一がないといえる。

古墳の解説板は各古墳の裾部に1～2箇所設置している。設置時期によってデザインが3種類あり、古い形式の解説板は文字や図版が判読できない状態である。古い時期に設置したため、解説板の設置位置が見学ルートとあわない古墳も見られる。なお、最新のタイプは日本語、英語、点字表記となっている。また、丸墓山古墳の墳頂部には、忍城との関係に関する解説板が、稲荷山古墳の後円部には埋葬施設に関する解説板を設置している。

案内板



指定地南側 用水路沿い



指定地南側 古民家脇

道標



古墳案内1（指定地北側）



古墳案内2（指定地北側）



古墳案内3（指定地北側）

写真 2-32(1) 史跡内のサイン

制札柱



指定地北側駐車場脇



愛宕山古墳北西側



鉄砲山古墳北側

解説板



丸墓山古墳 墳頂部



稲荷山古墳



稲荷山古墳 後円部礫槨



稲荷山古墳 後円部粘土槨



将軍山古墳



中の山古墳

写真 2-32(2) 史跡内のサイン

(2) 学習施設

史跡範囲には、埼玉古墳群出土の資料を主に展示する「埼玉県立さきたま史跡の博物館」、将軍山古墳の横穴式石室内部を保存・見学する施設として「将軍山古墳展示館」及び埴輪等の製作体験ができる「行田市はにわの館」が存在している。



埼玉県立さきたま史跡の博物館



博物館の国宝展示室



将軍山古墳展示館



行田市はにわの館

写真 2-33 指定地内の学習施設

1) 埼玉県立さきたま史跡の博物館

「埼玉県立さきたま史跡の博物館」は、昭和42年のさきたま風土記の丘建設事業に伴って建設され、昭和44年に開館した「埼玉県立さきたま資料館」がその前身である。その後、「埼玉県立歴史資料館」と「埼玉県立埋蔵文化財センター」を統合して平成18年度に「埼玉県立史跡の博物館」としてオープンし、「埼玉県立さきたま史跡の博物館」という名称となった。

さきたま史跡の博物館は、史跡『埼玉古墳群』及び国宝『武蔵埼玉稲荷山古墳出土品』をはじめとする貴重な文化財を将来にわたって確実に保存・管理し、その活用を図ること、埼玉の歴史を彩る数々の史跡や遺跡、また関係する資料の収集・保管・調査研究を進めることを基本目的とし、以下の機能を担っている。

- 1 埼玉古墳群の調査を進め、史跡整備を継続、推進するとともに、稲荷山古墳から

出土した「金錯銘鉄剣」をはじめとする出土品を、安全に公開していく。

- 2 9基の古墳を中心とした約32万㎡を超える古墳公園を、来園者の方々が安心して利用していただけるよう維持・管理し、いにしへのロマンを感じてもらえる快適な史跡空間として提供していく。
- 3 埼玉古墳群をはじめとする県内の史跡や遺跡、考古資料に関する総合的な博物館として、関係資料の収集、保管、調査、研究を進め、各市町村等と連携しながらその成果を企画展や講演会等で公開する。
- 4 埼玉古墳群や館有資料などを、生涯学習や学校教育において広く活用する事業を積極的に展開する。
- 5 史跡の博物館として、県内の史跡や遺跡の調査・保存・活用について、市町村等が実施する事業を支援する。

入館料は、本館及び將軍山古墳展示館共通となっており、個人は一般200円、学生・生徒（高校生）100円、団体（20人以上）は一般120円、学生・生徒（高校生）100円である。小・中学生は無料である。また、年間観覧券は一般1,200円、学生・生徒（高校生）600円で、県立嵐山史跡の博物館にも入館できる。

開館時間は9時から16時30分まで（入館は16時まで）、ただし7月1日から8月31日は9時から17時まで（入館は16時30分まで）で、休館日は月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）である。

■主な教育普及・広報事業（平成29年度実績）

・さきたま古代体験

まが玉づくり、古代人に変身、火おこしに挑戦、ガラス玉づくり、古代米くらぶ

・さきたま古代体験（夏休みこども体験）

縄文土器をつくろう、土偶をつくろう、土鈴・土笛をつくろう、円筒埴輪をつくろう

・各種ガイドツアー

古墳群ガイドツアー（5回）、企画展ガイドツアー（9回）、最新出土品展ガイドツアー（7回）、万葉歌碑を巡るツアー（1回）

・さきたま講座 11回

・史跡探訪 2回

・さきたま秋祭り（11月14日 県民の日記念行事）

・出前授業

なるほど！古墳時代（県北・県東地域の小学6年生・中学生） 28校

まが玉づくり（行田市及び近隣市町村の小学校） 7校

・先生向け研修

小・中学校初任者研修、中学校5年経験者研修、高等学校5年経験者研修、

■入館者数

さきたま史跡の博物館の入館者数は、稲荷山古墳出土鉄剣に金象嵌銘が発見された昭和53年付近に急増し、その後は徐々に減少傾向にあったが、將軍山古墳展示館が開館し、稲荷山古墳発掘30周年及び稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘発見20周年の節目であった平成9年度に開館以来最高の年間入館者数216,301人を記録した。その後は年々減少したものの、平成16年ころからは年間10万人前後で推移しており、平成29年度の入館者数は107,613人であった。

また、入館者数の内訳は、無料入館者（中学生以下、65歳以上）が半数以上を占めていたが、ここ数年は半数をきっている。無料入館者の内訳は、小・中学生が75%以上を占めている。

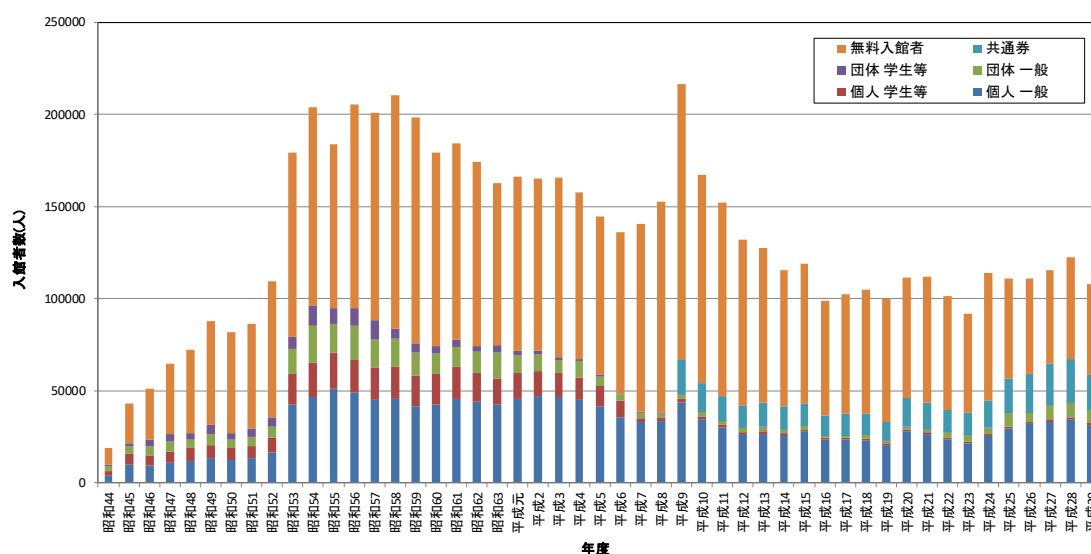


図 2-36 入館者数の推移

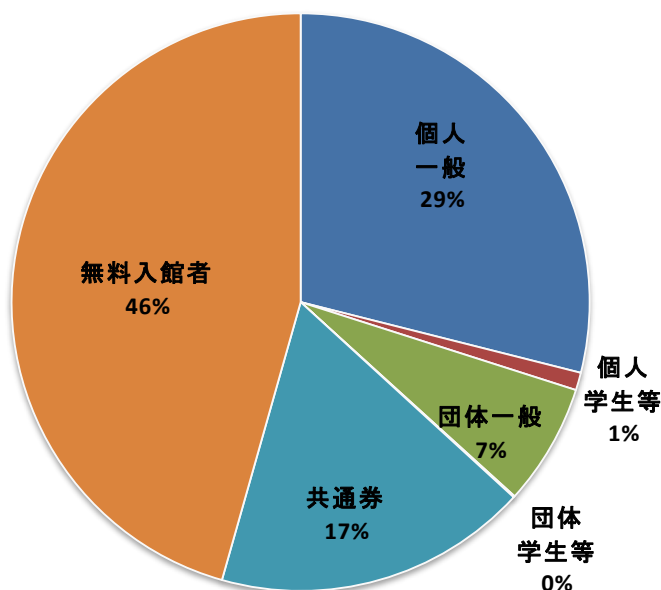


図 2-37 入館者数構成比（平成 29 年度）

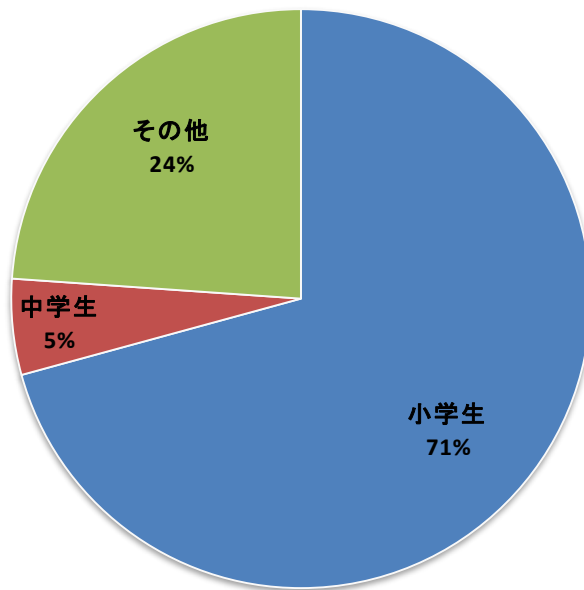


図 2-38 無料入館者内訳（平成 29 年度）

2) 将軍山古墳展示館

「将軍山古墳展示館」はさきたま史跡の博物館の分館的な位置づけで、平成 9 年に開館した。後円部の墳丘が失われていた部分に建っており、発掘調査で出土した石室の公開や古墳の説明を行っている。

1 階正面には、墳丘の崖面の土層を剥ぎ取ったパネルを展示しており、黒っぽい土と黄色い粘質土を交互につき固める「版築」という方法で墳丘が盛り上げられていたことがわかる。その奥には将軍山古墳から出土した馬具の複製品を着けた馬を展示している。2 階では、実物の横穴式石室と埋葬時の様子を想像再現展示している。石室は現在、床部分しか残っていない。将軍山古墳の石室には 2 人以上埋葬されていたと考えられているが、展示館では最後の埋葬の様子をイメージして、副葬品の複製品を再現展示している。

入館料、開館時間、休館日は「埼玉県立さきたま史跡の博物館」と共通である。

3) 行田市はにわの館

「行田市はにわの館」は行田市の外郭団体である(財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団が運営する施設で、指導員のアドバイスを受けながら、オリジナルの埴輪作り体験ができる。製作時間は約 1 時間 30 分ほどで、作った埴輪は 1 か月ほど乾燥させたのち、館内の窯で焼き上げて郵送してくれる。料金は、粘土 1 kg 600 円、2 kg 1,000 円である（20 名以上の団体は、粘土 1 kg 500 円）。

開館時間は 9 時から 16 時 30 分まで（埴輪作りの受付は 14 時 30 分まで）で、休館日は月曜日と年末年始である。

(3) 動線

1) 出入り口

指定地内の出入り口は、車両利用と徒歩利用に分けられる。車両利用としては、県道から指定地北側の駐車場に入る1箇所である。徒歩利用としては、指定地北側の駐車場から県道を横断してさきたま史跡の博物館方向に入る1箇所、さきたま緑道からの支線（市道 9.3-159）が指定地に入る1箇所の計2箇所である。その他、園路や市道との接点では、將軍山古墳の南東部から入る箇所には車による進入も可能であり、二子山古墳の南東部から入る箇所、民間店舗側の市道（7.3-308）から入る箇所、中の山古墳の南側（市道 9.3-164 に接続）から入る箇所については徒歩による進入が可能である。

主たる出入り口は、見学者の多くが車両を利用していることから、指定地北側の駐車場及び博物館への誘導が設計されている県道付近となっている。

2) バリアフリー園路

指定地北側の駐車場から丸墓山古墳方向へ向かう園路は、石平板舗装で幅員も広いバリアフリー園路となっており、出入り口から指定地北側エリアへ向かう主要な園路となっている。市道 7.3-303 から北側は、丸墓山古墳東側の周堀外側を巡り、稲荷山古墳方向へつながる園路が石平板舗装となっており、その先は池の北東部から稲荷山古墳の西側を通り、市道 7.3-303 に至る園路がアスファルト舗装になっている。また、指定地南側のさきたま史跡の博物館方向へ向かう園路も同様のバリアフリー園路となっており、その先はさきたま緑道からの支線が公園に入る出入り口までの間が石平板舗装でつながっている。（P84 写真 2-26 園路参照）

3) その他の園路

バリアフリー園路以外の園路は、砂利敷きもしくは未舗装で、各古墳を周回できるように整備されている。（P84 写真 2-26 園路参照）

4) 隣接する市道

市道 7.3-303 は指定地北側エリアのほぼ中央部を東西に横断しており、指定範囲内では車両通行止めにして現在園路として機能している。その他に指定地北側で動線としても利用されている市道は、將軍山古墳東側の市道 7.3-317、二子山古墳北側の市道 7.3-318、東側の市道 7.2-11、西側の市道 7.3-308、7.3-309、7.3-310 がある。また、指定地南側で動線としても利用されている市道は、薬用植物園東側の市道 9.3-161、中の山古墳東側の市道 9.3-164 がある。



指定地北側出入口



博物館出入口



さきたま緑道方面出入口



二子山古墳南東部出入口



市道（7.3-308）からの出入口



中の山古墳南側からの出入口

写真 2-34 指定地への出入口



市道(7.3-303)



市道(7.3-317)



市道(7.2-11)



市道(7.3-308)



市道(7.3-309)



市道(9.3-164)

写真 2-35 史跡に隣接する市道



図 2-39 施設配置図

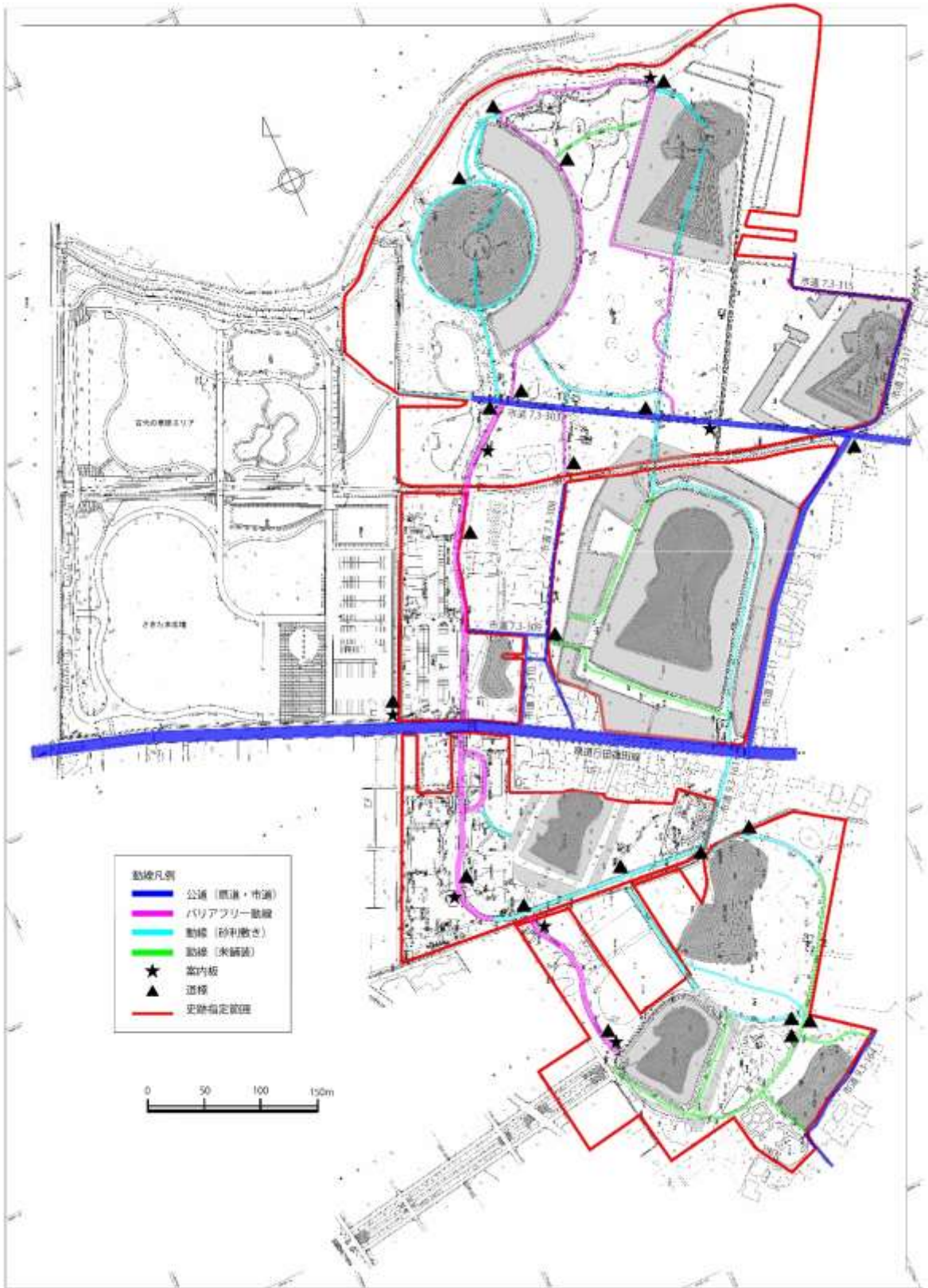


図 2-40 動線配置図

5-3 植栽

植栽については、諸施設と同様、昭和 50 年のさきたま古墳公園の第 1 期供用開始以来、整備が進められてきた。植栽の現況と平成 17 年度の基礎資料調査時からの変化を表に示す。現況の植栽の状況は以下のとおりである。

- ・公園の敷地境界における植栽は、公園外からの古墳眺望の妨げになる一方で、公園内から民有地への眺望を遮る効果もある。そのため、敷地境界の植栽については、隣接する土地の所有者や近隣住民等への配慮も検討した上で植栽方針を決定することが望ましい。
- ・現況の植栽状況を踏まえると、敷地境界における植栽は、中高木であればトウネズミモチ（北側、南側）、低木であればツツジ（北側、南側）、あるいはドウダンツツジ（南側）を基本にすれば、現況と統一感のある植栽ができると考えられる。
- ・園内には、腐朽や開口空洞が見られる樹木や、木材腐朽菌の子実体がついている樹木が複数見られる。これらの樹木は腐朽の進行状況によって倒伏の危険性があるため、樹木診断による健全度の把握、健全度の程度に応じた適切な対応（撤去、植替え、柵の設置等）を実施することが望ましい。



シラカシ



クスノキ



トウネズミモチ



ツツジ



ケヤキ



サクラ



ウメ



ドウダンツツジ



メタセコイヤ

写真 2-36 指定地内の植栽

表 2-6 植栽の現況と過去からの変化の状況（指定地北側）

エリア区分	現況（主な植栽とその特徴）	平成 17 年度からの変化
丸墓山古墳 ・芝生広場	<ul style="list-style-type: none"> 丸墓山古墳の墳頂部、墳丘裾部の一部、及び古墳周辺の園路沿い等に、<u>サクラ</u>が広く植栽されている。 サクラ以外では、<u>ケヤキ</u>、<u>シラカシ</u>が比較的まとまった面積で分布している。 指定地の境界に<u>トウネズミモチ</u>（中高木）が列植されている。 堀を囲む生垣の樹種は、<u>ヒイラギモチ</u>で統一されている。 園路沿いに、幹が腐朽している樹木（サクラ、その他の落葉広葉樹等）が複数見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 芝生広場の南側に列植されていた<u>シラカシ</u>が伐採された。
稲荷山古墳 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 木本類はほとんどなく、以下の 2 種類が見られるのみである。 稲荷山古墳南東側の指定地の境界に、<u>トウネズミモチ</u>（中高木）が列植されている。 後円部の墳頂部に<u>ドウダンツツジ</u>が列植されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな変化はない。
将軍山古墳 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 将軍山古墳及びその周辺に木本類は植栽されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな変化はない。
愛宕山古墳 ・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 愛宕山古墳上に、<u>サクラ</u>が植栽されている。 駐車場南側の敷地境界には<u>サクラ</u>（中高木）と<u>ツツジ</u>（低木）が列植され、北東側の敷地境界には<u>ウメ</u>が列植されている。 駐車場の北側には、<u>メタセコイヤ</u>と<u>ハンノキ</u>が比較的まとまった面積で分布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛宕山古墳上の<u>ハンノキ</u>、<u>イチョウ</u>、<u>クスギ</u>が伐採された。 <u>メタセコイヤ</u>の一部が<u>ユキヤナギ</u>の生垣に変わった。
二子山古墳	<ul style="list-style-type: none"> 二子山古墳上に、木本類は植栽されていない。 中高木の木本類は、<u>ヤナギ</u>、<u>クスギ</u>等の落葉広葉樹が小面積で分布するのみである。 堀を囲む生垣には、<u>イヌツゲ</u>、<u>ツツジ</u>、<u>トウネズミモチ</u>、<u>アズマネザサ</u>、<u>ピラカンサス</u>等、複数の樹種が使われており、統一感がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな変化はない。

表 2-7 植栽の現況と過去からの変化の状況（指定地南側）

エリア区分	現況（主な植栽とその特徴）	平成 17 年度からの変化
博物館・移 設民家周辺	<ul style="list-style-type: none"> 園路沿いに<u>ケヤキ</u>、<u>クスノキ</u>、<u>シラカシ</u>が列植されている。 指定地の境界に<u>トウネズミモチ</u>（中高木）、<u>シラカシ</u>が列植されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな変化はない。
瓦塚古墳・ 万葉植物園 跡・薬用植 物園跡	<ul style="list-style-type: none"> 瓦塚古墳上に木本類は植栽されていない。 瓦塚古墳と移設民家、瓦塚古墳と万葉植物園跡の境界の生垣には<u>ドウダンツツジ</u>が使われている。 万葉植物園跡は、落葉広葉樹が多く植栽されている。 敷地南側の水路沿いには、<u>ウメ</u>が列植されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな変化はない。
鉄砲山古墳 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 鉄砲山古墳上に木本類は植生されていない 鉄砲山古墳北東側の園路沿いには、<u>サクラ</u>が列植されている。 鉄砲山古墳の東側に、は<u>ケヤキ</u>が広く分布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな変化はない。
奥の山古 墳・中の山 古墳・遊戯 広場跡地	<ul style="list-style-type: none"> 奥の山古墳、中の山古墳の上に木本類は植栽されていない。 奥の山古墳と中の山古墳の間には、<u>クスノキ</u>が広く分布している。 奥の山古墳から移設民家に続く園路の周辺では、北側にシデ類等の落葉広葉樹が分布し、南側と西側には<u>シラカシ</u>、<u>スダジイ</u>等の常緑広葉樹が広く植栽されている。 中の山古墳の北側には、比較的まとまった面積で<u>ウメ</u>が植栽されている。 遊戯広場跡地には、<u>サクラ</u>、<u>イチョウ</u>、<u>クスノキ</u>、<u>スダジイ</u>等が植栽されている。 遊戯広場跡地の北西側に、木材腐朽菌の子実体や開口空洞の見られる<u>スダジイ</u>が複数見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 奥の山古墳の東側、南側、西側が再整備され、それに伴い、古墳の東側に分布していたクロマツ林が 1 本を残して伐採された。 遊戯広場に生育していたクロマツがなくなった。

注) 現地確認は冬季に実施したため、草本類のほとんどは、地上部が枯れた状態、あるいは刈り取られた状態であった。そのため、植栽の記録は、木本類を主体にしたものである。

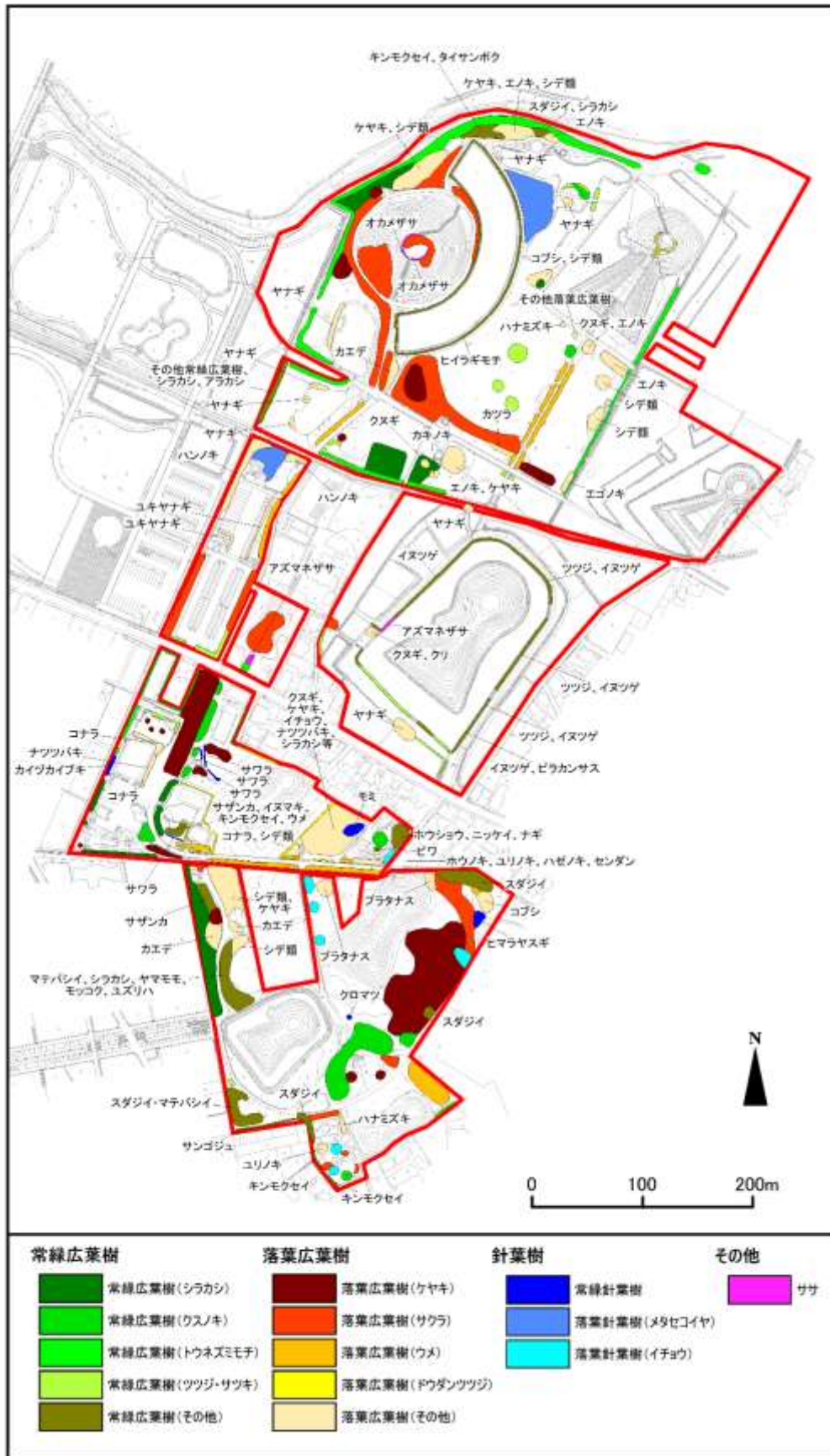


図 2-41 植栽平面図



カエデ (丸墓山古墳付近)



サクラ (丸墓山古墳付近)



スダジイ (遊戯広場跡地付近)

写真 2-37 木材腐朽菌の子実体が見られる植栽木



サクラ (丸墓山古墳付近)



サクラ (丸墓山古墳付近)



落葉広葉樹 (丸墓山古墳付近)

写真 2-38 開口空洞、腐朽が見られる植栽木

5-4 活用状況

(1) 土地利用

指定地のほぼ全域が「さきたま古墳公園」として利用されている。

指定地内の主要な園路は舗装（石平板舗装、砂利舗装等）されており、駐車場やトイレの周辺以外の史跡の大部分は樹林や草地となっている。

(2) 交通

史跡までの公共アクセス手段はバスである。最寄りのバス停は、県道行田・蓮田線沿いの「埼玉古墳公園前」で、水城公園、行田市役所前（忍城跡）、古代蓮の里などの観光名所とJRの行田駅、秩父鉄道の行田市駅を連絡している。しかし、右回り、左回りとも1日5便ずつと運行本数が限られている。その他のバス利用としては、JR吹上駅と秩父鉄道行田市駅から史跡近く（徒歩約15分）を通る朝日バスが1時間に3～4便運行している。最寄駅から遠いのが、集客を考える上での課題でもある。

なお、JR行田駅、秩父鉄道行田市駅、東行田駅からの交通手段としては、行田市のレンタサイクルも利用できる。市内の6箇所でレンタサイクルの貸出しを行っており、貸出、返却は6施設のいずれでも可能である。利用時間は午前9時から午後4時までで、指定地内にある「はにわの館」も貸出し場所の一つとなっており、有効活用が期待できる。

最寄りの鉄道駅は、前出の行田駅で約4.5km、秩父鉄道で約2.5kmの距離にあるため、平成17年度の保存整備基本計画策定時のアンケート調査でも9割以上が自家用車で来訪している。埼玉古墳群は、国道17号バイパスから約1km、国道17号から3～4kmに位置する。高速道路を利用する場合は、東北自動車道の加須インターから国道125号経由で30分（約17km）、羽生インターから国道125号バイパス経由で25分（約15km）、関越自動車道の東松山インターから吹上経由で30分（約18km）、圏央道の桶川加納インターから国道17号経由で30分（約18km）である。

(3) 周辺施設

史跡周辺の主な史跡や施設を表2-8、図2-43に示す。



図 2-42 埼玉古墳群までのアクセス（出典：さきたま史跡の博物館パンフレット）

表 2-8 史跡周辺の施設

種 類		施 設
●史跡・旧跡	(国指定)	小見真観寺古墳、南河原石塔婆
	(県指定)	一里塚、八幡山古墳石室、石田堤、地蔵塚古墳、万葉遺跡・防人藤原部等母麿遺跡、万葉遺跡・小埼玉沼、忍城址
	(市指定)	旧藩主松平家の墓、大日塚古墳、高橋家の芭蕉句碑、大長寺の芭蕉句碑
	その他古墳	虚空蔵山古墳、天神山古墳、白山古墳
●自然・公園		水城公園、古代蓮の里、総合公園、さきたま緑道、見沼代用水
●博物館・資料館		行田市郷土博物館、足袋とくらしの博物館
●神社・仏閣		前玉神社、真観寺、天洲寺、久伊豆神社、長久寺山門、愛宕神社、蓮華寺、八幡神社、高源寺、成就院三重塔、満願寺
●公共施設		行田市役所、産業文化会館、観光情報館ぶらっと♪ぎょうだ

(ぎょうだ観光マップより抜粋)



図 2-43 埼玉古墳群の周辺施設（表 2-8 の施設を掲載）

(4) ぎょうだ歴史ロマンの道

埼玉古墳群は「ぎょうだ歴史ロマンの道」のうちの「さきたま歴史ロマンの旅コース」、
「ぎょうだ歴史・文化の旅コース」のルートとなっている。

【さきたま歴史ロマンの旅コース】



【ぎょうだ歴史・文化の旅コース】



図 2-44 ぎょうだ歴史ロマンの道 (ぎょうだ歴史ロマンの道ガイドブックに加筆)

(5) ハイキングコース

埼玉古墳群は行田市内のハイキングコース「2. 古代蓮コース」、「3. 未来の世界遺産コース」のルートとなっている。

古代蓮コースは、埼玉古墳群の駐車場をスタート・ゴールとするコースで、埼玉古墳群の北側を通るルートである。未来の世界遺産コースは、水城公園をスタート・ゴールとし、埼玉古墳群全体を一周するルートである。

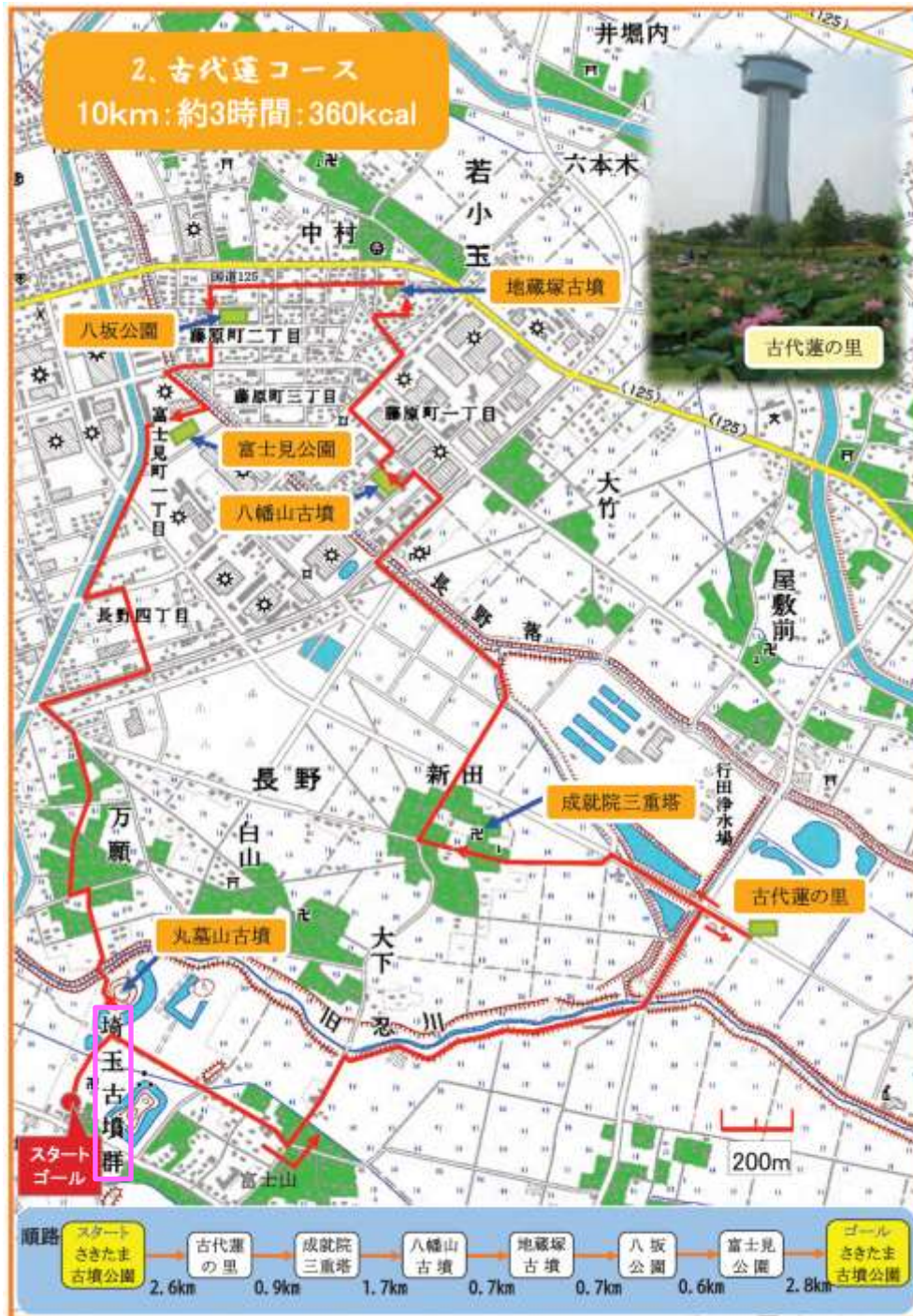


図 2-45 古代蓮コース（行田市ウォーキングマップに加筆）



図 2-46 未来の世界遺産コース（行田市ウォーキングマップに加筆）

（6）サイクリングコース

埼玉古墳群の東2～3kmに「緑のヘルシーロード」というコースが整備されている。このコースは、行田市の利根大堰から川口市のグリーンセンター間を、見沼代用水東縁沿いに整備された総延長56.5kmの自転車・歩行者専用道路で、サイクリングやジョギングをしながら、水と緑に囲まれた田園空間を楽しむことができる。この緑のヘルシーロードから埼玉古墳群北側を通るさきたま調整池（旧忍川）沿いにも遊歩道が整備されており、さらに古墳群西側で武蔵水路沿いの遊歩道（さきたま緑道）につながっている。

また、行田市では、市内施設6箇所でレンタサイクルの無料貸し出しを行っており、利用者向けにモデルコースを紹介している。このコースには埼玉古墳群（さきたま古墳公園）も含まれている。

(7) イベント等

埼玉古墳群に関連する他機関主催による主なイベントは、下記の通りである。

○3月最終日曜日 行田ふれあいポタリング&ウォーキング 主催：行田市自治会連合会
行田市バスターミナルを出発し、「忍城址」や「さきたま古墳公園」などに設けられたチェックポイントをまわりながら、市内の名所や魅力を満喫できるイベントで、自転車でまわるポタリング 30km コースと歩いてまわるウォーキング 10km コースがある。

○4月第1日曜日 鉄剣マラソン大会 主催：行田市体育協会
埼玉古墳群の稲荷山古墳から「金錯銘鉄剣」が出土し、国宝に指定されたことを記念し、昭和60年に第1回行田市鉄剣マラソン大会が開催され、平成30年で第34回を数える。種目はハーフ、10km、5km、1km、ジョギング1kmなどがある。



図 2-49 鉄剣マラソンコース
(第34回行田市鉄剣マラソン大会パンフレット 会場・コース案内に加筆)

○5月4日 さきたま火祭り 主催：さきたま火祭り実行委員会

さきたま古墳公園芝生広場で開催され、毎年約10万人の来場者でにぎわう。昼間はステージイベントやフリーマーケット、物産展などの催しが開催される。メインイベントは夜7時頃から始まり、勇壮な音楽に合わせて300人近くの古代衣装を身につけた地元の人々が、ニニギの命、コノハナサクヤ姫を先頭に松明をかかげての行列、そして産屋炎上、続いて200人余が松明を持ち、丸墓山古墳、稲荷山古墳から降りてくる御神火下り、そして夜空を焦がす打ち上げ花火でフィナーレとなる。

5-5 法規制

(1) 文化財保護法

文化財保護法は昭和 25（1950）年 5 月 30 日に、文化財の保存、活用、国民の文化的向上を目的として制定された。この中で、埼玉古墳群は埋蔵文化財包蔵地と史跡の両方に該当する。埋蔵文化財包蔵地において土木工事などを行う場合、「第 6 章 埋蔵文化財」の 93 条および 94 条が適用される。また、埋蔵文化財の調査を行う場合には、第 92 条や第 99 条が該当する。

史跡の指定、管理、復旧、現状の変更等については、「第 7 章 史跡名勝天然記念物」の第 109 条から第 133 条に規定されている。また、史跡の現状変更等に関する権限移譲、許可申請等に関しては以下の政令や規則による。

- ・文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出等に関する規則（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届け出に関する規則（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号）
- ・文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（平成 12 年 3 月 10 日庁保伝第 14 号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

(2) 都市計画法（P4 都市計画法に基づく都市計画公園区域の決定 参照）

埼玉古墳群は都市計画公園のうち、すでに完成しているエリアにある。また、都市計画道路の 3・5・11 号行田市駅通古墳群線（幅員 12m）（県道行田蓮田線）が公園を横断している。

(3) 都市公園法

史跡指定地及びその周辺は、都市公園として使用されている。都市公園は主に屋外における休息、レクリエーション活動を行う場で、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設である。

なお、埼玉県都市公園条例では、公園内での行為の制限や禁止事項が定められている。また、イベント開催などの際には、公園管理者に許可を得る必要がある。

(4) 農地法および農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

史跡指定地周辺の農地に関して、農地法が定める第1種、第2種農地になっている場合は、対象農地が市街化区域である場合には農業委員会への事前届け出が、市街区域外（市街化調整区域）である場合には埼玉県知事の許可が必要となる。本計画の対象範囲である埼玉古墳群周辺は、市街化調整区域となっている。（P5 図 1-1 参照）

また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農用地区域（以下、農振農用地区域）となっている場合は、農地以外の土地利用が厳しく制限されており、公益性の高い事業の用に供する場合等を除き、原則として農地転用や開発ができない。農用地区域内の土地を農用地以外の用途に利用するためには、行田市の農用地利用計画を変更して農用地区域から除外する手続き（農振除外）を行った上で農地の転用許可を受ける必要がある。ただし、農地以外に転用された土地の権利を取得するものが県である場合は転用許可が不要となる。史跡整備であっても農振除外の手続きが必要である。

(5) 都市緑地法

都市緑地法は、都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。都道府県は都市計画に緑地保全地域を、市町村は都市計画に緑化地域を定めることができる。

(6) 道路法

埼玉古墳群の史跡指定地の中央には、埼玉県が管理する県道行田蓮田線が走っている。また、史跡指定地に取り囲まれるように天祥寺境内地や一部の民有地が存在し、一部に行田市道が接道している。なお、市道の管理等は行田市が行う。

(7) 災害対策基本法

災害対策基本法第49条第4項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、「さきたま古墳公園」は、地震時の指定緊急避難場所として指定されている。

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所であり、地震や洪水など、災害の種類別に指定される。

(8) 河川法

忍川は、埼玉県北部を流れる利根川水系中川支流である元荒川の支流に当たる一級河川である。行田市市街地の西までほぼ真東に流れているが、秩父鉄道行田市駅付近で南へ曲がり、そのまま武蔵水路と並行しながら埼玉古墳群の西側を流れていく。忍川は、

河川の区域から 20mの範囲が河川保全区域に指定されており、この区域内で土地の掘削、工作物の新築等を行う場合は、河川管理者の許可が必要となる。

丸墓山古墳からは、昭和7年頃に廃川となった流路跡を眺めることができる。この流路跡は、現在はさきたま調整池（旧忍川）として、忍川とともに埼玉県県土整備部の行田県土整備事務所が管理している。



図 2-50 忍川・さきたま調節池（旧忍川）の位置図
（埼玉県 川のまるごと再生プロジェクト説明資料に加筆）

(http://www.pref.saitama.lg.jp/a1008/kawanosaisei/documents/554021_1.pdf)

5-6 自治体施策

(1) 埼玉県広域緑地計画（平成 24 年 7 月）（埼玉県）

身近な緑の保全・創出プランにおいて、身近な緑に関する施策の展開方針の一つとして、優れた景観を有し、希少な動植物が生息するなど永続的に保全する必要性が高い緑は、保全に要する経費の充実を図り、公有地化の推進に努めることとしている。

具体的には、税制等に関する国への積極的な要望、緑のトラスト保全地の確保、身近な緑の公有地化の推進、都市公園・緑地の整備 などである。

(2) 行田地域観光案内標識ガイドライン（平成 22 年 10 月）（行田市）

本ガイドラインは、今後、来訪者の増加が予想される行田地域において、来訪者へのわかりやすさを向上し、リピーターとして今後も地域を訪れてもらうために、観光客を含む誰もが移動しやすい環境の形成を図ることを目的として、埼玉県が観光標識の設置に関する基本的な考え方を整理したものである。

本ガイドラインの対象とする標識は、道路管理者および公的主体が設置する案内・誘導標識とするが、統一感のある景観形成のために、施設管理者が施設内に設置する標識も参考とすることを推奨している。

(3) 行田都市計画—都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 29 年 1 月）（行田市）

主要な都市計画決定の方針の中で、さきたま古墳公園を含むその周辺地域について、埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成すること、また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保すること、が示されている。

(4) 第 5 次行田市総合振興計画（平成 23 年 3 月）（行田市）

行田市の歴史文化遺産が大切に保存され、市民がまちに誇りや愛着を持っている将来像を目指し、国宝「金錯銘鉄剣」や国指定重要文化財「木造聖徳太子立像」を代表とする文化財の保護・保存・活用のために必要な調査・整備、文化財の適切な管理、市民の愛護意識の高揚、などを文化財保存の主な施策としている。

また、歴史・文化を生かしたまちづくりの推進として、埼玉県名発祥となった古墳時代の埼玉古墳群や、戦国時代には関東七名城のひとつとして謳われた忍城址、近代の足袋蔵などの歴史・文化資源について、積極的な発信、郷土学習環境の整備、市民やNPO等との連携による地域の歴史・文化資源の掘り起こしと再生、観光まちづくりの推進を主な施策としている。

(5) 行田市都市計画マスタープラン（平成 25 年 3 月）（行田市）

行田市内には、さきたま古墳公園や水城公園、古代蓮の里などの大規模な公園、地域コミュニティの場としての身近な公園を数多く有し、利根川をはじめとする河川が幾重にも流れ、身近に感じる水辺空間が形成されている。これら公園等の緑地について、ゆとりや憩いを感じるオープンスペースとしての機能に加えて、多様な生物の生息環境の機能、環境保全機能、延焼防止や防災拠点としての防災機能、良好な景観の形成など、多様な機能があり、これらの機能が十分に発揮されるよう、「緑の基本計画」に基づき、行田らしい水と緑のまちづくりを進めることが示されている。

具体的には、(2) 公園・緑地等の計画的な整備・更新、① 大規模な公園の整備の主な取組みとして、さきたま古墳公園の拡張整備の促進が挙げられている。

(6) 行田市みどりの基本計画（平成 28 年 3 月）（行田市）

みどりの基本計画では、市町村が独自性、創意工夫を発揮し緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を示している。

本計画の基本方針の一つとして、さきたま古墳公園などの大きな公園や、豊かに広がる農地と河川などの自然環境を守るとともに、それらを繋ぐみどりのネットワークを充実させていくことが定められている。

(7) 行田市観光振興基本計画（平成 20 年度～平成 29 年度）（行田市）

行田市観光振興基本計画では、歴史・伝統に根ざす観光資源の一つとして、さきたま古墳公園について以下のように触れている。

さきたま古墳公園

<方向>

当時の地方の豪族による巨大な墳墓造営の意味や意義、また出土品から想定される当時の朝鮮半島・東アジアとの交流など、未知の要素を多く残すこの古墳群の謎をさまざまな角度から捉え発信し、現代につながる意味を探り、ファンやリピーターのニーズに応えるとともに、ファミリーや仲間同士が散策し、また半日ないし1日を有意義に過ごすことができる場としての条件整備等を求めていく。

世界遺産登録には、史跡の整備と保存を永続的に続けて行くというまちづくりのシステムが伴わなければならないものであり、市内外の参加や支援は不可欠となる。

<方策>

- ① 埼玉古墳群の持つロマン性を全市で積極的に受け止め、観光や交流に生かすとともに、世界遺産登録への参画を促進する。
- ② はにわの制作を中心とし、古墳群の意義や古代の暮らしを体験し学習できる機会充実を図る。また、憩いを提供する公園づくり、イベント会場としての活用を促進する。

- ③ 古代蓮の里エリアとの連携を図るため、旧忍川沿道及び界限道路の整備、両者の中間に位置する成就院三重塔や盛徳寺の魅力発掘などにより、一体的な整備を進める。
- ④ 「ぎょうだ歴史ロマンの道」整備事業等と連携し文化財観光を推進する。



図 2-51 水とみどりの構想図（行田市都市計画マスタープランに加筆）

(8) 日本遺産

日本遺産は、文化庁が創設した新しい文化財制度で、地域に点在する文化財をストーリーによってパッケージ化し、地域主体で面的、総合的に整備・活用し、世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものである。

平成 29 年 4 月 28 日に「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」が埼玉県内初の日本遺産に認定された。そのストーリーの概要は次のとおり。

「忍城の城下町行田の裏通りを歩くと、時折ミシンの音が響き、土蔵、石蔵、モルタル蔵など多彩な足袋の倉庫「足袋蔵」が姿を現す。行田足袋の始まりは約 300 年前。武士の妻たちの内職であった行田足袋は、やがて名産品として広く知れ渡り、最盛期には全国の約 8 割の足袋を生産するまでに発展した。それと共に明治時代後半から足袋蔵が次々と建てられていった。今も日本一の足袋産地として和装文化の足元を支え続ける行田には、多くの足袋蔵等歴史的建築物が残り、趣ある景観を形づくっている。」

構成資産は 44 件で、内訳は史跡 4 件、古文書 4 件、建造物 29 件（総棟数 61 棟）、有形民俗文化財 2 件、無形民俗文化財 5 件である（平成 31 年 3 月現在）。埼玉古墳群はこのうちの史跡として、忍城跡（埼玉県指定旧跡）、石田堤（埼玉県指定史跡）、高橋家の芭蕉句碑（行田市指定史跡）とともに構成資産の一つになっている。

行田市では平成 29 年 5 月に日本遺産推進協議会を発足させ、日本遺産魅力発信推進事業として、情報発信や普及啓発、人材育成、公開活用のための整備、調査研究に取り組んでいるところである。

(9) 世界遺産登録への取組み

平成 19 年 9 月に埼玉県と行田市との共同提案で、世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書「埼玉古墳群―古代東アジア古墳文化の終着点―」を文化庁あてに提出した。

平成 20 年 9 月には文化庁から審議結果が公表され、埼玉古墳群はカテゴリー 2 「主題の再整理、構成資産の組み換え、更なる比較研究等を要するもの」と評価された。文化庁からは①顕著な普遍的価値、②国際的な比較、③古墳時代の政権構造についての研究を深め、追加指定を進めていくことの必要性が指摘されている。

県では、これらの課題解決をめざしながら、庁内関係各課の担当者による会議を毎年行っており、世界遺産登録に向けて情報共有を図っているところである。

第3章 史跡の本質的価値

1 埼玉古墳群の本質的価値

埼玉県では埼玉古墳群の発掘調査を昭和42年度から継続して実施してきた。約50年にわたる発掘調査によって明らかとなった成果については、各古墳の発掘調査報告書及び、平成29年度に『史跡埼玉古墳群総括報告書Ⅰ』として刊行している。

その内容やこれまでの多くの研究成果に従って、史跡埼玉古墳群の本質的価値をまとめると以下のようなになる。

(1) 古代東アジア古墳文化の終着点としての埼玉古墳群

3世紀中頃から7世紀の日本列島は、ヤマトを中心とする政治体制が整えられてきた時期にあたり、地方の豪族はヤマト王権との同盟関係及び相対的な地位を可視化する手段として、中国や朝鮮半島の墓制の影響を受けながら、前方後円墳という独特の形態の墳墓を築造した。

埼玉古墳群が築かれ始めた5世紀後半は、『宋書夷蛮伝倭国条』に記載されているように倭の五王が中国南朝に使者を送り、自らの地位確立に努めてきた時期と重なる。稲荷山古墳出土の金錯銘鉄剣に記されたワカタケル大王は、倭王武にあたることはほぼ確実で、宋書に記載された「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国」という上奏文の文言から、強大な軍事力で権力範囲を拡張していったことが想定される。このような大王の軍事行動を補佐してきたのは、この鉄剣を作らせたヲワケ臣に他ならない。

その後、埼玉古墳群は7世紀前半まで築造されるが、5世紀後半の稲荷山古墳からは舶載の鏡や馬具、鉄器製作を思わせる工具類等が出土し、6世紀後半の將軍山古墳では馬冑や蛇行状鉄器を代表とする大陸系の副葬品が多く出土した。埼玉古墳群が築かれた時期は、中国では南朝と北朝の間に緊張が続いた後、589年に隋によって統一された時期にあたり、朝鮮半島では高句麗の南進により百済が475年に南遷、562年に大伽耶が滅亡、593年に百済が再度遷都するなど、東アジアにおける激動の時代といえる。埼玉古墳群が築かれた背景や、被葬者の社会的な性格、副葬品の内容は、東アジアの動揺によって展開された、倭国の朝鮮半島での軍事活動や、先端技術者の渡来などが大きく影響していると考えられる。

このように埼玉古墳群は、貴重な出土品が大型の古墳と一体となって保存されており、東アジア及び日本列島の歴史を語る上で欠かすことのできない、国内でも有数の史跡である。埼玉古墳群は、東アジア全体から見れば日本列島の東端に位置するが、大陸につながる数多くの遺物や、中国南朝に叙任を求めた倭王武＝ワカタケル大王の名を刻んだ鉄剣の出土は、まさに古代東アジア文化の終着点を象徴するものとして評価される。

(2) 限定された時期に継続して築造された大規模古墳群

現在、埼玉古墳群として指定されている範囲には、8基の前方後円墳及び1基の大型円墳

が所在しているが、すでに消滅した小円墳や隣接して所在する円墳の浅間塚古墳、方墳の戸場口山古墳を含めて、当時は40基ほどが築かれていたと考えられている。

これまでの発掘調査の成果によって各古墳のおおよその築造年代が推測されており、5世紀後半に前方後円墳の稲荷山古墳が築かれ、7世紀前半ないし中葉に戸場口山古墳が築かれるまで、約150年にわたって継続して造営されていたと考えられている。

なお、5世紀後半に古墳群が形成される以前の古墳や大規模な集落が周辺地域には見当たらないため、突如として稲荷山古墳が築造されている感がある。また、古墳群造営後は周辺地域で八幡山古墳等の終末期古墳があるが、国府や国分寺は南武蔵に移動するため、この埼玉古墳群周辺は地域としての発展がみられないことは注目される。

このように埼玉古墳群では、大型の古墳が限定された期間に集中して築造されており、古墳時代後期における大和王権の地方支配のあり方を示す重要な古墳群であるといえる。

(3) 古墳築造の規格性

前方後円墳の主軸方位は、前方部を南とするほぼ南北軸に近い方位軸(N-36~58°-E)を持つ。主軸方位をさらに細分し、これにより被葬者の系統が異なるとする論考もあるが、ほとんど同一方向を指向しているといえる。このような統一的な方位軸をもつ古墳群は全国的にみてもまれである。

方位軸以外にも前方後円墳の築造形態に規格性が見られる。ア：すべての前方後円墳で方形の二重周堀となっていること、イ：墳丘造出しが付設される場合、必ず墳丘の西側であること、ウ：少なくとも4基の古墳には、墳丘造出しと別に中堤の一角に外堀に向けて張出部(造出し)を設けていたこと、エ：丸墓山古墳以外は葺石を持たないこと、などの共通点が確認されている。

さらに、平面規格の相似性や基準尺の規格性などの指摘もあり、古墳群全体が強い統制のもとに規格性をもって造られていることが明らかとなっている。このことは、古墳築造の意義を考える上でも貴重な事例である。

(4) 良好に残された立地条件

埼玉古墳群が位置するさきたまの地は、利根川と荒川のせまる地域であることから、活発な舟運が想定される交通の要衝であったと推測され、万葉集にも「埼玉の津」が登場する。現千葉県の新谷産と想定される將軍山古墳の石室石材は、このような舟運によってもたらされたものである。

地形的にみると、埼玉古墳群は、北西側から東南側に低地を望む西側に張り出した半円形の台地上の縁辺部に造られている。その台地上において、西側からの眺望性を優先させるとともに、南側よりも北側がより優位にあるという選地意識が各古墳の造営を通じて一貫して踏襲されている。古墳分布の特徴としては、もっとも古い稲荷山古墳を最北部とし、順次縁辺部の南側に向かって造営が行われており、將軍山古墳の時期に再び北側へ戻って造られている。

また、奥の山古墳と鉄砲山古墳の両外堀が部分的に重なりあっていた可能性が高いこと、中の山古墳と戸場口山古墳の両外堀が重複していること、稲荷山古墳外堀と丸墓山古墳周堀間の最も狭い場所で3 m、二子山古墳と愛宕山古墳外堀の最も狭い場所で15 mであるなど、台地の先端部で古墳間が極めて近接して築かれていることも本古墳群の特徴である。このことは、(3)の規格性とも関連し、占地の上でも強い規制がかかっていたことが想定される。

いわゆる関東造盆地運動によって、台地が沈下していることから、古墳時代当時は、台地と低地の高低差がより大きかったとも推測されている。しかし、近年、開発があまり進んでいなかった地域でもあり、丸墓山古墳や稲荷山古墳に登れば、これらの立地条件をよく観察することができる。

(5) 多様な埋葬施設の形態

埼玉古墳群で埋葬施設内部の発掘調査が行われた古墳は、稲荷山古墳と將軍山古墳の2基であるが、他に鉄砲山古墳では羨道入口部分の調査を行っている。

稲荷山古墳は昭和43年の風土記の丘建設に伴う学術調査で後円部から礫槨(第1主体部)、粘土槨(第2主体部)の2基の埋葬施設が確認されている。一方、將軍山古墳では、後円部の横穴式石室について明治27年に付近の村民によって石材の抜き取りが行われ、それに伴い多くの副葬品が出土している。また、平成5年の前方部の調査では、墳頂付近から木棺直葬の第2主体部が検出されている。

その他に、鉄砲山古墳では平成22年度からの調査によって、埋葬施設が横穴式石室であることが判明した。羨道入口部の調査では、壁面の石材に榛名山の噴火に伴う角閃石安山岩が使用されていることが確認された。また、奥の山古墳の地中レーダー探査では、2基の箱式石棺の所在が推定された。

このように、明らかになった埋葬施設はわずかであるが、いずれも形態が異なるものであり、埋葬施設の変遷や在り方を検討する上で貴重な事例である。また、盗掘等の痕跡が確認できる古墳もあるが、早い時期に指定になったこともあって、基本的に手つかずの状態であり、保存状態も良好である。

(6) 埋葬施設から出土した豊富な副葬品

埼玉古墳群中で副葬品が判明しているのは、稲荷山古墳と將軍山古墳の2基であるが、ともに豊富な副葬品が確認されており、古墳の被葬者の性格を検討する貴重な材料となっている。

稲荷山古墳の礫槨から出土した金錯銘鉄剣は、保存処理中に115文字の銘文が発見され、大和王権が5世紀に勢力を拡大していったことや、埼玉地域の地方首長がその大和王権に仕えて政治を助けていたことを直接示す点で重要である。他にも鏡や帯金具、馬具などの大陸や朝鮮半島からの搬入品を始め、当時の最先端の副葬品が出土しており、一括で国宝に指定されている。

また、将軍山古墳から出土した遺物は、現在数か所に散在して保管されている状況であるが、環頭大刀、馬冑や蛇行状鉄器、銅鏡など、朝鮮半島からの搬入品が多く出土しており、被葬者の特異性を伝えている。

これらの遺物は考古学、日本史の研究上、不可欠な資料であり、埼玉古墳群の歴史的意義を特徴づけている。

(7) 日本史研究に大きな役割を果たす金錯銘鉄剣

稲荷山古墳から出土した金錯銘鉄剣に刻まれた 115 文字の金象嵌は、日本古代史を研究する上でも大きな役割を果たしてきた。まず、同時代の文字資料としては格段に文字数、内容ともに優れている。

辛亥年七月という紀年銘から始まるが、他の内容からみても西暦の 471 年であることが通説となってきた。製作された年が明らかな考古資料は珍しい。ワケ臣という人物の歴代の系譜が続くが、当時すでに系図が成立していることや「カバネ」の成立過程等を示唆する。「ワカタケル大王」は倭王武、記紀に記された雄略天皇に比定されている。「杖刀人首」は地方豪族が大王に仕えていた当時の政治体制である「人制」を示し、ワケ臣が「首」として統率していたことを記したもので、熊本県江田船山古墳の銀象嵌銘大刀とあわせて、5 世紀後半の大王と地方豪族との深い関連性を明らかにしている。

このように、記紀以前の社会状況を文字資料によって明確にしていることから、日本史研究はこの金錯銘鉄剣なくしては成立しないといえる。小学校や中学校の歴史の教科書にも必ず掲載されており、国民の中にも広く周知されている。

(8) 墳丘に樹立されていた多くの埴輪群

埼玉古墳群では、ほぼすべての古墳から円筒埴輪を中心として、多くの埴輪が出土している。古墳整備に伴って、墳丘や周堀の形状を確認する発掘調査によって出土したものである。程度の差はあるが、すべての古墳で確認調査を実施しているため、それぞれの古墳から普遍的に埴輪が出土しており、埼玉古墳群の各古墳の編年を行う上でも重要な資料となっている。

埼玉古墳群出土の埴輪から、当時の埴輪の供給関係についての研究も進み、鴻巣市生田遺跡の埴輪窯群や寄居町末野窯跡群の調査研究と並行して、編年作業や工人の動静などの追求が行われている。また、瓦塚古墳の中堤で確認された形象埴輪の樹立状況は、古墳祭祀についての研究素材として欠かせないものとなっている。これらの埴輪群は埼玉古墳群築造の実態の一端を示す、貴重な資料である。

古墳の周堀をすべて調査し尽くしているわけではないので、まだ多くの埴輪が史跡内に眠っており、貴重な埋蔵文化財として現状保存されている。継続する発掘調査により、今後の研究の進展に寄与することが期待される。

(9) 半世紀を超えて継続してきた保存整備事業

埼玉古墳群の保存整備事業が、昭和42年度の風土記の丘事業に伴って開始されてから、すでに50年を経過した。これまでの事業において、多くの調査成果が得られたとともに、古墳整備は試行錯誤の連続でもあった。

発掘調査については、50年の成果として上述の(1)～(8)が特筆される。出土した遺物だけでなく、蓄積された写真や図面類も貴重な財産としてさきたま史跡の博物館で保管している。また、これらの成果をもとに論述された学術論文や通史書なども数多く、社会的に果たしてきた貢献度も大きい。

また、継続された古墳の整備についても大きな実績をあげてきた。例えば、二子山古墳や奥の山古墳は水をたたえた堀を復元していたが、水面の浸食により墳丘が崩落するという状況や、周堀覆土の花粉分析により常時滞水している堀ではなかったという結果から、それ以降はわずかな高低差により堀を表現し、砂利敷きや芝張にするなどの表現を行っている。稲荷山古墳では礫櫛の実物展示では遺構の損傷を伴うため、埋め戻して陶板展示にしている。将軍山古墳では後円部の削平されていた部分に展示館を設けて実物の石室を見せる手法をとり、古墳の見せ方の一つのあり方を示した。

このように、さまざまな古墳の整備手法を試行錯誤しながら、よりよい整備をめざしてきた半世紀は、まさに史跡整備とはどうあるべきかを追求してきた歴史といえる。これは、そのまま日本における古墳整備のあり方を先導してきたともいえる。

2 史跡の構成要素

史跡を構成する要素は、史跡指定地内について、前節で提示した本質的価値を構成する諸要素と、その他の諸要素に分類した。その他の諸要素は、本質的価値と緊密な関係を持ち、史跡の利用に必要な要素と史跡の保存に必要な要素に区別した。

また、指定地周辺においても、古墳の周堀の一部や、埼玉古墳群と関連のある古墳と考えられているが現状では未指定のものもあることから、指定地周辺の環境を構成する要素についても整理した。

なお、指定地周辺の構成要素については、今後の発掘調査や研究成果によっては追加指定の対象となる可能性があることから、その点に留意して整理したが、史跡を取り巻く状況が変化した場合にはその都度見直しを行っていく必要がある。

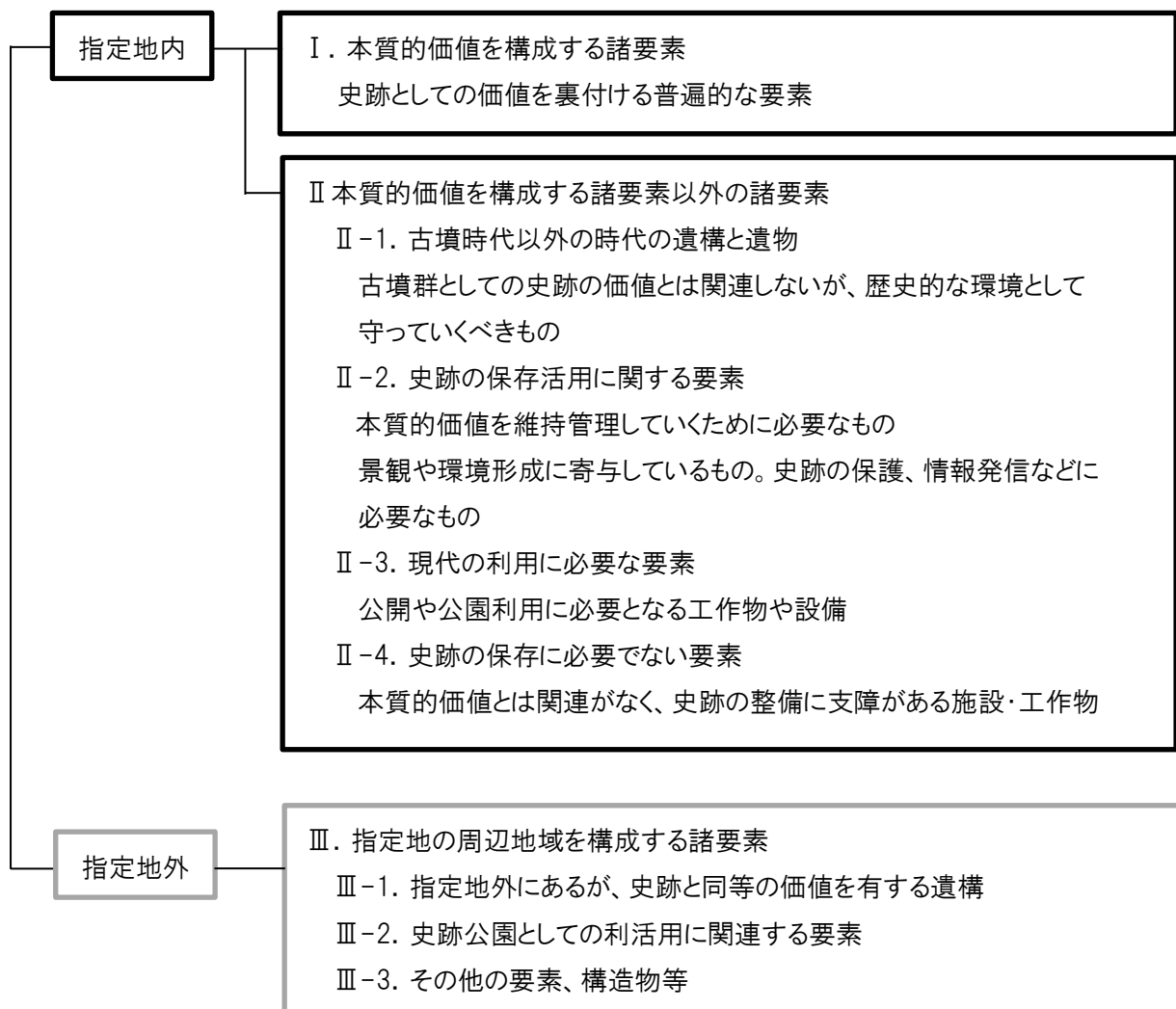


図 3-1 史跡の構成要素分類

表 3-1 史跡の構成要素

構成要素	具体的な要素
I. 本質的価値を構成する諸要素	
① 古墳と史跡地内の遺構・遺物・包含層	墳丘、周堀、中堤、造出し、埋葬施設、埴輪、副葬品
② 発掘された出土遺物及び調査記録	出土遺物、調査記録類、調査報告書
③ 古墳の立地環境を特徴づける自然地形	河川、台地の微地形
II. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
II-1. 古墳時代以外の時代の遺構と遺物	
① 石田堤	石田堤
② 忍藩角場遺構などの近世遺構	鉄砲山古墳角場遺構、旧藩主松平家の墓
③ 古墳時代以外の時代の遺物	石仏
II-2. 史跡の保存活用に関する要素	
① 史跡に関する理解を深めるための現地展示施設	展示館、復原埴輪、遺構表示、古墳表示等
② 史跡の見学や維持管理作業に必要な園路	園路、管理用道路
③ 史跡に関する情報発信のため施設	解説板、案内板、標柱、道標、制札柱、石碑
II-3. 現代の利用に必要な要素	
① 利用者が必要とする便益施設	駐車場、トイレ、水飲み場、東屋、ベンチ、野外卓、レストハウス、外灯など
② 学習施設	さきたま史跡の博物館、将軍山古墳展示館、行田市はにわの館
③ 史跡として整備された景観	植栽
④ インフラ設備	道路、電気、水道
II-4. 史跡の保存に必要でない要素	
本質的価値とは関連がなく、史跡の整備に支障がある施設・工作物	万葉植物園跡、薬用植物園跡、移築民家
III. 指定地の周辺地域を構成する諸要素	
III-1 史跡と同等の価値を有する遺構	墳丘、周堀、中堤、埴輪、副葬品
III-2 史跡公園としての利活用に関連する要素	広場、植栽、園路、トイレ、レストハウス、案内板、道標
III-3 その他の要素、構造物等	農地、雑木林、道路、水路、民家、社寺、店舗等

第4章 史跡の現状と課題

これまでの現状分析と本質的価値の評価を基に、史跡埼玉古墳群の保存活用における現状と課題を整理する。

1 保存

(1) 埼玉古墳群の範囲と史跡指定範囲

史跡指定地は、指定面積のほとんどの部分を公有化しており、県営のさきたま古墳公園として管理を行っている。そのため、指定範囲のほぼ全域で史跡を有効に活用できる環境が整っている。

しかし、すべての大型古墳において周堀の一部に未指定の部分があり、外堀を含む古墳全域が指定地内に含まれている古墳はない。また、同古墳群中の終末期と考えられる浅間塚古墳、戸場口山古墳は未指定である。

さらに、現在、さきたま古墳公園として都市計画決定されている範囲は約97haに及ぶが、古墳の周堀部分が公園区域外となっている箇所があるなど、今後保護を要する範囲とは齟齬をきたしている。

また、現在の指定範囲も道路や宅地などに分断されてエリアが区切られていて、古墳群としてのつながりが見えにくく、古墳の隣接地を公道が通っていて、古墳群の景観を阻害している。

(2) 周堀及び墳丘部の保全

埼玉古墳群内の大型古墳は、樹木根茎の侵入や倒木から保護するため、一部の古墳を除き墳丘上の樹木をすべて伐採した（丸墓山古墳、愛宕山古墳は間伐）。伐採後は張芝による表面保護工事を行った古墳（稲荷山古墳、丸墓山古墳、瓦塚古墳、将軍山古墳）、下草を除去し現状維持している古墳（二子山古墳、奥の山古墳、愛宕山古墳、鉄砲山古墳、中の山古墳）がある。そのため、現在は植物による遺構の浸食等は防ぐことができている。しかし、墳丘部は放置しておく、樹木等の根により傷んだり、風雨によって表土が流失する危険性があるので今後も定期的な管理が必要である。

墳丘の裾部にはロープ柵を設置しているが、老朽化している古墳も見受けられる。

周堀は、かつては水堀であった二子山古墳、奥の山古墳も発掘調査成果に基づいた再整備を行い、現在は埋め立て、奥の山古墳は張芝による整備を行っている（二子山古墳は今後整備予定）。その他に周堀が確認されている古墳については、遺構面保護の上、張芝や砂利敷きによる整備を行っている。

2 活用

(1) 調査研究と活用

昭和 42 年度のさきたま風土記の丘事業の開始に伴って、古墳の整備を行うためのデータを取得するため、発掘調査を継続して実施してきており、50 年間の調査で出土した遺物や調査の記録類が多く蓄積されている。その成果については、順次発掘調査報告書等で公開しながら古墳整備に活かし、博物館の展示にも活用している。平成 29 年度にはこれまでの調査成果を集約した総括報告書を刊行した。また、早稲田大学や東北大学と連携して古墳の地中レーダー探査を行うなど、研究機関との連携も進めてきた。

このような調査研究とそれに基づく古墳の整備は、史跡の保存と活用の大前提であり、今後も深めていく必要がある。そのためには大学等の研究機関との連携を一層進めていくことも効果的である。

(2) 社会教育における活用

古墳ブームといわれて久しくなったが、あらゆる世代において、古墳時代に対する関心が深まっていることが想定される。

さきたま史跡の博物館で毎月実施しているさきたま講座では、定員を超える応募があり、年 4 回の企画展では多くの見学者が訪れる。また、史跡の利用としては、発掘調査の現地見学会や古墳群ガイドツアーを実施して毎回多くの参加者がある。

このように、考古学が生涯学習のアイテムとして定着していることから、博物館や史跡が生涯学習の拠点の一つとして充実した事業を行っていくことが、ますます求められている。

(3) 学校教育との連携

金錯銘鉄剣は小学校や中学校の社会科教科書に必ず掲載され、地元行田市の副読本である『わたしたちのまち 行田』でも紹介されていることから、学校教育における埼玉古墳群への関心は非常に高い。

学校教育への対応として、さきたま史跡の博物館では、国宝見学、古墳群見学、まが玉づくり体験などの利用メニューを用意し、学校利用に備えている。さらに、雨天でも対応できるレストハウスの案内や事前学習用の映像の貸し出し、子供向けパンフレットの紹介などを行っている。また、博物館利用に関する教員研修を実施し、より効率的な博物館利用を図っている。

さきたま史跡の博物館では、学校教育の一環で、県北・県東地域の小学校（第 6 学年）・中学校を対象に、実物の埴輪等を用い興味・関心を高め、古墳時代についての理解を深めることを目的とした「なるほど！古墳時代」や「まが玉づくり体験授業」などの出前授業を実施している。これらの出前授業は好評であるが、希望時期が集中することもあり、1 年間で実施できる学校の数には限界がある。

なお、平成 29 年度の小・中学校団体見学者数は、224 団体、23,966 人で、内訳をみる

と県内の見学者数は 78 団体、7,082 人であるのに対し、県外の見学者数は 146 団体、16,884 人で、県内よりも県外からの見学者が多い傾向がある。

(4) 地域の利用者への対応

史跡指定範囲はさきたま古墳公園として整備され、広い駐車場もあり、墳丘の上に登れる古墳や広い芝生広場があることから、平日、休日を問わず、多くの方が利用している。個人で古墳見学を目的に来る人の他、近隣の方が散歩やジョギングを楽しむなど、さまざまな目的で利用されている。今後は来訪者の利用状況を把握し、多様なニーズに対応するための活用方法を検討していくことが求められる。

ユニバーサルデザインへの対応として、史跡内に指定地内を回遊できるバリアフリー園路と、その園路沿いにあるトイレには多目的トイレが設置されている。また、さきたま史跡の博物館の展示施設はバリアフリー対応となっており、触れる展示などにも取り組んでいる。將軍山古墳展示館は車いす等で 2 階に上がれない方のために、1 階部分に 2 階の展示状況のモニターを設置している。ただし、博物館内の 2 階の講堂へ上がるためのエレベーターがないなど、バリアフリー対策は十分とはいえない部分もある。

(5) 行田市のまちづくり、観光振興との連携

行田市の総合振興計画や都市計画のマスタープランには、貴重な文化財の保存と活用、憩いの空間であるとともに防災機能をもった公園として位置づけがなされている。

また、行田市では、埼玉古墳群を観光まちづくりの中核に位置づけており、市の計画の中にも“自然環境の保全”、“防災機能”、“景観形成”、“ふれあい提供”など多岐にわたる機能が期待されている。また、歴史・伝統に根ざす観光資源の一つとして、観光や交流、体験学習、憩いの場、イベント会場としての活用が提案されており、観光コースなども設定されている。さらに、平成 29 年に文化庁から認定された、日本遺産「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」の構成資産の 1 つとされており、古代蓮の里とともに行田市南東部の観光拠点としての役割をもっている。

このように、埼玉古墳群が地元においても貴重な文化財としてだけではなく、市民の憩いの場や防災公園、観光拠点として位置づけられているところである。

行田市と常に情報を共有し、連携・協議しながら、行田市のまちづくりとの整合を図り、観光拠点としての充実化を推進していくとともに、地域住民の憩いの場としての活用を図っていく必要がある。

(6) 外国人見学者への対応

史跡内の解説板は、日本語、英語、点字で表記をしており、史跡のパンフレット「さきたま史跡の博物館見学のしおり」は日本語の他、英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）が作成されている。また、平成 29 年度にはスマートフォンを活用した古墳の解説ソフトを作成し、5 種類の言語による文字と音声で、海外からの見学者への理解を促している。

将来的に外国人見学者の増加を見通して、外国語の対応ソフト等をより充実していく必要がある。

3 整備

(1) 古墳群の特徴を生かした整備

①整備復原の在り方

埼玉古墳群の整備事業は昭和 42 年度に始まり、すでに 50 年を経過している。平成 18 年度には整備基本計画を策定し、それに基づき整備を進めてきた。しかし、長年にわたる整備の積み重ねのため個々の古墳は異なる様相をみせている。

また、かつて行った整備では遺構の保存面で問題が生じてきている。例えば、当初は水堀として復原を行っていた二子山古墳や奥の山古墳は、水の浸食によって墳丘損壊の危険があったことから、埋め立てて凹凸による堀の表現に変更した。稲荷山古墳の埋葬主体部の表示も、当初は露出展示、その後砂によって遺構を保護した上での FRP による立体模型展示、平成 28 年度には陶板による実物大表現展示へと手法を変更している。

今後、古墳整備の手法を常に研究し、古墳群の価値の表現と遺構の保護を実現する必要がある。かつて整備工事を実施した古墳についても、必要に応じて再整備を検討していくこともありうる。

②古墳の規格性を意識した整備

埼玉古墳群では、それぞれの前方後円墳が強い規格性のもとに築造されていたと推定される。とくに方向軸を同じくし、二重の方形周堀をもつことは、古墳群内のすべての前方後円墳に共通する要素である。將軍山古墳や瓦塚古墳、奥の山古墳のように、可能な限り、二重方形周堀を復原して表示してきた。

全国的にみても特異なこのような規格性は、現状では広く見渡して実感できる場所がない。方向軸については群内全体を見渡せるような場所が有効であるが、公園の植栽や道路、宅地などで視界が遮られ、せいぜい隣の古墳との関係が見られる程度である。また、二重方形周堀の復原についても、周堀部分が未指定地となっている場合があるため、すべての古墳では実施できていない。

(2) 博物館・ガイダンス施設

史跡内には、昭和 44 年にさきたま資料館として開館し、平成 18 年にリニューアルとなった「さきたま史跡の博物館」や、將軍山古墳の横穴式石室内部を保存・見学する施設として平成 9 年に開館した「將軍山古墳展示館」、埴輪等の製作体験ができる「行田市はにわの館」などの施設がある。

とくに「さきたま史跡の博物館」は、埼玉古墳群全体のガイダンス施設であるとともに、整備・管理・活用の拠点となるもので、調査研究、資料の収集保管、展示公開、情報発信、古墳公園の管理などの機能を担っており、年間 10 万人を超える来館者を迎えている。し

かし、これらの機能を十分に果たすためには、施設が手狭になってきているのは否めない。さらに史跡指定地内にあるため、改築や増築などの現状変更が難しい。

また、開館から約 50 年が経ち施設の老朽化が進んでおり、国宝類をはじめとする多くの貴重な資料の安全な保存管理のための設備の充実や、発掘調査等により増加した資料を保管するための収蔵スペースの拡張も必要となってきている。

(3) 総合案内板・解説案内板

総合案内板は公園の出入り口を中心に設置されているが、広大な敷地内に古墳が点在しているため、古墳の見学に要する時間や古墳間の距離が理解できる表現方法等の工夫が必要である。

新しく設置した解説板は日本語、英語、点字表記となっており、さらに、5種類の言語による文字と音声で解説を聞くためのアプリを開くことのできるQRコードを設置している。なお、古墳ごとに解説板が設置されているが、それぞれ設置された時期が異なるためデザインに統一感がなく、最新の研究成果も迅速に反映できていない。

(4) 動線の設定と出入り口の整理

現状は、自家用車や大型バスによる来訪が主で、県道行田蓮田線沿いの駐車場を起点として古墳群を見学している見学者が最も多い。また、史跡外にも大型の駐車場を設置するなど、自動車による来訪者の利便性は高い。

しかし、パンフレット類の配布場所がさきたま史跡の博物館と將軍山古墳展示館に限られており、駐車場から直接古墳群を見学する来訪者はパンフレット類を入手する手段がない。

現況動線は大きな回遊的動線であるが、道標の仕様が一定でなく、表示内容やルート設定が十分でないため、効率的に古墳を見学できる状況となっていない。

埼玉用水路以南の古墳は認知度が低く、利用者が少ない傾向がある。

エントランスとしての駐車場を意識した利用者動線に合わせた案内表示や、ガイダンス機能が必要な状況である。

(5) 古墳整備と整合性のある施設整備と植栽整理

さきたま古墳公園は、昭和 42 年度からさきたま風土記の丘として整備が始まり、古墳の保存と復原整備を行う史跡公園としてだけでなく、都市公園としても来訪者の利便性を図ってきた。

しかし、史跡指定範囲内には、当初は公園として整備された、池や万葉植物園跡、薬用植物園跡、移築民家など、古墳群そのものとの関連が少なく、古墳の周堀等の部分に立地している施設がある。また、一部の休憩施設が古墳方向の眺望とそぐわない位置にあったり、トイレが古墳と休憩施設の間にあるため古墳の眺望を妨げている場所があるなど、古墳の活用に合わない部分が見受けられる。他にも駐車場や博物館施設等が指定範囲内に

所在している。

また、史跡指定地内は、愛宕山古墳の墳頂部を除くほとんどの樹木が公園整備の中で植栽された樹木であり、供用から50年を過ぎ、樹木が高木化してきている。植栽の中にはメタセコイヤ等、古墳の景観との調和に乏しいものもある。

4 運営体制

(1) 史跡の管理

史跡の管理団体は行田市となっている。さきたま古墳公園内については、所有者であるさきたま史跡の博物館が管理を行っている。通常の園内の点検や、緊急を要する修繕等については博物館直営で行っているが、年間2～5回の除草作業や、芝生刈込、植栽の剪定等は業者に委託しており、史跡公園としての景観を維持してきた。

今後、都市計画決定に基づいて公園エリアが広がる予定であるが、現在、そのうちの17.9haについて新たに公園整備事業が進められている。公園の拡張とともに、管理すべき面積も増えることから、博物館の体制整備が求められる。

また、公園の便益施設等の老朽化が進んでおり、順次改修が必要となっている。

(2) 保存活用事業の進め方と体制

現在の保存活用事業の体制は以下のようになっている。

管理団体 …行田市

文化財主管課 …埼玉県教育局市町村支援部文化資源課

公園整備 …埼玉県都市整備部公園スタジアム課、埼玉県営繕・公園事務所

史跡整備・公園管理・事業実施 …埼玉県立さきたま史跡の博物館

公園の整備に関しては、県の関係組織間の意思疎通と情報共有を目的として、「さきたま古墳公園づくり連絡会議」が年に1～2回行われている。

また、史跡指定範囲内で事業を実施するにあたっては、常に文化庁と協議を行いながら進めている。

相互の事業に関して、常に情報共有を図りながら、支障のないように進めていく必要がある。

(3) 地元住民との意思疎通、情報共有

毎年1回、行田市都市計画課を事務局とした「さきたま古墳公園整備事業地元推進協議会」を開催し、地元住民への整備事業の報告や意見交換を行っており、さきたま史跡の博物館から担当職員が出席している。

史跡の追加指定や活用を順調に進めるためには、地元住民の理解と協力が必要であるとともに、管理団体である行田市の協力が不可欠である。

第5章 大綱・基本方針

第3章での史跡の価値の整理と、第4章での史跡の課題の整理を踏まえ、その価値を構成する諸要素を適切に保存・活用していくための大綱・基本方針を以下のように定める。

1 大綱

史跡埼玉古墳群は5世紀後半から7世紀にかけて継続的に築造された、日本を代表する屈指の古墳群である。現在、史跡範囲内には前方後円墳8基と大型の円墳1基が残されているが、未指定部分にも円墳1基、方墳1基がある。また、すでに墳丘が失われた小円墳もあり、当初は少なくとも40基は造られていたとみられる。前方後円墳は、方形の二重周堀や造出しを有することや、方向を同じくすることなどの規格性を持ちながら、狭い範囲に密接して築造されている特徴は全国的にみても特異である。

埋葬施設のうち発掘調査を行っているのは稲荷山古墳の礫槨及び粘土槨、将軍山古墳の横穴式石室で、築造時期による明確な違いが確認できる他、多くの古墳は主体部が未調査であり、盗掘による被害を除けば、基本的に手つかずのまま良好に保存されている。稲荷山古墳と将軍山古墳の調査で出土した副葬品は、当時としては最先端の技術で作られたもので、ヤマト王権を介して大陸や朝鮮半島から輸入されたものが多く含まれており、当時の地方豪族の中でもとくに有力な人々の墓であることが明らかである。副葬品の中でも、金錯銘鉄剣は昭和53年の銘文発見当時に「100年に一度の大発見」とも言われ、日本にとどまらず東アジア全体の歴史を考えるうえでも重要な資料である。

このような歴史的な価値を有する史跡埼玉古墳群を恒久的に保存し、将来へと引き継いでいく必要がある。また、近年は文化財を積極的に活用して地域資源の拠点としていこうという動きがある。そのような中で埼玉古墳群の歴史的価値を広く理解してもらうとともに、人々に身近で親しまれる史跡とすることが、現在、目指すべき史跡埼玉古墳群の在り方と考える。

そのために、以下のような取り組みを大きな柱として、史跡埼玉古墳群の保存活用を推進していくこととする。

- 史跡を恒久的に保存・管理する。
- 古墳群という特色を活かした多様な活用を図れる場をつくる。
- 調査成果に基づいて、計画的に古墳整備を行う。
- 地域に愛され、県民の誇りとなる史跡とする。

2 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

- ・ 史跡埼玉古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承する。
- ・ 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全する。
- ・ 調査成果に基づき、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲において、追加指定を進める。

(2) 活用の基本方針

- ・ 継続的な調査研究を行い古墳群の価値を高めるとともに、その成果を保存・整備に活かし、広く周知し公開を行っていく。
- ・ あらゆる世代や対象に対して、史跡の価値を様々な形で提供し、それぞれの知的好奇心やニーズを満たすことのできる活用を推進する。
- ・ 地域住民や県民にとって、身近で多様な活動が行える快適な場を提供する。
- ・ 地元自治体等との連携を強化し、地域のまちづくりの中に位置づけ、観光の拠点としての役割を果たす。

(3) 整備の基本方針

- ・ 遺構の保存を第一に考慮し、発掘調査によって得られた成果に基づき、古墳の歴史的価値が実感できるような整備を段階的に行う。
- ・ 古墳群のガイドに係る整備について、案内板や解説板等だけでなく、情報発信の方法を幅広く検討していく。
- ・ 植栽は、憩いの場としての緑地を維持しつつ、遺構の保存や古墳の眺望に障害とならないよう留意しながら、古墳時代の景観を考慮して樹種を選定し、史跡公園としてふさわしい環境を整える。
- ・ 博物館や駐車場等、史跡指定範囲外にあるのが望ましい施設は移転等を検討する。
- ・ 公園機能としての便益施設等は、史跡の保存や景観に配慮しながら、来訪者の快適性を高めるため、適切な場所に適切な施設を配置する。

(4) 運営・体制の基本方針

- ・ 文化庁指導のもと、埼玉県及びさきたま史跡の博物館が主体となり、史跡の保存活用を進める。
- ・ 活用や維持管理のために必要な体制を整備し、施設を充実させる。
- ・ 史跡の保存活用においては、地域の人々が参画できるような体制を整える。
- ・ 管理団体である行田市や関連機関と連携し、事業を円滑に進める。

第6章 保存管理

1 保存管理の方向性

史跡埼玉古墳群の本質的価値を構成する諸要素を確実に保護し、次世代に継承するために、史跡の保存管理の方法と現状変更の取扱基準を定める。

なお、この章では主に今後保護が必要な範囲を含めた埼玉古墳群と一体の範囲（図 1-3①～④）を対象とするが、管理の方法として一部史跡範囲外のさきたま古墳公園エリア（図 1-3⑤）についても言及する。

2 保存管理の方法

文化財保護法第 125 条第 1 項に基づき、史跡指定地内において現状を変更する行為を行う場合、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合を除き、文化庁長官の許可が必要となる。ただし、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に定められる行為については、文化庁長官に代わり行田市教育委員会が処理を行う。

（1）日常的な管理方法

現在の史跡指定範囲の大部分は埼玉県的所有であるため、日常的な管理は所有者であるさきたま史跡の博物館で行う。

（2）保存管理のための地区区分

将来にわたって適切な保存管理を行うため、第 3 章で分類した史跡の各構成要素について、保存管理の方法を表 6-1 に示す。

さらに、保存管理のための地区区分を図 6-1、表 6-2 のとおり 5 地区に区分し、地区ごとに保存管理の方法と、現状変更行為の取扱基準等を設定することとした。

（3）現状変更の取扱方針

原則として史跡指定地内においては、史跡の保存・活用・調査研究を目的とするもの以外は現状変更を認めない。

ただし、史跡を公開するために必要な施設や、公園の便益施設については、既存のものを活用しながらも、改修等の行為は遺構に影響を及ぼさない範囲内において行う。また、公園整備に必要な園路や水道、電気などのインフラ等の設置については、遺構に影響がない範囲で設置する。

取扱基準の詳細は表 6-3 のとおりである。

表 6-1 構成要素による保存管理の方法

構成要素	保存管理の方法
I. 本質的価値を構成する諸要素	
史跡としての価値を裏付ける普遍的な要素	<p>本質的価値を構成する遺構、遺物を確実に保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構表現等を行う場合は、保護層を十分確保する。 ・遺構の毀損等を確認した場合は、適切な復旧を行う。 ・出土遺物は博物館等の適切な場所に保管する。 ・基本的に地形の改変や構築物の設置は行わない。
II. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
II-1. 古墳時代以外の時代の遺構と遺物	<p>時代は異なるが、本質的価値を構成する要素に準じた要素として、遺構を確実に保存し、基本的に地形の改変や構築物の設置は行わない。遺物については、古墳の保存活用に影響がある場合は移設を検討する。</p>
史跡の価値とは関連しないが、歴史的な環境として守っていくべきもの	
II-2. 史跡の保存活用に関する要素	<p>来訪者の利便性に配慮した上で、本質的価値を損なわないような保存管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便益施設は必要最小限とし、史跡の景観に配慮した意匠とする。 ・博物館や駐車場、レストハウス等の施設は指定地外への移設を目指す。
本質的価値を維持管理していくために必要なもの。景観や環境形成に寄与しているもの。史跡の保護、情報発信などに必要なもの	
II-3. 現代の利用に必要な要素	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響を与えたり、古墳群の景観を阻害している植栽は撤去・移設する。 ・電気・水道等の新設や改修は遺構面に影響のないよう配慮する。
公開や公園利用に必要なとなる工作物や設備	
II-4. 史跡の保存に必要なでない要素	<p>将来的に撤去や移設を検討する。</p>
史跡の本質的価値とは関連なく、今後活用することが困難な施設や工作物	
III. 指定地の周辺地域を構成する諸要素	
III-1. 史跡と同等の価値を有する遺構	<p>指定地外ではあるが、本質的価値を構成する要素と関連する遺構があるため、保存について地権者の理解と協力を求める。</p>
指定地外ではあるが、史跡の本質的価値を構成する要素と関連する遺構	
III-2. 公園利用に関連する要素	<p>来訪者の利便性に配慮した上で、本質的価値周辺の景観や環境を損なわない管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便益施設は史跡の景観に配慮した意匠とする。 ・古墳群の景観を阻害している植栽は撤去・移設する。
本質的価値を構成する要素はないが、本質的価値周辺の景観や環境形成に寄与するもの。公園利用に必要なとなる工作物や設備	
III-3. その他の要素	<p>地下にIII-1に関する遺構がある場合、現状構造物を改変するための工事等により、地下の遺構に影響を及ぼす場合には、その保存について地権者や施工者に理解と協力を求める。</p>
構造物等	

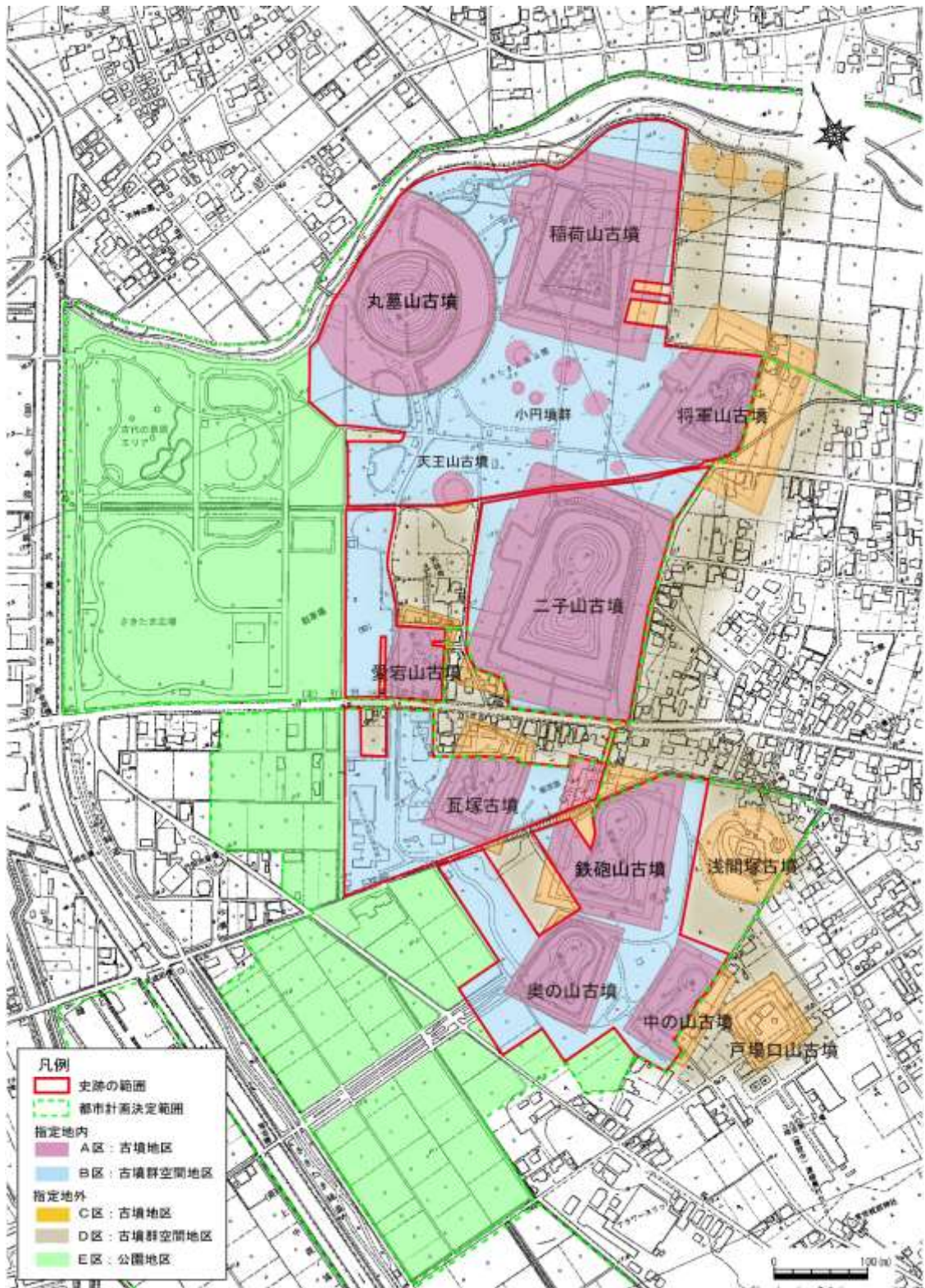


图 6-1 保存管理の地区区分

表 6-2 保存管理の地区区分と取扱の方向性

管理地区		含まれる構成要素		取扱の方向性
指定地内	A区：古墳地区 史跡としての価値を裏付ける古墳の墳丘・周堀等の存在する範囲。	I	墳丘、周堀、中堤、造出し、埋葬施設、埴輪、副葬品	史跡の本質的な価値が最も高い範囲であるため、恒久的で確実な保護を行い、活用の重要ポイントとしていく。
		II-1	鉄砲山古墳角場遺構、石仏	
		II-2	将軍山古墳展示館、復原埴輪、遺構表示、古墳表示、園路、解説板、案内板、標柱、道標、石碑	
		II-3	植栽	
		II-4	万葉植物園跡、薬草園跡、移築民家	
	B区：古墳群空間地区 古墳の遺構は確認されないが、古墳群と一体でとらえるべき範囲。博物館や駐車場など、将来的には指定地外への移転等が望まれるものを含む。	I	台地の微地形、出土遺物、調査記録類、調査報告書	史跡の本質的な価値を多く含んでおり、上のA区と一体の保護を行っていく。ただし、遺構への影響がない範囲で、史跡の活用上で必要な施設等を維持し、史跡公園としての整備を継続する。
		II-1	石田堤、石仏	
		II-2	園路、管理用道路、解説板、案内板、道標	
		II-3	さきたま史跡の博物館、行田市はにわの館、駐車場、トイレ、水飲み場、ベンチ、レストハウス、東屋、野外卓、外灯、広場、植栽、池、道路、電気、水道	
		II-4	万葉植物園跡、薬草園跡	
指定地外	C区：古墳地区(指定地外) 史跡と同等の価値を有する遺構が分布する範囲	III-1	墳丘、周堀、中堤、造出し、埋葬施設、埴輪、副葬品	今後、史跡として保護を要する範囲であり、地元の理解と協力を得ながら、遺構の保護を図る。
		III-3	農地、雑木林、道路、水路、民家、社寺、旧藩主松平家の墓、店舗等	
	D区：古墳群空間地区(指定地外) 古墳の遺構は確認されないが、古墳群と一体でとらえるべき範囲	III-3	農地、雑木林、道路、水路、民家、社寺、店舗等	今後、C区と一体で史跡として保護を要する範囲であり、地元の理解と協力を得ながら、地形や景観等の保護を図る。
E区：公園地区 古墳の遺構等は確認されないが、さきたま古墳公園として整備されている範囲 図1-3の⑤に相当	III-2	広場、植栽、園路、管理用道路、案内板、道標、トイレ、レストハウス、ベンチ、外灯、電気、水道	史跡の景観を損なわない範囲で、公園施設の整備を行う。史跡を理解するための施設等の設置を進める。	

表 6-3 保存管理の地区区分における保存管理の方法と現状変更の取扱基準

区分	指定地内			指定地外	
	A区 古墳地区	B区 古墳群空間地区	C区 古墳地区	D区 古墳群空間地区	E区 公園地区
区分の性格	・史跡としての価値を裏付ける古墳の墳丘・周堀等の存在する範囲。	・古墳の遺構は確認されないが、古墳群と一体でとらえるべき範囲。 ・博物館や駐車場など、将来的には指定地外への移転等が望まれるものを含む。	・史跡と同等の価値を有する遺構が分布する範囲。	・古墳の遺構は確認されないが、古墳群と一体でとらえるべき範囲。	・古墳の遺構は確認されないが、さきさき古墳公園として整備されている範囲。
現状変更の取扱方針	・原則として、史跡の調査研究・保存活用に関する行為以外の現状変更は認めない。 ・既存の公園施設の改修等については認める。	・原則として、史跡の調査研究・保存活用に関する行為以外の現状変更は認めないが、既存の公園施設の改修等については認められる。	・指定されるまでは、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いと、地権者や事業者には遺跡の保護に対する理解と協力を求める。	・指定されるまでは、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いと、地権者や事業者には遺跡の保護に対する理解と協力を求める。	・周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる場合は、事業者による遺跡の保護に対する理解と協力を求める。
発掘調査	・調査研究、保存活用のために必要な場合に限り、発掘調査を実施する。	—	—	—	—
追加指定	—	—	—	—	—
公有化	・未公有地については地権者と協議し、公有化を進める。	・公有化	・地権者の理解と協力を得ながら、追加指定を進め必要に応じて公有化を検討する。	・追加指定の対象とならない。	・公有化
地形的変更	・史跡の調査研究・保存活用に関する行為以外の現状変更は認めない。	・原則として新たな建築物や工作物の設置は認めない。 ・ただし遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることと条件として、公開活用(公園整備を含む)のために必要な工場の新設・改修や、埋蔵施設等存の建築物の改修は認める。	・指定後はA区と同様の取扱いとす。	・指定後はB区と同様の取扱いとす。	・建築物や工作物の新設や改修にあたっては、史跡の景観との調和が図られるよう配慮する。
建築物 工作物	・原則として新たな建築物や工作物の設置は認めない。 ・ただし遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることと条件として、公開活用(公園整備を含む)のために必要な工場の新設・改修や、埋蔵施設等存の建築物の改修は認める。	・原則として新たな建築物や工作物の設置は認めない。 ・ただし遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることと条件として、公開活用(公園整備を含む)のために必要な工場の新設・改修や、埋蔵施設等存の建築物の改修は認める。	・指定後はA区と同様の取扱いとす。	・指定後はB区と同様の取扱いとす。	・建築物や工作物の新設や改修にあたっては、史跡の景観との調和が図られるよう配慮する。
植栽	・遺構に影響を与えないことを条件に、遺構面保護や遺構表示のための草本・低木類は認める。 ・既存の植栽が遺構に影響を与える場合は伐採を行う。原則として抜根は行わない。	・遺構に影響を与えないことを条件に、遺構面保護や遺構表示のための草本・低木類は認める。 ・既存の植栽が史跡の景観等に影響を与える場合は伐採を行う。原則として抜根は行わない。	—	—	・史跡の景観との調和を図り、導入種は古墳時代の植生を反映した種、あるいは現存する地域種とする。
道路	・道路構造令に準拠する道路は一切設置を認めない。	・道路構造令に準拠する道路は一切設置を認めない。	—	—	・史跡の景観との調和が図られるよう配慮する。
園路	・史跡の活用に関する見学路の新設や改修は認める。	・史跡の活用に関する見学路や公園施設利用に必要な園路の新設や改修は認める。	—	—	—
水路・園池	・将来的には移設や撤去を行う。 ・ただし周辺の耕作地に影響のある水路については現状のままとし、改修等を認める。	・将来的には移設や撤去を行う。 ・ただし周辺の耕作地に影響のある水路については現状のままとし、改修等を認める。	—	—	—
仮設物	・史跡の調査研究・保存活用に関するもの以外は認めない。	・史跡の地形に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件に設置を認める。	—	—	—
耕作等	・現状で行っている耕作については、天返し等地形の変形を伴うもの以外は認める。	・現状で行っている耕作については、天返し等地形の変形を伴うもの以外は認める。	—	—	—
行事・イベント	・遺構に影響を与えないこと、景観との調和を図ること、見学環境に著しい影響を与えないことを条件として、史跡の価値を高め、周知する行事・イベントの開催は認める。	・遺構に影響を与えないこと、景観との調和を図ること、見学環境に著しい影響を与えないことを条件として、史跡の価値を高め、周知する行事・イベントの開催は認める。	—	—	・史跡の価値を高め、周知する行事やイベントのメイン会場として、積極的に活用する。
その他の法的規制	・都市公園法に基づき、公園施設以外の工作物その他の施設を設けて都市公園を占有する場合は、公園管理者(さきさき史跡の博物館)の許可が必要。 ・屋外広告物条例により公園内や古墳公園の周囲200mについては、広告物の表示や掲出物件の設置は禁止されている。	・都市公園法に基づき、公園施設以外の工作物その他の施設を設けて都市公園を占有する場合は、公園管理者(さきさき史跡の博物館)の許可が必要。 ・屋外広告物条例により公園内や古墳公園の周囲200mについては、広告物の表示や掲出物件の設置は禁止されている。	・市街化調整区域であるため、農地以外の利用を行う場合には農地の転用許可が必要。 ・屋外広告物条例により公園内や古墳公園の周囲200mについては、広告物の表示や掲出物件の設置は禁止されている。	・市街化調整区域であるため、農地以外の利用を行う場合には農地の転用許可が必要。 ・屋外広告物条例により公園内や古墳公園の周囲200mについては、広告物の表示や掲出物件の設置は禁止されている。	・A、B地区と同じ

(4) 史跡指定地外の保存管理

史跡指定地外において、指定地内に所在する古墳の一部が分布している範囲や、史跡埼玉古墳群と同等の価値を有する遺構が存在する範囲については、史跡指定地と一体で保護することが望ましいため、追加指定を進めながら、必要に応じて公有化を検討する。

また、さきたま古墳公園として整備された範囲については、史跡の景観に配慮した保存管理を行うこととする。

3 追加指定の方針

学術調査の成果を踏まえ、地権者の理解と協力を得ながら、史跡埼玉古墳群と同等の価値がある遺構等が存在する範囲について、埼玉県教育委員会と行田市教育委員会が連携して追加指定の事務を行う。

- ・ 周堀を含む古墳全域が指定地内に含まれる古墳は1基もない現状がある。古墳全域の確実な保存対策を図るため、追加指定を進める。
- ・ 埼玉古墳群中の終末期とされる戸場口山古墳、その北側に隣接する浅間塚古墳は未指定であるため、追加指定を進める。
- ・ 古墳群の保存を考える際には、周堀を含めた古墳の範囲のほか、その周辺部や古墳と古墳の間の範囲も含んだ一帯を「古墳群」と認識し、連続した範囲として追加指定を進める。
- ・ 追加指定された範囲については、必要に応じて公有化を検討する。

第7章 活用

1 活用の方向性

史跡埼玉古墳群の歴史的価値を明らかにし、広く理解してもらうため、調査・研究を継続的に実施し、生涯学習活動・教育機関・まちづくり・観光振興と連携した活用を図り、積極的に情報発信を行う。

また、あらゆる世代や対象のニーズに合わせて、古墳の多様な見せ方を工夫していくとともに、県民の憩いの場としての公園を整備していく。

また、さきたま史跡の博物館は古墳群の調査研究や展示、体験学習等を通じて、埼玉古墳群の歴史的価値を広く知ってもらうための役割を担っていく。

なお、この章では、史跡指定範囲を中心としたさきたま古墳公園エリア（図 1-3①⑤）を活用の対象範囲とする。

2 活用の方法

(1) 研究における活用

史跡の活用整備を進めるためには、専門的な調査研究は欠かせない。この調査研究を実践する場として、中核となる博物館の機能を充実させ、館として調査研究を継続的に実施するとともに、大学や研究機関との連携研究も積極的に進める。

これまで古墳群の範囲や内容を明らかにするための確認調査や、整備を目的とした確認調査を実施し、調査結果に基づく整備を行ってきたが、今後も調査を継続的に実施し、整備データの取得にとどまらず、古墳研究のための貴重な資料収集の役割も果たしていく。また、これまでの発掘調査の成果の公開、情報発信を積極的に行うことで、考古学の研究水準向上に資する。

(2) 社会教育における活用

史跡は世代を越えた様々な立場の人が集い、生涯学習の場として活用することが可能である。

さきたま史跡の博物館では、考古学講座や史跡探訪、現地説明会等さまざまな普及事業を行っている。近年、考古学へ興味をもつ人の裾野が広がってきているが、この好機をとらえて、より専門的な講座や年間を通じた継続的なメニューなどを実施して、多くの県民に史跡への理解を深めてもらえるようにするとともに、知的好奇心を満たしてもらえるようにする。また、古墳に対する関心が高くない来訪者や子供等にも興味をもってもらえるような、整備手法や展示、講座等を工夫する。さらに、すべての世代向けのプログラムの開発や、社会教育施設や団体との連携を行い、史跡の活用を推進していく。常に来訪者のニーズにアンテナを張り、それに応じた活用方法を研究していく。

また、体験学習、展示解説、環境整備のボランティアを養成し活動を促すことは、結果的に史跡への理解者を増やし、より一層高いサービスを一般来訪者にも提供することとなる

ので、今後も積極的に活用していく。

(3) 学校教育における活用

埼玉県内の小学6年生の多くは、歴史の授業で埼玉古墳群について学習している。しかし、子供たちが実際に古墳群を訪れて、本物の古墳や出土した遺物を実際に見ながら学習に取り組む機会はまだまだ少なく、教育分野における史跡の活用を推進していく必要がある。

現在、さきたま史跡の博物館では、希望する学校に出前授業を実施しているが、これをさらに充実させていく。また、地元の学校と連携して児童・生徒の自主的な研究発表をサポートするなどのしくみを広げていく。

教員向けには、埼玉県内の小・中学校教員の初任者研修、中学校・高等学校・特別支援学校教員の5年経験者研修を実施しているが、今後も積極的に研修を受け入れ、古墳群についての内容を授業や課外学習に取り入れてもらえるよう取り組んでいく。

子供たちに博物館や古墳群を実際に体感して歴史に触れてもらうため、社会科見学や修学旅行の誘致に積極的に取り組んでいく。とくに県内の学校の来館率が低いので、県内各市町村の教育委員会や教職員にも働きかけを行っていく。

また、大学の学芸員養成課程における博物館実習、インターンシップの受け入れについても、今後も継続的に実施していくことで、史跡や博物館の価値を普及するとともに、学芸員としての技術を将来に継承していくための一助としていく。

(4) 地域における活用

地域の方が史跡に気軽に接し、親しみや愛着を持ってもらうとともに、地元の史跡に誇りを持ってもらうことも重要である。そのために、県民や周辺住民の憩いの場として、身近に感じられ、愛される史跡のあり方を目指す。

公園として居心地良く、魅力のあるものとする必要がある。単なる芝生広場ではなく、古墳という歴史的モニュメントがある快適な空間とするために、史跡整備と公園利用のバランスのとれた公園整備を行っていく。

また、地域の住民等が公園を利用して気軽に活動ができるような開かれた公園を目指すとともに、ユニバーサルデザインも考慮した、人にやさしい史跡公園となるように努めていく。

さきたま古墳公園は、災害対策基本法に基づく緊急避難場所等に指定されており、地域における安心の場も提供していく。

(5) 地域振興の資源としての活用

多くの観光客を呼ぶために、埼玉古墳群に来てみなければわからない、歴史の現場ならではの「すごさ」を体感できる場としての魅力を効果的に発信していく。

また、埼玉古墳群の歴史的価値を、広域的な歴史的資産とのつながりの中に位置付けながら、行田市やその周辺の観光拠点として、周辺の関連文化財や観光施設の中心的な役割を積

極的に担っていく。

平成 29 年に認定された日本遺産を始め、既に設定されている観光コースも活用しながら、行田市と連携して地域の歴史を有機的に理解してもらうための拠点としての役割を果たす。

以上のようなことを通して、地域振興の資源としての活用を図っていく。

また、将来的に外国人の観光客が増加することを想定し、外国語対応のパンフレットや解説板等の設置を進めていく。

(6) 情報発信

広く人々に史跡の価値を知ってもらうためには、様々な媒体での情報発信が不可欠である。史跡の所有者であるさきたま史跡の博物館が自ら情報を発信するだけでなく、行田市や埼玉県等の関連機関と連携し、周辺地域及び広範囲への情報発信をより充実させる。

そのために、埼玉古墳群の最新の情報を常に公開し、講座やシンポジウムの開催、報告書や書籍の刊行を通して広範囲に発信する。

また、歴史的な興味だけでなく、多様な目的で本史跡を訪れる方のニーズに応じた情報発信の方法やツールを検討し、実現していく。さらに、現地に来訪できない人、海外に住む人にも古墳群の様子や古墳群に関する情報を提供できる方法を模索する。

具体的には、現在も公開しているホームページや外国語対応の音声ガイドをさらに充実させるとともに、SNS 等を利用した効率的な発信方法を推進する。

第8章 整備

1 整備の方向性

現在、史跡埼玉古墳群の整備事業は、平成18年度に策定された『史跡埼玉古墳群整備基本計画』に示された整備の方針を踏襲しながら、進めているところである。しかし、平成33(2020)年度で整備基本計画の第3期が終了することから、早急に新たな整備基本計画を策定し、遺構・遺物を確実に保護・保存し、史跡の活用を実施・充実させるための整備を行っていく。

当面は指定地内の整備未着手の古墳の整備を行うこととし、追加指定された古墳の整備、及びすでに老朽化したり、最新の情報を得られた古墳についても順次再整備を進める。また、現状は民家や道路により史跡が南北に分断されているが、各古墳が有機的につながるよう、一体的な整備を目指していく。

なお、この章では第6章の保存管理及び第7章の活用の方針に基づいて、史跡指定範囲を中心としたさきたま古墳公園エリア(図1-3①⑤)を対象範囲として整備方針を示し、具体的な整備方法については整備基本計画で定めるものとする。

2 整備の方法

史跡指定地内は発掘調査の成果に基づく古墳の整備を進め、古墳の歴史的価値を理解できるとともに、古墳が築造された当時の風景を体感できる空間として整備する。指定範囲外の公園地区については、多様な目的やニーズに対応できるエリアとして整備し、来訪者の利便性や快適性を確保することで、さきたま古墳公園全体が史跡を活かした広大な園地として整備できるよう、公園部局との連携を強化していく。

実際の整備にあたっては、有識者による史跡埼玉古墳群保存整備協議会に諮って意見や指導を仰ぐとともに、文化庁の指導を得ながら計画的に実施していく。

(1) 遺構の保護

遺構・遺物を確実に保存し、後世に引き継いでいくために必要な整備を実施する。

- ・史跡内で整備事業を行う際には、盛土等を行って遺構を確実に保護する。
- ・経年変化や災害(豪雨、台風等)により、古墳の一部が毀損した場合は、応急的に原状に復旧する措置を行う。
- ・遺構に悪影響を与えている樹木は伐採する。ただし、遺構面に影響がある場合には伐根は行わない。

(2) 遺構の表現

発掘調査成果の検証に基づき、墳丘、周堀、中堤、造出しを含む古墳範囲の整備を図り、全体像を視覚的に認識できるようにする。

- ・発掘調査の成果に基づき、築造当初の墳丘や堀の形態を復原する。遺構は盛土によって保護を行い、立体的に表現できるよう設計する。
- ・埋葬施設等の地下遺構が調査された古墳は、遺構に直接影響を与えない方法で、どのように埋葬されていたのかがわかる表示を行う。
- ・歴史の現場ならではの「すごさ」を体感できるような、効果的な景観づくりと眺望ポイントの整備を進める。
- ・古墳の配置や方位軸など、現地で俯瞰できない史跡の全体地形や遺構を表現するために必要な場合は、野外模型等の設置を検討する。

(3) 管理・運営及び公開・活用にかかわる施設の整備

- ・史跡指定地内における公開活用、管理運営のための施設は、遺構に悪影響を与えない方法で設置することとし、史跡の景観に配慮したものとする。
- ・案内板や解説板、道標などについては、来訪者に最新の情報を提供するため、整備の進捗や施設の老朽化に応じて、計画的に更新・設置する。
- ・史跡としての本質的価値と関連しない構造物（駐車場、移築民家、石造物など）は史跡外に移転または撤去する。
- ・史跡内に所在する博物館施設については、来訪者の動線等を考慮しながら、史跡範囲外へ移転するとともに、史跡の活用拠点としての機能を充実させる。
- ・どのような来訪者でも史跡を安全に見学することのできるバリアフリーの園路や施設の整備を行う。
- ・古墳群の動線に合わせて全体の調和やバランスを考えた景観づくり、眺望ポイントの整備、案内板の設置等を行う。また、古墳の見学以外にもジョギングや散歩等が目的の来訪者のニーズや滞在時間に応じて、快適に巡ることができる複数のコースを設定する。
- ・便益施設や園路、水道施設、電気施設は、既存施設の配置や設備内容を精査して、利便性や景観を考慮しながら必要に応じて計画的に改修・新設する。

(4) 植栽の整備

史跡指定地内の植栽については、史跡の保存と活用、来訪者への配慮等の均衡を図りつつ、適切な整備や管理を行う。

- ・古墳群の保存や整備に影響を与える樹木は、できるだけ間伐や伐採を図る。掘削することにより、遺構や地形に影響を与える場合は伐根をしない。
- ・古墳の形状や密集した連なりが見渡せるような植栽を工夫する。
- ・古墳時代の植生を反映した花木や地域種を選択し、古墳群の景観にふさわしい植栽を行う。
- ・都市公園としての憩いの空間を確保できるよう、樹種や植栽配置に留意する。

3 整備の事業計画

現在は平成 18 年度策定の『史跡埼玉古墳群整備基本計画』に基づいて整備事業を実施しているが、基本計画の事業計画第 3 期が平成 33 (2021) 年度で終了するため、早急に見直しを行うこととする。

当面においては、現在の指定範囲内において整備未着手の古墳の整備を先行して実施する。また、今後追加指定が行われる箇所の整備をはじめ、既整備の古墳についても、施設の老朽化や新たな知見や技術による再整備を順次行う。

(1) 短期計画

現在、現行の整備基本計画における第 3 期 (平成 29~33 (2021) 年度) の整備事業を進めているが、新たに平成 34 (2022) 年度以降の整備方針となる、新整備基本計画の策定を行う。

発掘調査は現在 (平成 30 年度現在) 進めている二子山古墳について継続し、今後実施する整備事業のためのデータを集積していく。整備工事は平成 31 (2019) 年度に奥の山古墳の追加指定部分の周堀復原を行って供用し、その後平成 22~28 年度の発掘調査で古墳のデータが得られた鉄砲山古墳の整備工事に着手する。

(2) 中・長期計画

現指定地内の未整備古墳について、発掘調査に基づく整備工事を継続して実施する。また、今後追加指定される範囲の発掘調査及び整備を順次実施していく。さらに、すでに整備された古墳についても、施設の老朽化の進行や新たな研究成果の蓄積によって、再整備や整備手法の見直し等を行う。

また、指定地内の博物館や駐車場等の移転についても検討して進めていく。

表 8-1 事業計画 (中・長期)

	10年後	20年後	30年後
発掘調査	未整備古墳(中の山・愛宕山・小円墳) →		
		追加指定部分 →	
整備工事	未整備古墳(二子山・中の山・愛宕山・小円墳) →		
		老朽化等による再整備工事 →	
その他	博物館・駐車場等移転 公園の拡張整備(継続) 公園内の諸施設の整備(継続)		

第9章 運営体制の整備

1 運営体制の方向性

史跡の適切な保存・活用の充実のために、さきたま史跡の博物館を中心に運営体制を整備し、拡充を図る。そのためには、県民の理解と協力が不可欠となる。また、関係機関・関連団体との連携や、周辺文化財と一体的に保存・活用できる体制を目指す。

2 運営体制の方法

(1) 史跡の管理体制

- ・所有者である埼玉県が、管理団体である行田市と連携し、史跡全体を適切に保存管理していく。
- ・実務は埼玉県教育局市町村支援部文化資源課とさきたま史跡の博物館が担い、公園管理と一体的な管理運営を行う。

(2) 活用の運営体制

- ・整備を含めた活用全般については、文化資源課を主管課として、さきたま史跡の博物館が実施する。
- ・有識者からなる史跡埼玉古墳群保存整備協議会での指導をもとに、史跡の活用方法について検討する。

(3) 県民との協働体制

- ・史跡の保存活用に際しては県民の理解と協力が不可欠である。多くの県民が古墳公園を利用して史跡の価値を実感し、史跡の保存と活用の気運が高まることで、事業を円滑に進める大きな原動力となる。そのための情報を様々な媒体を通じて発信するとともに、県民からの意見や要望もできる限り取り入れていく。
- ・地元住民とのコミュニケーションを大切にし、情報共有に努める。
- ・博物館ボランティアの活用を推進することで、博物館事業を支援してもらっただけでなく、史跡の価値についての理解者を増やしていくことにつなげていく。

(4) 関連機関・関連団体との連携

- ・国・埼玉県・行田市の関連部局や各種団体との連携を図り、史跡を適切に管理運営していく。
- ・行田市郷土博物館や古代蓮の里など、周辺公共施設と連携を進める。
- ・関係機関とは定期的に会議等で情報共有を図り、意思疎通が滞らないようにする。

(5) 行田市との協働

- ・管理団体である行田市と情報共有しながら、史跡埼玉古墳群の保存活用事業を進める。
- ・史跡の追加指定については、地元住民への理解と周知を図るため、協力して進める。

第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

これまで提示してきた保存活用の方針について、今後どのように実施するのか、短期と中・長期に分けて示す。

1 短期計画

追加指定や公有化については、地権者の理解と協力を得ながら、必要に応じて進めていく。また、特別史跡指定をめざす取組みを確実に進める。

活用については、現在進めている二子山古墳の発掘調査や、史跡の価値の解明のための調査を継続して実施し、今後の保存活用事業に活かしていく。また、社会や学校、地域における活用は現状をより充実させていく。

整備については、これまでに調査の成果が得られた古墳から着手するが、新たな整備基本計画を平成 32（2020）年度に策定して今後の整備の方針を示す。またそれに基づいて、解説板や道標を整備する。

ボランティア体制の整備や関連団体等との連携は引き続き行っていく。

2 中・長期計画

基本的には、短期計画で実施している事業を継続して行っていく。

整備については、整備基本計画に沿って、未整備の古墳や追加指定を行った古墳から着手し、老朽化した古墳の再整備も検討していく。また、博物館や駐車場等の移転は大きな事業となるため、中・長期的に検討・実施していく。

表 10-1 実施計画

		短期 H31(2019)～H35(2023)年度	中長期
追加指定等		<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡の指定 ・史跡と同等の価値をもつ遺構が所在する範囲を追加指定する。 	
公有化	史跡内	<ul style="list-style-type: none"> ・未公有地を公有化する。 	
	史跡外	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて追加指定範囲の公有化を検討する。 	
活用事業		<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育における活用を推進する。 ・学校教育における活用を推進する。 ・地域における活用を推進する。 ・観光資源としての活用を推進する。 ・情報発信の方法を検討し、充実を図る。 	
調査・研究		<ul style="list-style-type: none"> ・二子山古墳の発掘調査を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備古墳(中の山・愛宕山・小円墳)の発掘調査を行う。 ・追加指定部分の発掘調査を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・古墳時代に関する研究を推進し、調査成果を積極的に公開・活用する。 	
整備計画		<ul style="list-style-type: none"> ・～H32(2020)年度 整備基本計画を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画を見直す(概ね10年ごと)。
整備事業	史跡内	<ul style="list-style-type: none"> ・奥の山古墳、鉄砲山古墳、二子山古墳の整備を行う。 ・解説板・道標等の再整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備古墳(中の山・愛宕山・小円墳)の整備を行う。 ・追加指定範囲の整備を行う。 ・老朽化等による古墳の再整備を行う。
	史跡外	<ul style="list-style-type: none"> ・公園部局と協力して、さきたま古墳公園の整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館・駐車場等の指定範囲外へ移転する。 ・公園部局と協力して、さきたま古墳公園拡張に伴う整備拡充を図る。
運営体制		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア体制を整備し、充実化を図っていく。 ・地元住民とのコミュニケーションを進める。 ・国、県、行田市の関連部局や各種関係団体との連携を進める。 	

第11章 経過観察

1 方向性

本計画の推進と実現に向けて、埼玉古墳群の保存、活用、整備、運営・体制で検討した事項の実施及び達成状況の把握のための経過観察を定期的に行う必要がある。経過観察の結果により、本計画の実施状況の再確認と課題の抽出を行い、保存活用計画の見直しを行う際に活用する。

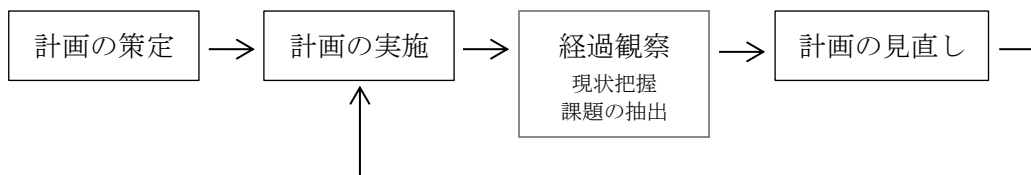


図11-1 経過観察のサイクル

2 方法

保存活用計画で示した事項の実現状況を年度ごとに確認する。現状把握については、表11-1のとおり、保存、活用、整備、運営・体制の項目ごとに実施事項を整理し、達成の可否を確認する。確認方法としては、来訪者の意見や要望を把握するため、博物館や公園利用者へのアンケートや聞き取り調査等を取り入れる。また、携帯端末を使った動向調査等の導入も検討する。

なお、達成できなかった事項については、その理由を分析して今後の整備に向けた課題を抽出し、作業の指針を示すとともに、計画の見直しに反映させる。

経過観察は、さきたま古墳公園の管理者であるさきたま史跡の博物館が主体となって自己チェックをし、有識者から構成される、史跡埼玉古墳群保存整備協議会や博物館評価委員会等で評価を行うこととする。

表 11-1 経過観察の観点（案）

	点検項目案
①計画	保存活用計画、整備基本計画に基づいて実施されているか。
	保存活用計画書の見直しは実施されているか。（概ね 10 年ごと）
	整備基本計画書の見直しは実施されているか。（概ね 10 年ごと）
②調査	必要な発掘調査は実施されているか。
	継続的な調査・研究が行われているか。
③保存	史跡指定地内の遺構・遺物は確実に保護されているか。
	史跡の本質的価値を有しないその他の要素について除却が行われているか。
	今後保護すべき範囲の追加指定に向けた働きかけを行っているか。
	指定地内の未公有地の公有地化に向けた働きかけを行っているか。
④活用	史跡の本質的価値を学び理解できる場として機能しているか。
	学校教育との連携・利用がされているか。
	社会教育の場として利用されているか。
	体験学習等は計画的に実施されているか。
	市民の憩いの場としての活用がされているか。
	文化的観光資源としての活用がされているか。
	情報発信は十分に行われているか。
⑤整備 (保存)	遺構が確実に保護されているか。
	経年変化や災害により、毀損している場所はないか。ある場合、応急措置が為されているか。
	遺構や景観に影響している樹木は伐採等適切に処理されているか。
(活用)	遺構の表現は学術的根拠に基づいているか。
	史跡の価値が適切に表現されているか。
	活用施設（案内板、解説板、トイレ、東屋、ベンチ、野外卓など）は適切な位置に配置されているか。
	活用施設は景観に調和したものとなっているか。
	史跡としての本質的価値と関連しない構造物（博物館・駐車場・移築民家・石造物など）の指定地外への移設について検討が進んでいるか。
	老朽化している施設はあるか。ある場合、更新の予定はあるか。
	史跡内の動線は有効に機能しているか。
⑥運営・体制	運営は適切に行われているか。
	事業遂行体制は十分か。
	国・県関連部局・行田市との連携、情報共有は図られているか。
	地域との連携は十分か。
	維持管理・運営に必要な予算は十分確保されているか。

史跡埼玉古墳群保存活用計画

平成 31 年 3 月 15 日 発行

発 行 埼玉県教育委員会

編 集 埼玉県立さきたま史跡の博物館

〒361-0025

埼玉県行田市埼玉 4 8 3 4

TEL. 048(559)1111 FAX. 048(559)1112
